

博士論文

地域子育て支援拠点事業における
保育ソーシャルワーク実践の可能性

2014 年度

香崎智郁代

熊本学園大学大学院
社会福祉学研究科社会福祉学専攻

論文要旨

本論文は、「すべての子どもと子育て家庭への支援」が目的とされている地域子育て支援拠点事業（以下、拠点事業）において、拠点事業を利用していない子どもと子育て家庭（以下、非利用者）に対する支援を検討していく必要があるのではないかという問題意識を持ち、地域における非利用者への支援とはどのようにしてなされ得るかという問いをたて検討を行ったものである。具体的には、拠点事業の設置目標でもあるすべての子育て親子がベビーカーで歩いていける場所として中学校区を本論における地域と定義し、地域に居住するすべての子どもと子育て家庭に対して、交流の場の1つとして提供されている拠点事業（センター型）に特化し、以下の4点について解明したものである。すなわち1点目は、拠点事業を中心に地域子育て支援施策を振り返り、どのような問題点が表出しているのかを検討した。2点目は、非利用者の視点から拠点事業の現状と課題を明らかにした。3点目は非利用者への支援を実施していくにあたっての困難性や課題を明らかにし、そして最後に非利用者にとって更なる支援をしていくための必要な提言を行った。

まず序章において、これまでの拠点事業における先行研究を概観し、拠点事業における業務内容が、現状の担当者である保育者が保持している知識や技術では対応しきれない状況にあり、ソーシャルワークの知識、技術が求められていることを明らかにした。そして、「拠点事業における担当者の多くを占める保育士が実施するソーシャルワーク」を保育ソーシャルワークと定義し、拠点事業の業務実施には保育ソーシャルワークの知識、技術が求められていることを提示した。また、ここで保育ソーシャルワークと似た概念として用いられている児童ソーシャルワーク、ファミリーソーシャルワークについて整理した上で、拠点事業担当者によるソーシャルワーク実践においては、保育の知識や技術が必要とされる保育ソーシャルワークというより特化したソーシャルワーク実践を目指すことが必要であることを提示した。

第1章においては、拠点事業に焦点をあて、これまでの地域子育て支援に関する施策を振り返り、保育所が通所する子どもとその保護者だけでなく、保育所を利用しない地域に住む子どもや子育て家庭も視野に入れた支援が求められてきたことを確認した。そして、これまで在宅育児を含む子どもへの支援はその必要性が随時唱えられながらも、おきざりにされてきたことを確認した。そしてすべての子どもと子育て家庭への支援のためには、非利用者に焦点をあて、担当者が保育ソーシャルワークを実施しアウトリーチしていく必要性を述べた。

第2章では、非利用者に焦点をあて、非利用者にアンケート調査を実施することで非利用者の現状と課題について検討した。そこでは、非利用の要因として拠点事業の情報がいまだすべての子育て家庭に対して認知されていないことが明らかになった。また、拠点事業を認知している人たちであっても利用につながっていないことも明らかになり、担当者が継続して、アウトリーチを実施していく必要性を指摘した。

第3章では、現在のアウトリーチ活動の1つとして拠点事業のセンター型における地域支援活動を取り上げ、インタビュー調査からその現状と課題を検討した。そこで、地域支援活動を阻害する要因として第1に情報不足、不安感、第2に担当者の力量不足、第3に外的要因の3要因があることを仮説として提示した。

第4章では、第3章で提示した仮説を、拠点事業担当者へのインタビューのなかで提示された事例を基に検討した。担当者には、地域支援活動を実施していく際の困難性について事例を中心に語ってもらい、その結果をM-GTAによって分析した。分析した結果、「職員の力量」と「外的要因」の2つの要因が見出された。「職員の力量」は第3章で得られたものであり、「外的要因」は、第3章における「情報不足・不安感」を内包する要因として考えられた。すなわち、それらは第3章で得られた仮説を支持する結果であった。その後、結果図とストーリーラインを作成し、モデルを提示したが、拠点事業そのものがそれぞれの地域を基盤とした事業であることからその事業内容の多様性は容易に想像することができ、それに伴った困難性も見出されてくる可能性は否定できなかった。そのためインタビューを継続し、モデルを再考していくことが課題として示された。

第5章では、拠点事業における事業内容を担当者からのインタビュー調査から分析し、事業実施において求められている力量について検討を行った。そこで、事業実施にあたっては、保育の知識や力量以外にソーシャルワークの力量が求められていることが明らかになった。また、担当者のソーシャルワークの認知についてアンケート調査より検討した。そこで、ソーシャルワークという言葉としては認知されているものの、具体的な内容や方法は習得できていないことを言及した。

第6章では、これまでの調査結果を踏まえ、担当者がソーシャルワークを実施していくための可能性として現在の研修システムのあり方を捉え検討した。現状の担当者に対する研修としては、カナダの例を紹介し、リカレント教育も視野に入れた研修体制の整備の必要性について提示した。また、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士資格と保育の専門職である保育士資格の両方を合わせ持つことの必要性について触れ、現在の我が国の状況として両方の資格を併せ持つ人数が少ないことを示し、今後の養成には大学だけでなく、アドバンスコースを設定した上で養成にあたることの重要性について述べた。そして、担当者が保育ソーシャルワークを実施していくためには、それを支える体制を整備していく必要性を提示した。短期的には人数配置を全ての拠点事業において1名から2名に増加させていくこと、そして拠点事業の事業内容を関係機関、地域住民にも幅広く周知させていくことより、地域に出向いた活動を実施しやすくするようにしていくことの必要性について述べた。さらに長期的には拠点事業に求められる事業内容を改めて検討しなおし、そのために必要な体制を再整備していくことの必要性について述べた。

終章では、最初に提示した4つの課題について整理した上で、地域において拠点事業がどのように非利用者に対して支援を実施していくことができるのかという本論の問いについて検討した。すなわち、アウトリーチを実施していくことがその支援の第1歩になり、

アウトリーチは拠点事業にまで足を運べない非利用者にとって重要な支援になることを提示した。しかし一方で、その支援を受け入れない家庭があることは想像に難しくなく、アウトリーチをしたからといってそれがすべて非利用者への支援につながる事が難しいことが予想された。すなわち、そこには非利用者である子どもとその保護者に働きかけ、状態を適切にアセスメントし、その両者のニーズを把握し、支援につなげていく保育ソーシャルワークの力量が必要であり、民生委員や保健師といった非利用者を取り巻く他の関係機関と連携した支援を実施していくためにも保育ソーシャルワークの実施が求められていることを提示した。

そして、最後に本論の課題を提示した。まず、拠点事業が現在進行形の事業であり、本論執筆途中に枠組みや名称等が変更してしまったことから、表記に齟齬が生じてしまった。また、2013年の枠組み変更に伴い、拠点事業（センター型）がそれまでのひろば型と統合され一般型となったものの、本論では一般型のみの考察に留まってしまった。次に、養成課程における保育ソーシャルワーカー養成のカリキュラム構想には言及できなかった問題がある。そして、最後に今後の拠点事業の体制整備について深く考察することが適わなかった。これらは今後の課題として提示した。

目 次

序章 本論文の課題と問題意識 構成と概要 (p 1~12)

はじめに

- 1.問題意識と研究目的
 - 2.先行研究の検討
 - 3.地域子育て支援における保育ソーシャルワークとは
 - 4.本論文の構成
- 注および引用文献

第1章 地域子育て支援の変遷と課題 (p 13~22)

はじめに一問題の設定

- 1-1.萌芽期 - 保育所地域子育てモデル事業の始まり (1980~1994 年)
 - 1-2.模索期 - 地域子育て支援センター事業 (1995~2005 年)
 - 1-3.展開期 - 地域子育て支援拠点事業 (2007~現在)
- 2.今後の課題
 - 2-1.非利用者への視点とアウトリーチ
 - 2-2.求められる専門性としての保育ソーシャルワーク
- 注および引用文献

第2章 アンケート調査からみる地域子育て支援拠点事業非利用者の現状と課題 (p23~37)

- 1.はじめに一問題の設定 目的
 - 2.先行研究からみる非利用者像
 - 2-1.利用者と非利用者の2極化現象
 - 2-2.非利用者に至る要因
- 3.研究方法
 - 3-1.調査対象
 - 3-2.調査方法
 - 3-3.調査項目
 - 3-4.倫理的配慮
- 4.結果
 - 4-1.対象者属性
 - 4-2.認知の有無
 - 4-3.子育て支援施設を利用しなくなった理由
 - 4-4.認知しているが非利用の理由
 - 4-5.現在利用している遊び場の状況
- 5.考察

5-1.非利用となった要因ー利用を妨げる認知状況

5-2.非利用となった要因

5-3.利用しない要因

5-4.非利用者の選択する遊び場状況

6.まとめー非利用者に対する支援の課題

6-1.継続したアウトリーチ活動の必要性

6-2.子育て支援の場として公園

7.まとめと今後の課題

注および引用文献

第3章 インタビュー調査からみる地域子育て支援拠点事業（センター型）における地域支援活動の現状と課題（p38～49）

1.はじめにー問題の設定

2.地域支援活動に関するインタビュー調査

2-1.調査対象と方法

2-2.倫理的配慮

2-3.分析方法

3.調査結果

3-1.地域支援活動の内容

3-2.インタビューデータの概念化とサブ・カテゴリ

3-3 カテゴリの統合

3-3-1.コア・カテゴリⅠ「情報周知不足・不安感」

3-3-2.コア・カテゴリⅡ「職員の力量」

3-3-3.コア・カテゴリⅢ「外的要因」

4.考察

4-1.地域支援活動の形態

4-2.情報周知不足・不安感

4-3.職員の力量

4-4.外的要因

5.まとめと今後の課題

注および引用文献

第4章 事例調査からみる地域子育て支援拠点事業（一般型）における地域支援活動実施の現状と課題（p50～59）

1.はじめにー問題の設定

2.調査概要

- 2-1.調査対象と方法
 - 2-2.倫理的配慮
 - 2-3.分析方法
 - 3.調査結果
 - 3-1.生成された概念と定義
 - 3-2.サブカテゴリとコア・カテゴリ
 - 3-3.結果図とストーリーライン
 - 3-4.コア・カテゴリ I 「職員の力量」
 - 3-5.コア・カテゴリ II 「外的要因」
 - 4.考察
 - 4-1.職員の力量
 - 4-2.外的要因
 - 5.まとめと今後の課題
- 注および引用文献

第 5 章 アンケート調査・インタビュー調査からみる地域子育て支援拠点事業（センター型）に求められる専門性（p 60～73）

- 1-1.はじめに一問題の設定 目的
 - 1-2.調査概要
 - 1-2-1.調査対象者
 - 1-2-2.倫理的配慮
 - 1-2-3.調査方法
 - 1-3.結果と考察
 - 1-4.まとめと今後の課題
 - 2-1.はじめに一問題の設定
 - 2-2 調査概要
 - 2-2-1.調査対象者
 - 2-2-2 倫理的配慮
 - 2-2-3.調査方法
 - 2-3.調査結果
 - 2-4.考察
- 注および引用文献

第 6 章 地域子育て支援拠点事業担当者による保育ソーシャルワーク実践の可能性と展望（p74～86）

- 1.はじめに一問題の背景と所在

2. 拠点事業担当者の保育ソーシャルワーク実施への展開
 - 2-1. 保育士の研修体制から
 - 2-2. カナダのファミリーソーシャルワーカー養成からの検討
 3. 保育ソーシャルワーカーの可能性
 - 3-1. 地域子育て支援に関わる保育ソーシャルワーカー養成に向けて
 - 3-2. 社会福祉士をベースとした保育ソーシャルワーカー養成
 4. 保育ソーシャルワーク実施への体制整備に向けて
 5. 今後の課題
- 注および引用文献

終章 本論のまとめと今後の課題 (p87～93)

1. 総括
2. 本論の限界
3. 謝辞

注および引用文献

参考文献

序章

本論文の課題と問題意識 構成と概要

はじめに

1.問題意識と研究目的

昨今、「母親の孤立」という言葉がよく見受けられる。母親の孤立をめぐっては、様々な要因が指摘されている。例えば、子どもの発達障害や外国人母親といった属人的な要因も考えられるが¹、地域における人間関係の希薄化、地域コミュニティの崩壊、核家族化、都市化が進み、隣の人の名前も知らずに生活する現代のライフスタイルの変化といった社会的要因も挙げられている。特に、乳幼児を対象とする遊び場や交流の場の少なさ²という子育て環境の貧しさは、自ずと母親たち、特に専業主婦たちを家庭という密室へと閉じ込め、孤立化させる構造を持つ³。

では、母親が孤立することはどのような問題をもたらすのであろうか。端的にいうと、育児の孤立は育児の負担感を増大させ、育児不安を増幅させる一因になっている⁴。すなわち、社会から取り残されてしまうのではないかという寂寥感や育児への戸惑い、自由に外に出られないといった孤独感など、全てを母親一人が背負う子育ての状況がどんどん母親自身を追い詰めていくのである。これまでの育児不安研究においても、子どもと離れる時間の少ない専業主婦に育児不安が多いこと、また夫の育児参加の程度や母親のネットワークの有無が育児不安に関連していることが明らかにされている。そして、この育児不安が子どもへの虐待と関連している可能性も示唆されるようになった⁵。

一方で、子どもの遊びを取り巻く状況も深刻化している。子どもが成長・発達していくためには、遊びが重要な役割を果たすことはこれまでの研究においても数多く言われている。文化人類学において、子ども文化という新しい概念を提唱した藤本⁶は「子どもにとっては、遊びは学習という要素が強く、運動能力や体力の養成、知的・精神的発達に持っている役割と意味はきわめて大きい」と述べており、子どもにとって遊びは生活そのものだとしている。また、和田⁷も同様に「子どもにとっては遊びと見ることが『生活』であり、存在の根本的な様態である」と述べている。すなわち子どもにとっての遊び場とは「子どもの生活空間すべて」と考えることができる。

しかし、現在の子どもは容易に戸外で遊べないという状況がある。子どもの遊び場について昭和30年代と50年代を比較した仙田⁸によると、子どもの遊び空間が大幅に減少していることが明らかになっている。そして、その後においても都市部での遊び場空間、住宅事情の悪化などが多く指摘されていることなどから、戸外だけでなく戸内の遊びにおいてもかなり制限されてきていることが窺える。また、子どもの遊び場を取り巻く現状について、幼稚園児を持つ母親を対象に、質問紙調査を行った文屋、目野⁹は、多くの母親は遊びの中で子どもの社会性や協調性が養われていると考えており、遊びの必要性を感じている一方で、交通事情や少子化などの問題から、現状ではそれが難しくなっており、何とか子どもの遊びを守ってやりたいと願う母親の努力に依っていると指摘している。子どもの遊びを支える場や遊び仲間が制限され、それに対して遊びの重要性を理解している保護

者が何とか苦慮しながら対応しているという状況がみてとれる。

このような子どもとその保護者を取り巻く状況の変化に対して、国も手をこまねいてきたわけではない。1994年には、「今後の子育て支援のための施策の基本方向について（エンゼルプラン）」のなかで、地域子育て支援を重視し、育児の孤立化や不安感を招くことにならないような施策を展開しはじめた。なかでも、保育所等において育児不安について専門的な相談ができる機能を持つ地域子育て支援センター事業や子育て親子が気軽に集い、交流ができるような場を提供するつどいの広場事業が開始された。これらの事業では、誰かと話したい、安心して子どもを遊ばせる場所が欲しいといった母親からの要望も受け、歩いていける身近な場所に親子で集まり、相談や交流ができるという交流の場の提供することが目的とされている。そして、2007年度には、これらの事業とともに、児童館の活用も含めた地域子育て支援拠点事業（以下、拠点事業と記）が展開され、量の拡充が図られているところである。

しかし、量の充実が必ずしも全ての母親の孤立を防ぐわけではない。そこには、そのような場を利用しない母親が存在する。先行研究においても、与えられた場を積極的に利用する母親と全く利用しない母親に2分されていることが指摘されている¹⁰。すなわち、与えられた場を利用する保護者（以下、利用者）は様々な支援サービスを利用する一方で、利用者しない保護者（以下、非利用者）はどの支援サービスも全く利用していないのである。2003年の「児童福祉法を一部改正する法律」において、すべての子育て家庭に対する子育て支援を市町村の責務とすることが明確化され、その後の子育て支援施策等においても「すべての子どもと子育て家庭への支援」が当然のように明示され、広く社会に提言されているにもかかわらず、未だ支援サービスを享受できていない人たちがいるという問題意識がある。

さて、本論ではすべての子どもと子育て家庭への支援の1つとして拠点事業に着目している。実は、拠点事業以外にも、すべての子どもと子育て家庭が利用可能な支援として、ファミリーサポート事業や一時預かり事業、養育支援訪問事業など様々な支援が提供されている¹¹。では、なぜ本論で拠点事業に着目するのか、その理由について述べたい。

先述したように、拠点事業は2007年に再編された事業である。実施要綱によると、その目的は「地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進すること」¹²とされている。また実施形態として、保育所が中心として設置されていた地域子育て支援センターを前身とする「センター型」、都市部を中心とした子育て親子の草の根的な活動から始まったつどいの広場を前身とする「ひろば型」、そして「児童館型」の3類型があった。2004年に策定された「子ども・子育て応援プラン」では、すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく集まって、相談や交流ができるようになり、孤独な子育てをなくすことを目指すべき社会の姿として掲げている¹³。そして、2010年閣議決定された「子ども・子育てビジョン」においては2014年までに、子育て家庭が気

軽に集える場所となる支援拠点を全国に1万ヶ所、中学校区に1ヶ所設置することが明示され¹⁴、すべての子育て親子がベビーカーで歩いていける場所に設置することが目標とされている。実際、2013年現在において全国5,968ヶ所に設置（内、センター型3,302ヶ所、ひろば型2,266ヶ所、児童館型400ヶ所）されており¹⁵、その数は年々増加している。

実施内容は、①交流の場の提供や交流の促進、②子育て等に関する相談・援助、③子育て情報の提供、④子育て等に関する講習等の実施といった4つの基本事業以外に、ひろば型においては、地域のニーズや実情に応じて近隣の公共施設等を活用した出張ひろばの実施に努めるよう求められている。また、センター型においては、「公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等」を実施する出前保育に類するものと、さらに「地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応」として、アウトリーチの実施が義務付けられている。このように、拠点事業においては、拠点を利用する子育て家庭だけでなく、利用しない子育て家庭への支援も同様に求められている。また、2008年11月には「児童福祉法を一部改正する法律」において、拠点事業は法定化され、その実施に努力義務が課されることになるなど、拠点事業の更なる推進が求められている。そのようななか、「すべての子どもと子育て家庭への支援」が目的とされる拠点事業において、いかにして非利用者への支援を実施していくことができるのかを検討することは意義のあることだと考える。

以上のような問題意識から、本論では拠点事業の非利用者に焦点をあてたい。そして、拠点事業の設置目標でもあるすべての子育て親子がベビーカーで歩いていける場所として中学校区を本論における地域と定義し、その地域における非利用者への支援とはどのようにしてなされ得るかという問いをたて検討を行う。具体的には、地域に居住するすべての子どもと子育て家庭に対して、交流の場の1つとして提供されている地域子育て支援拠点事業（センター型）に特化し、以下の4点について解明するものである。すなわち1点目は、拠点事業を中心に地域子育て支援施策を振り返り、どのような問題点が表出しているのかを検討する。2点目は、非利用者の視点から拠点事業の現状と課題を明らかにする。3点目は非利用者への支援を実施していくにあたっての困難性や課題を明らかにし、そして最後に非利用者にとって更なる支援をしていくための必要な提言を行いたい。

2. 先行研究の検討

拠点事業は2007年に再編成されたものであり、先行研究においてもセンター事業、ひろば事業、児童館についてそれぞれ検討がなされている状況にある。ここでは本論の対象である拠点事業（センター型）とその前身であるセンター事業を中心に検討する。

センター事業に関する研究は1990年代後半から始まるが、その多くは事業の利用状況や実態に関するものである^{16,17,18,19}。なかでも柏女らは、全国の支援センターを対象としたアンケート調査を実施し、センター事業は乳幼児とその保護者に対して居場所を提供しており、相談業務を実施していることを明らかにしている²⁰。この点において松永²¹も同様にセ

ンター事業は利用する親子にとって、日常生活を楽しむための一部としての居場所になっていると述べている。また、その他センター事業の担当者や利用者を対象にした調査においても事業に対して肯定的な評価が示されており^{22,23}、事業に対して大きな期待が寄せられていたことが窺える。しかしこの点において、これらの評価はその多くが実施者や運営側によるものであり、利用者による事業評価の機会は少なく²⁴、あったとしても「個人的な感想の域を出ていない」と述べられるなど²⁵、その視点に問題があることが示唆されている。すべての子どもと子育て家庭への支援が目標とされている拠点事業において、利用者だけでなく非利用者からの視点を取り入れていく必要性があると考えられる。

さらに、拠点事業における課題も挙げられている。その一つに担当者の力量の問題がある。拠点事業は、そもそも1993年創設の地域子育て支援モデル事業に端を発し、その後数回の変遷を経て2007年に「地域子育て支援拠点事業」として再編成された事業である。事業主体は特別区を含む各市町村であるが、その運営は保育所といった社会福祉法人やNPO法人に委託することができる。なかでもセンター型は運営主体の多くが保育所であり、担当者も保育士であるケースが多くみられる。そして今後もその状況は変わらないと予想されている²⁶。

先行研究においては、担当者、つまり保育士に求められる知識や技術は保育所保育におけるケアワークとは異なり、広く地域の子育て家庭の相談に応じるとともに虐待などの予防対応を行うといったソーシャルワーク技術やファシリテーター技術であることが指摘され、担当者の知識や技術を向上させることが課題とされている²⁷。また、政策的には地域資源との連携やコーディネート業務が求められているものの、その実態とは齟齬が生じていることも指摘されている²⁸。つまりこれまで保育士がその多くの任を担ってきた拠点事業において、既存の専門性だけでは対応しきれない状況にきていることがわかる。

この点において、保育士がソーシャルワークを担うことについて限界や疑問を呈する見解もある。土田²⁹はセンターが保育所に併設されている意義を認めつつ、ソーシャルワークの専門職を配置すべきであると述べている。また、山本³⁰も現在の保育士の行うソーシャルワークでは内容自体に限界があり、社会福祉士など保育士以外の専門職を配置することの必要性を指摘している。さらに山縣³¹は、地域子育て支援で求められているのは子どもへの支援よりも親支援であり、そのためには、ソーシャルワーク、コミュニティワーク、コーディネーションといった技術が必要であり、「保育士が(業務の)中心であることはむしろ、活動を制約する」(括弧内は筆者が加筆)とまで述べている。

確かに、実施要綱では「保母(保育士)等」が担当者として開始されたセンター事業であったが、2005年の通知以降、この文言は削除され拠点事業においても踏襲されている。しかしながら常勤職員のおよそ9割が保育士であるという状況を鑑みる³²と、保育士を主とする担当者がソーシャルワークを引き受けざる得ない状況がある³³ことは否めない。とするならば、基本的に保育士が持つケアワークからケースワーク、グループワーク、コミュニティワークを総合的に実施するソーシャルワーク技術を習得していくことが肝要であると

考える。

地域子育て支援におけるソーシャルワーク実践において、保育ソーシャルワークの視点の重要性が叫ばれている。詳細については後述するが、土田は保育所、保育所併設の地域子育て支援センターで機能を発揮するソーシャルワークを保育ソーシャルワークと定義し、拠点事業の中で保育ソーシャルワークを実施していく必要性を論じている³⁴。そして、その実施についてはソーシャルワーカーとしてのアイデンティティをもった保育所施設長等やセンター担当者、あるいは社会福祉士等のソーシャルワーカーを「保育ソーシャルワーカー」としてセンターに配置することが必要と指摘している³⁵。これらは、これまで、拠点事業業務において必要と唱え続けられてきたソーシャルワークのあり方に対して一定の答えを提示するものとして画期的な提言であるといえる。しかしながら、提示に留まっており、その具体性に欠ける。また前述したように、現状においては拠点事業の担当者は保育士であることが予想されており、早急にその体制が変化することは考えにくい。そのため本論では、まずは保育士である担当者が現時点において実践している業務の中で、どのように保育ソーシャルワークを実施していくことができるのか検討していきたい。

3. 地域子育て支援における保育ソーシャルワークとは

本論では、拠点事業において、担当者が保育ソーシャルワークを実施する可能性について検討することを目的としている。そこで本節では、保育ソーシャルワークとは何か、先行研究を概観し、その上で本論における保育ソーシャルワークについて定義する。

前述したように、1994年のエンゼルプラン策定以降、保育サービスの整備充実を目的とした施策が発表されると共に、保育士が子育て支援を担うことが積極的に求められるようになった。1997年の「児童福祉法を一部改正する法律」では、保育所に相談・助言機能が組み込まれ、2001年の「児童福祉法を一部改正する法律」では保育士は「登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」（児童福祉法第18条の4）と定義され、資格が法定化された。この保育士の国家資格化のなかで、保育士の業務に児童の保護者への指導を含むことが明記されたのである。また、2003年の「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会」による報告書「社会連帯による次世代育成支援に向けて」では、「保育所の子育ての専門性を活かす観点から、保育所が地域の子育てを支え、助ける存在として地域に開かれたものとなるとともに、家庭の子育て力の低下を踏まえ、ソーシャルワーク機能を発揮していくことが必要」³⁶との方向性が示された。さらに、2008年の新保育所保育指針では新しく保護者支援が盛り込まれ、その中で保育園に入所している子どもの保護者だけでなく地域における子育て支援に取り組むことが示される³⁷など、地域子育て支援の中核を担う専門職として保育士がソーシャルワークを実施していくことの重要性が示されている。

先行研究をみると、2000年頃から保育所のソーシャルワーク機能やソーシャルワーク活

動、ソーシャルワーカーとしての保育士の専門性、保育士養成課程におけるソーシャルワーク（社会福祉援助技術）教育などをタイトルにしたものが多くなってきており、保育実践におけるソーシャルワークへの関心が高まってきていることが窺える。しかし、その反面、保育ソーシャルワークに関する一致した見解や定義は未だ見られていない。例えば、保育所、保育士、保育とソーシャルワークに関する先行研究を概観した山縣ら³⁸によると、保育ソーシャルワークの定義を「保育士が行うソーシャルワーク活動」、「保育所で行うソーシャルワーク活動」、あるいは「保育に基づいて行われるソーシャルワーク活動」として多くの研究が多くみられることを指摘している。

その他、具体的に定義したものとして、橋詰は「一人の子どもを家族全体で理解して、その福祉を保証する視点を持ち、子育てに関する社会資源を活用、調整しながら問題解決を図る方法論をいう。加えてそのプロセスを通して保護者とともに解決していく姿勢で、個人と社会との結びつきを視野にいれた保育活動」³⁹であるとしている。そして柏女は保育ソーシャルワークの定義にあたっては、まず保育の定義を整理する必要性を指摘しつつ、「個別援助活動、社会資源の開発、福祉的地域社会づくりの3つがソーシャルワーク援助のポイント」⁴⁰であり、「保育ソーシャルワークは、その一連の活動を保育分野において行うもの」と述べている。さらに、伊藤は、「子どもと保護者の幸福のトータルな保障に向けて、そのフィールドとなる保育実践及び保護者支援・子育て支援にソーシャルワークの知識と技術・技能を応用しようとするものである」⁴¹と定義している。

以上のような定義の相違は、それぞれの理論的立場と関連している。例えば、前出の山縣らは、先行研究においては「①ソーシャルワークとケアワークは異なる専門性であり、保育をケアワークと捉える立場、②ケアワークをソーシャルワークの一分野と捉え、保育士はソーシャルワークの一部であるケアワークを実践しているという立場、③保育技術がケアワークとソーシャルワークの二重構造を持つ、という3つの理論的立場に分類できる」と述べている。また鶴⁴²も同様に、これまでの保育ソーシャルワークの捉え方は「保育（ケアワーク）を基点にソーシャルワークに向かうのか、逆にソーシャルワークから保育（ケアワーク）に向かうのかという違い」があり、保育ソーシャルワークの基本体系を保育技術にあるとするのか、ソーシャルワークにするのかという保育とソーシャルワークを別個とする見解が多いと述べている。

いずれにしても、地域子育て支援におけるソーシャルワークの必要性については十分議論されており⁴³、その対象者は入所している児童とその保護者だけでなく、地域における子どもと子育て家庭である。すなわち保護者のウェルビーイングと子どものウェルビーイングの関わりの中で、双方の環境をより良いものとするために、子どもとその保護者へのはたらきかけだけでなく、それらを取り巻く環境への働きかけも重要となる。つまり、担当者が提供する支援が、子どもとその保護者にとって最善の利益をもたらすためには人と環境に働きかけるソーシャルワークの視点・技術を用いた支援が必要となる。

ところで、保育ソーシャルワークと似た概念としてファミリーソーシャルワーク、児童

ソーシャルワーク、といった概念がある。ここでは、この 2 つの概念を概観した上で、本論において保育ソーシャルワークを選択する理由について説明する。

ファミリーソーシャルワークとは、「クライアントが直面する問題を家族全体の中で捉え、家族関係のあり方に介入することで問題の解決・緩和を図ろうとする援助方法」⁴⁴のことである。すなわち、家族が直面する問題は、特定の個人のみからでなく、現在の家族関係のあり方から生じているという観点を持つ。そのため、全ての家族構成員が問題を共有化し、目標を設定し、そのための人間関係や社会制度との関係を調整していくことが課題とされている。国の施策をみると、2004 年度から、児童養護施設等に家庭復帰のための調整や相談を行う家庭支援専門相談員としてファミリーソーシャルワーカーが配置されている⁴⁵。

拠点事業におけるファミリーソーシャルワークの必要性を検討した先行研究も散見される。例えば、新川⁴⁶は、拠点事業におけるファミリーソーシャルワーク実践を検討している。そのなかで、岡村⁴⁷の述べたファミリーソーシャルワークの 5 つの機能、すなわち、評価的機能、調整的機能、送致的機能、開発的機能、保護的機能を挙げ、拠点事業においては、このファミリーソーシャルワークの機能を活用している点が多くみられることを指摘している。そして、地域子育て支援におけるファミリーソーシャルワーク実践を行うための実践理論を構築していく必要性を示している。確かに、ソーシャルワーク実践という点においては、筆者の述べる保育ソーシャルワークと共通点があるといえる。しかし、新川⁴⁸も指摘しているように、拠点事業でのファミリーソーシャルワーク実践には、「子どもの気持ちを考慮した関わりを採り入れた実践」が必要とされている。すなわち、ここでは子どもの育ちや子どもへの関わりといった保育に関する知識や技術がファミリーソーシャルワークにおいても求められているといえよう。

次に、児童ソーシャルワークについてであるが、これは小田⁴⁹が「児童ソーシャルワークは家族ソーシャルワーク（ファミリーソーシャルワーク）である、という局面を強くもっている」（括弧内は筆者が加筆）というように、ファミリーソーシャルワークと同様に扱われることが多く、その定義は明確ではない。しかし、例えば田中⁵⁰は「健康で文化的な最低限度の生活の保障システム、社会化および教育システム、身体的安全・精神的安定の供給システム、保健医療システムを社会福祉制度の内容とすると、各システムと児童を関係づけ、また、システムとシステムを調整し、連係させる等の、児童の権利を保障するための援助的な実践活動」と定義づけている。また、大坪によると、児童ソーシャルワークは「子どもを巡る諸問題・諸課題に対して、その社会的背景や原因を究明し、その解決・緩和を図るための社会的施策・対策の整備、開発、そして、ケアワーカーと協力し個別の子どもへの援助を目的とするもの」⁵¹であり、児童ソーシャルワーカーの役割は次の 3 つに大きく分類されると述べている。すなわち、1 つは関係機関との連携等を通して援助を要する児童や家族への直接的援助を図ること、2 つは児童福祉に関するサービスや情報を的確に広報すること、3 つは児童の個別性に基づく制度・サービスの開発である。

ソーシャルワークが「人間の福利（ウエルビーング）の増進を目指して、社会の変革を

進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく」⁵²のものであり、具体的には臨床ソーシャルワーク、グループワーク、コミュニティワーク、コミュニティ・オーガニゼーション等といった実践であることからすると、前述した児童ソーシャルワークはつまるところ児童分野におけるソーシャルワークのことを指していると考えられる。児童ソーシャルワークの担い手としては、児童相談所の児童福祉司や福祉事務所における社会福祉主事、母子自立支援員等があり、ここでの児童とは0歳から満18歳に満たない者とその対象はかなり幅広いものになっている。そのなかで前述した様々な担い手が施設や公的な相談機関を中心として虐待や不登校、非行といった様々な問題に対応している状況にある。

以上、簡単ではあるがファミリーソーシャルワークと児童ソーシャルワークについてみてきた。このいずれにおいても保育ソーシャルワークと同様に子どもの最善の利益を目的としたソーシャルワーク実践が求められるものであるが、ファミリーソーシャルワークにおいては、その実践のためには保育の知識や技術が必要とされ、児童ソーシャルワークにおいては、その対象である児童の内容が幅広いものとなっていた。本論の目的である拠点事業における担当者のソーシャルワーク実践においては、保育の知識や技術が求められている。さらにその対象の多くが未就園児とその保護者といったよりスペシフィックになっていることから考えると、拠点事業担当者によるソーシャルワーク実践を保育ソーシャルワークと捉え、固有の、より特化したソーシャルワーク実践を目指すことが必要ではないかと筆者は考えるに至った。

では、次に本論における保育ソーシャルワークのソーシャルワークとは具体的には何を指すのかについて検討する。本論の対象である地域子育て支援拠点事業実施要綱によれば、拠点事業における支援内容は、基本事業として①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談・援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施の基本事業に加え、2013年度創設の地域機能強化型においては、「利用者支援」として⑤子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択ができるように、情報の集約・提供の実施、⑥「地域支援」として、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働の実施、が定められている⁵³。すなわち、ここで求められているのは、地域のサービスと利用者の仲介や利用者同士の仲介をする仲介機能や、利用者が自ら自分に必要な情報の提供、新たな子育てのスキルの提供といった教育機能、子ども同士の関係、利用者同士の関係を調整する調停機能、家族や地域、専門機関との連携といった連携機能、利用者の抱える問題解決に向けて、相談にのり支援していく相談援助機能、さらには支援の場まで出てこない、あるいは出ることのできない非利用者のもとまでアウトリーチを実施し、必要な支援へとつなげていく予防的支援といったソーシャルワークの機能とされるものであることが窺える。鶴は子育て支援や保育の機能・役割をソーシャルワークのそれと照らし合わせ整理をしている。そのなかで、保育・子育て支援におけるソーシャルワークの機能として、「仲介機能」「調停機能」「代弁・弁護

機能」「連携機能」「処遇機能」「相談援助機能」「教育機能」「保護機能」「組織機能」「ケースマネージャー機能」「支援者機能」「管理機能」「職員同士のチームワークの調整、社会変革機能」の13の機能を提示した上で、さらに養護技術や遊びを展開する技術といった保育技術が求められるとしている⁵⁴。

拠点事業担当者は、子どもと保護者のウェルビーイング増進のため、担当者がその双方の持つ潜在的なストレングスに働きかけながら支援をしていくことが求められるものである。そこでは、担当者は前述したソーシャルワークの機能を果たしながら子どもと保護者の最適な環境の整備を目指すものであろう。

このような視点にたち、本論では「拠点事業における担当者の多くを占める保育士が実施するソーシャルワーク」を保育ソーシャルワークと定義する。そして、まずは保育士である担当者が現時点において実践している業務の現状を明らかにした上で、今後どのように保育ソーシャルワークを実施していくことができるのか検討したい。

4.本論文の構成

本研究は、すべての子どもと子育て家庭への支援を目標とした拠点事業のセンター型を対象に、非利用者からの視点も交え、いかにして拠点事業担当者が保育ソーシャルワークを実践していけるのかという課題について、拠点事業担当者の業務の現状に着目し実証的に検討しようとするものである。

以下では、本論文の構成と内容について示しておきたい。

第1章では、非利用者の視点からこれまでの拠点事業の成り立ちや社会的背景について概観し、その問題点と課題について考察する。第2章では、非利用者からみた拠点事業の現状と課題についてアンケート調査から検討をする。第3章では、拠点事業（センター型）における地域支援活動を取り上げ、担当者を対象にしたインタビュー調査からその阻害要因について仮説を提示する。第4章では、第3章で抽出された仮説について、事例を通して実証する。第5章では、拠点事業担当者のソーシャルワークに関する意識について、アンケート調査からその現状と課題について検討する。第6章では、拠点事業において保育ソーシャルワークが実践されることで、これまで指摘されてきた問題や課題がどのように克服される可能性があるのかについて言及し、今後の拠点事業の保育ソーシャルワークの可能性と限界を示すものとする。

注および引用文献

¹ 玉井邦夫「母親の孤立—様々な要素をさぐる」日本子どもを守る会編『子ども白書』、2011年、147-148頁。

² 桜谷真理子「乳幼児の生活実態と子育て支援の課題—3 地域育児実態調査から—」垣内国光編『子育て支援の現在』、ミネルヴァ書房、2002年、44-45頁。

³ 藤本健太郎『孤立社会からつながる社会へ—ソーシャルインクルージョンに基づく社会保障改革』、ミネルヴァ書房、2012年、40頁。

-
- 4 岩田美香「育児期の母親の不安とソーシャルネットワーク」『北海道大学教育学部紀要』、68、1995年、191-233頁。
 - 5 前掲注3) 65頁。
 - 6 藤本浩之『子どもの遊び空間』日本放送出版協会、1974年、11頁。
 - 7 和田修二「第2章子どもにとって遊びとは何か」伊藤隆二・坂野登(編)『講座入門子ども心理学4 子どもと遊び』日本文化科学社、1987年、32頁。
 - 8 仙田満「都市におけるこどもの遊び場」、『都市問題』、83(12)、1992年、15-32頁。
 - 9 文屋典子 目野郁子「子どもの遊びをとりまく現状—幼稚園児の母親を対象に行った質問紙調査の結果から—」『西南女学院大学紀要』、5、2001年、114-119頁。
 - 10 神田直子 山本理絵「乳幼児を持つ親の地域子育て支援センター事業に対する意識に関する研究—子育て支援事業参加者と非参加者の比較から—」、『保育学研究』、39(2)、2001年、216-222頁。
 - 11 内閣府「第3章 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」『平成24年版 子ども・子育て白書』、2012年、137-140頁。
 - 12 「地域子育て支援拠点事業について」『厚生労働省ホームページ』
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/gaido.pdf> (2013年7月15日閲覧)
 - 13 内閣府「子ども・子育て応援プランの概要」『平成18年版 少子化社会白書』、2006年、26頁。
 - 14 内閣府「第2節 『子ども・子育てビジョン』の概要」『平成22年版 子ども・子育て白書』、2010年、30頁。
 - 15 「平成24年度 地域子育て支援拠点事業実施箇所数」『厚生労働省ホームページ』
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dl/24jokyo.pdf> (2013年7月15日閲覧)
 - 16 八重樫牧子 奥山清子 西井麻美「岡山市の子育て支援(1)—岡山市の地域子育て支援センターの実態を中心に—」『ノートルダム清心女子大学紀要』、22(1)、1998年、1-15頁。
 - 17 民秋言 大嶋恭二 糸幸男 倉戸直美「地域子育て支援センターの実証的研究」安田生命社会事業団『研究助成論文集』、34、1998年、111-118頁。
 - 18 神野三千代 大村恵子 白幡久美子「地域子育て支援センター事業の発展状況と今後の課題—愛知・岐阜の場合—」『名古屋短期大学研究紀要』、41、2003年、1-22頁。
 - 19 北川節子「金沢市の子育て支援に関する実態調査(4)—かなざわ子育て夢ステーション事業」金沢星稜大学『人間科学研究』、4(2)、2011年、21-26頁。
 - 20 柏女霊峰 山本真美 尾木まり 谷口和加子ら「保育所実施型地域子育て支援センターの運営及び相談活動分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』、36、1999年、29-57頁。
 - 21 松永愛子「地域子育て支援センターの役割について：状況の多重性の中での「居場所」創出の場として—」『保育学研究』、43(2)、2005年、166-178頁。
 - 22 奥山清子 林基子 八重樫牧子「倉敷市の子育て支援(2)：地域子育て支援センターの利用者の実態」『日本保育学会大会発表論文集』、(55)、2002年、844-845頁。
 - 23 徳広圭子「子育て支援事業に関する今日的課題の所在について—地域子育て支援センター利用者の意識調査より—」『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』、36、2004年、121-136頁。
 - 24 小野セレスタ摩耶「次世代育成支援事業の利用者評価体制の構築に関する開発的研究」『平成23年度調査研究報告書 次世代育成支援事業の利用者評価体制の構築に関する開発的研究』、平成23年度日本学術振興会研究費補助金・若手研究(B)(課題番号：27730459 主任研究者：小野セレスタ摩耶)
 - 25 小野セレスタ摩耶「A市地域子育て支援拠点事業の利用者評価に関する研究：実施場所別の分析結果を中心に」『Human Welfare』、5(1)、75頁。
 - 26 土田美世子「4章 地域子育て支援に求められる専門性」『保育ソーシャルワーク支援論』、明石書店、2012年、170頁。

-
- 27 前掲注 20) に同じ。
- 28 橋本真紀 扇田朋子 多田みゆきら「保育所併設型地域子育て支援センターの現状と課題：A 県下の地域子育て支援センター職員と地域活動事業担当者、保育所保育従事者の比較調査から」『保育学研究』、43(1)、2005 年、76-89 頁。
- 29 土田美世子「保育所によるソーシャルワーク支援の可能性－保育所へのアンケート調査からの考察－」『龍谷大学社会学部紀要』、37、2010 年、15-27 頁。
- 30 山本真美「保育所機能の多様化とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』、26(3)、2000 年、193-200 頁。
- 31 山縣文治「地域子育て支援施策の動向と実践上の課題」『季刊 保育問題研究』、244、2010 年、16 頁。
- 32 小沼肇 金森三枝 金子恵美 大嶋恭二「保育所に於ける子育て支援機能の充実に関する研究 (I)－全国調査にみる子育て支援センターの現状と課題－」『全国保育士養成協議会第 46 回研究大会研究発表論文集』、204、2007 年。
- 33 松本しのぶ「保育士に求められるソーシャルワークとその教育の課題－地域子育て支援をめぐる動向から－」『奈良佐保短期大学』、15、2007 年、65-75 頁。
- 34 前掲注 26)、211 頁。
- 35 前掲注 26)、215 頁。
- 36 次世代育成支援システム研究会監修「社会連帯による次世代育成支援に向けて」、ぎょうせい、2003 年。
- 37 保育所保育指針の第 6 章－1－(5)において、「子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること」と記載されており、解説書では、この点について「保育所においては、子育て等に関する相談や助言など、子育て支援のため、保育士や他の専門性を有する職員が相応にソーシャルワーク機能を果たすことも必要となります。その機能は、現状では主として保育士が担うこととなります。」と示されている。
- 38 山縣文治 金子恵美 中谷奈津子 橋本真紀他『保育士の子育て支援業務におけるソーシャルワーク機能の検討』大阪市立大学少子社会科学研究室、2008 年、9 月。
- 39 橋詰啓子「保育所による保育ソーシャルワーク導入に関する研究－保育実践場面からの子育てに関する問題意識－（平成 16 年度修士論文要旨）」『武庫川女子大学大学院臨床教育学研究科研究誌』、11、2005 年、99 頁。
- 40 柏女霊峰「保育相談支援の意義と基本的視点」柏女霊峰 橋本真紀著『増補版 保育者の保護者支援 保育相談支援の原理と技術』、フレーベル館、2010 年、96 頁。
- 41 伊藤良高「保育ソーシャルワークの基礎理論」伊藤良高 永野典詞 中谷彪編著『保育ソーシャルワークのフロンティア』、晃洋書房、2008 年、13 頁。
- 42 鶴宏史「3 章 保育所保育とソーシャルワーク」『保育ソーシャルワーク論 社会福祉専門職としてのアイデンティティ』、あいり出版、2009 年、54 頁。
- 43 上村麻郁「保育とソーシャルワークに関する一考察」『清和大学短期大学部紀要』、38、2009 年、26 頁。
- 44 空閑浩人「社会福祉用語辞典 第 8 版」山縣文治 柏女霊峰編、ミネルヴァ書房、2010 年。
- 45 厚生労働省「第 1 章 安心して子どもを生き育て、意欲を持って働ける社会環境の整備」『厚生労働省白書』、2005 年、232 頁。
- 46 新川泰弘「地域子育て支援におけるファミリーソーシャルワーク実践の理論的研究－子どもと家庭のウェルビーイングを育む子育て支援の視点から－」『三重中京大学 地域社会研究所報』、24、2012 年、69-88 頁。
- 47 岡村重夫『社会福祉原論』、全国社会福祉協議会、1983 年。
- 48 新川泰弘「地域子育て支援拠点における利用頻度と子育て環境との関連性－ファミ

-
- リーソーシャルワークの視点から-」『子ども家庭福祉学』、11、2011年、35-44頁。
- 49 小田兼三「第2章 児童ソーシャルワークの分野と方法」小田兼三 豊山大和編『児童ソーシャルワーク 保育・教育・福祉の連携と展開』、相川書房、1995年、19頁。
- 50 田中禮子「第10章 問題をもつ児童のケアとソーシャルワーク」小田兼三 豊山大和編『児童ソーシャルワーク 保育・教育・福祉の連携と展開』、相川書房、1995年、117頁。
- 51 大坪勇「児童問題に対するソーシャルワークとケアワークのあり方についての考察」『大垣女子短期大学研究紀要』、45、2004年、1頁。
- 52 公益社団法人 日本社会福祉士会ホームページ「国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) のソーシャルワークの定義」(https://www.jacsw.or.jp/01_csw/08_shiryo/teigi.html) (2014年5月5日閲覧)
- 53 「地域子育て支援拠点事業とは」『厚生労働省ホームページ』
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dl/kosodate_sien.pdf (2013年7月15日閲覧)
- 54 前掲注42)、74頁。

第1章 地域子育て支援拠点事業の変遷と今後の課題

はじめにー問題の設定

この章では、在宅で育児を行っている保護者とその子どもを対象とした支援として地域子育て支援拠点事業に特に焦点をあて、これまでの変遷を概観しながら今後の課題を明らかにすることを目的とする。

在宅育児¹を含めたすべての子どもと保護者への支援は重点課題とされてきた。施策として、例えば、1993年の保育所地域子育てモデル事業、1995年の地域子育て支援センター事業、2007年の地域子育て拠点事業等がそれにあたるが、これらの事業に関しては一定の評価は得られているものの、そのような場を利用しない子どもとその保護者である非利用者の存在も指摘されており限界も窺える。そこで、非利用者の視点からこれまでの子育て支援施策を整理し今後の問題点を検討していくこととする。具体的には、地域子育て支援が取り上げられ始めた1980年代後半から2013年末までの国の施策、答申、報告書等を取り上げる。

1. 在宅育児を対象にした地域子育て支援施策の変遷

1-1. 萌芽期ー保育所地域子育てモデル事業の始まり(1980～1994年)

1989年11月、その後の社会福祉のあり方に大きな影響を与えたとされる厚生省中央児童福祉審議会「今後の保育対策の推進について（意見具申）」が提示された。ここでの提言において、「保育所は地域住民に最も身近な社会資源のひとつであり、その機能を地域社会の福祉向上のためにも、より積極的に発揮することが期待され」、「蓄積された保育知識・技術をもとに、育児相談や育児講座を通じて地域住民の養育支援を行う」とともに、「地域開放等地域に密着した活動を推進することが期待される」と述べられた²。さらに、翌1989年の同、福祉関係三審議会合同企画分科会による「今後の社会福祉のあり方について（意見具申）」において、「保育所等住民の身近に設置されている施設に地域の福祉センター的機能を付与し」、「地域の実態に応じ様々な利用者の要望を充たせる複合的な役割・機能をもった地域の福祉センターという形での拠点づくりを推進する必要がある」と提言されるなど、保育需要の多様化に対応した保育所機能の整備が求められるようになった³。

この背景を、1988年7月に厚生省が設置した「これからの家庭と子育てに関する懇談会」による報告書から窺い知ることができる。そこでは、少子化により「子どもを取り巻く環境の『縮小化と希薄化』が進行し」、「家庭や地域社会の養育機能が弱体化し、子育てはますます孤立化したものとなってきている」として、「子どもが健やかに生まれ、育つための環境づくり」の施策の展開の必要性が強調されている⁴。

また、「提言 あらたな『児童家庭福祉』の推進を目指して」⁵においても、「とくに家庭の崩壊等への事前の予防的な支援体制、治療対策もしくは家庭機能の増進的な施策・サービスは、ある程度の整備がなされているとはいえ、かなり立ち遅れているといわざるをえ

ない」と述べられている。すなわち、少子化の進行とともにそれまで家庭や地域社会で担ってきた養育・教育機能が弱体、変質してきたことにより、それを補完する機能が重要視され始めたのである。それと同時に一部の保育所が一時的、緊急的な保育需要を充足させる保育センター的役割を実践するようになってきたこともあり、老親の介護や児童の保育、健全育成といった家庭のもつ様々な機能を支援していくとともに、従来家庭が果たしてきたこれらの機能を家庭とともに地域社会、とりわけ保育所等の施設が支えていくという方向性が提示されたのである。

それまでも保育所はその設置数から地域に最も身近な児童福祉施設であり、地域の特性に応じた事業が実施されていた。しかし、主として措置児童とその保護者を対象とし、地域のニーズに十分応じられていない面がみられたこともあり、1989年度には特別保育事業の中に地域の異年齢児との交流や地域の特性に応じた保育需要への対応といった内容を含む保育所地域活動事業が位置づけられたのである。

保育所地域活動事業は、翌1990年度実施の一時的保育事業と共に「地域保育センター事業」と呼ばれるようになり、保育所内に設置された。そこでは女性の就労形態の多様さに伴う非定型的保育サービス事業や緊急的、一時的に保育を必要とする児童に対する緊急保育サービス事業、育児不安を抱く母親のための集団指導事業の3サービスが必須とされていた。保育所の地域センター化に向けての動きは速く、それまでの保育所の対象を入所児童以外の地域住民にまで大きく広げたという点で意義があったといえる。しかし、全国の保育所の約3割しか保育所地域活動事業を実施していなかった⁶ことから推察できるように「入所児童の保育に終日あけくれる保育者は地域に関心をよせたとしても、地域活動にさくべき余力はほとんどなく」⁷、「国はどうてい本気になって取り組んでいるとはいえない」⁸状況であった。

1990年6月、前年の合計特殊出生率が1.57となり、戦後最低となったことが発表されて以降、少子化問題が社会問題化し始め、子育てを支援するための環境づくりを推進することが重要な国民的課題となってきた。これまで「恵まれた家庭」と政策から除外されてきた専業主婦も、孤立化、密室化する子育ての現状から政策対象として認識され始める。そして、1993年には「保育所地域子育てモデル事業」（以下、モデル事業と記）が創設され、この事業のなかで地域子育て支援が公式に取り上げられることになる。

モデル事業は、子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導や子育てサークルへの支援等、地域全体で子育てを支援する基盤を形成し育児支援を図ることを目的するものであり、これまで一時的保育、緊急保育、子育て相談等に取り組んできた64の保育所がモデル事業として指定を受けることになった。多くのモデル事業担当者においては試行錯誤しながらの事業実施となったことが予想される。しかし、「保育所地域子育て支援活動に関する調査報告書」（1995年）によると、もっぱら3歳未満児の親が相談に訪れており、高い満足度が示されていたことが明らかになっている⁹。そして、その後モデル事業は地域子育て支援センター事業として展開していくことになる。

1-2. 模索期—地域子育て支援センター事業(1995～2005年)

1994年に制定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)を具体化する一環として、1995年には「緊急保育対策等5ヵ年事業」(以下、5ヵ年事業)が策定された。この5ヵ年事業では、育児と仕事の両立に重点が置かれ、地方自治体による保育所の増設、乳児保育や延長保育等が計画されたと同時に、これまでのモデル事業の成果を踏まえ、支援活動の基盤整備を目指す「地域子育て支援センター事業」(以下、センター事業)が特別保育事業の中に位置づけられ¹⁰、それと同時に、より多くの地域においても事業が開始できるように小規模型も導入された¹¹。さらに、5ヵ年事業では目標数値が設定されているところにこれまでの政策にない大きな特徴があるが、センター事業においては、各市町村に1ヶ所設置できる基準として、1999年までに全国3,000箇所まで増やすことが目標とされていた。

1995年の実施要綱によると、センター事業は「地域の子育て家庭への支援活動の企画、調整、実施を専門に担当する地域子育て指導者(以下、指導者)及びその補助的業務を行う子育て指導者(以下、担当者)を置く」という専任職員の設置が求められていた。しかし、その後改正され専任職員の文言は削除されている¹²。実際、2003年度に実施された「保育・子育て全国3万人調査」によると、子育て支援を実施している園の約半数が専任職員を配置していないという結果が得られている¹³。また実施内容として、主に①育児不安等についての相談指導、②子育てサークル等の育成、支援、③特別保育事業の積極的実施が求められていたものの、育児相談のための場がないケース、あったとしても狭く落ち着いて相談することができないケースもみられ、財政的措置がないまま運営せざるえない状況にあったことが窺える¹⁴。1999年時点での達成率が約3割(997ヶ所)¹⁵ということから鑑みても、地域子育て支援を重点的に取り組む姿勢はあったものの、実際には追いついていない状況であったといえよう。

一方で、多くの先行研究によりセンター事業の利用者の満足度は高くニーズも高いことが明らかにされている^{16,17,18}。しかし前出の調査によると、センター事業を利用している保護者は全体の約0.2割にも満たず、利用しようと思わない保護者が約3割もいたことが明らかにされている¹⁹。すなわち、満足度の高いセンター事業であっても、限定された保護者にとっての支援となっていたことが指摘できよう。このことは、担当者を対象とした調査からも同様に窺い知ることができる。「地域の子育て支援センターとしての保育所のあり方に関する調査研究事業報告書」(1998年)²⁰によると、担当者の約3割が事業に満足していると回答する反面、約半数の担当者が不満も感じていることが明らかになっている。そして、その不満の理由として「利用する人は情報力、実行力で利用しているが、本当に必要な人の掘り起こしが出来ているのかと思う」といった意見や「参加者の人が一定の人に限定されている事業もあるので、もっと幅広くなくてはいけない」といった意見が挙げられている。この点について、中谷が「2000年の時点の段階では・・・相談事業へ来られない人への対処をどうするか」といった視点、さらには相談だけでは対応しきれない実体験の必要

場合の事後フォローの視点が不足している」²¹と鋭く指摘しているように、この時点では自ら利用する保護者だけが対象となった限られた事業であり、来られない人への対処までは手が届いていない限られた支援であったことがわかる。

その後、歯止めのかからない少子化対策として、1999年には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定された。新エンゼルプランでは「在宅児も含めた子育て支援」が施策に明記され、在宅子育て家庭が支援の対象として考えられるようになった。さらに、2002年の「少子化対策プラスワン」において、専業主婦だけではなく、ひとり親家庭も含めたすべての子育て家庭への支援が施策の対象となり、「地域における子育て支援」が提言された²²。

また、都市部を中心とした子育て中の保護者の活動から発展した「つどいの場」づくりも明示された。「つどいの広場事業」の対象は0～3歳までの乳幼児を持つ親とその子どもであり、交流の場の提供が目的とされていた。担い手の多くはNPO団体であり、公共施設内のスペースや公民館や商店街の空き店舗、マンション、アパートの一室など特に公的な施設である必要はなく、子育て親子が集うに適した場所で実施することが求められていた。この時期に始まった公的子育て支援サービスが「ピンとはずれの過剰なイベントやサービスが多く、在宅で子育てする親にとっては、受身の参加にとどまるもの」²³と批判される一方で、つどいの広場事業は、「単発の事業が多かったこれまでの子育て支援事業に対し、いつでも気軽に遊びにいける常設の（あるいはそれに近い）事業」²⁴であり、「社会全体で子育てを支えていこうという動きが最も形になっている事業の一つ」とまで評されている²⁵。そしてそれ以降、「与えられる」「教えられる」といった、「支援者から利用者への一方的な支援から・・・親同士の相互支援や地域全体で子育てを支える子育て支援ネットワーク」づくりが志向されるようになり、センター事業のあり方にも大きな影響を与えることとなった。

その他、新エンゼルプランの計画終了前には、次世代育成支援という新しい概念による少子化、子育て支援策の推進が図られることになる。この次世代育成支援対策とは、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備等の取り組みであり、この取り組みを具現化するものとして、2003年には少子化社会対策基本法ならびに次世代育成支援対策推進法、および児童福祉法の一部を改正する法律が制定された。この中で、児童福祉法の一部を改正する法律第21条の26では、すべての子育て家庭を視野に入れた子育て支援の強化を図り、市町村の責務とすることが明確化されるなど、これまでその多くを保育所の自助努力に頼ってきた子育て支援を自治体を中心となり実施していくことが明示されたのである。

また、2004年には「少子化社会対策大綱」の具体的実施計画として「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が策定された。その中で2009年度までにつどいのひろば事業、センター事業を地域の子育て支援拠点づくりとして、合わせて全国に6,000ヶ所を実施すること、そして、2014年度までに子育て

て拠点施設がすべての中学校区に1ヶ所以上設置し、孤独な子育てをなくすことが目標とされた²⁶。

そして、この間センター事業の実施要綱は改正を繰り返し、事業内容や担当者の役割は大きく変化している。例えば、事業委託先や指定施設、担当者の資格要件は保育以外の他の専門領域にも拡がりを見せており、必ずしも保育の知識や技術を必要としない事業展開も予想されている²⁷。このように、子育て支援サービスはその事業主体や内容、支援対象も含めてこの時期大きく拡充したのである。

1-3. 展開期—地域子育て支援拠点事業(2007年～)

2007年度には、つどいの広場事業、センター事業は児童館も含め、それぞれ「ひろば型」「センター型」「児童館型」の3つの形態で実施される地域子育て支援拠点事業（以下、拠点事業と記）として再編成された。それまで、つどいの広場事業、及びセンター事業においては、地域の子育て家庭を支援するという目的を共有しつつ、事業の成り立ちや事業内容に特徴を有していた。しかしこの再編成により、①交流の場の提供、②子育て等に関する相談、援助、③地域の子育て情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等という、それまでのつどいの広場事業の内容を継承する4事業が基本事業となった。すなわち、これまで保育所の一事業として捉えられてきたセンター事業がつどいの広場事業と一つの事業として整理されることになったのである。

この背景には「事業内容の点からは、つどいの広場の機能の方が有用であった」という解釈や「地域子育て支援センターには、保育士等の専門職が配置されているにもかかわらず、地域のセンター機能を十分果たしておらず、単なる事業にとどまっている」こと、また一方で「つどいの広場事業は、専門職を配置していないにもかかわらず、ネットワーク機能を果たしているものがある」という評価²⁸があったとされる。この点において、センター事業の実施要綱改正の経過について分析を行った橋本も、「・・・必ずしも保育を基軸とする必要がないという認識の広まりや、つどいの広場事業に象徴されるような地域子育て支援における住民活動の有用性の認知が影響した」²⁹と述べるように、言わば保育所を中心としたセンター事業の必要性に対する疑問が根底にあったことが窺える。

このように、拠点事業としていくつかの事業がまとめられたが、保育所を中心とするセンター型にはひろば型や児童館型と異なる実施形態も残されていた。すなわち、その義務項目のなかに「地域支援活動の実施」が示され「公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施」という出張型保育に類するものや「より重点的な支援であると判断される家庭への対応」が求められていた³⁰。これは、これまで見過ごされてきた子育て支援の場を利用しない人たちへの支援の視点が初めて盛り込まれていたという点で意義深いといえる。しかし実際には地域支援活動にあたる活動は全く見られていないという報告³¹や地域支援活動に積極的に取り組む事業者がいる一方で、その必要性を意識しつつも実際の業務には反映できていない事業者の存在も指摘³²されており、業務遂行には何らかの壁があったことが窺える。

そして2008年の児童福祉法、社会福祉法改正により拠点事業は法定化され、保育所と同様の第二種社会福祉事業に位置づけられた。これは拠点事業が保育所とは異なる独自の事業であることを強調するものであり、これまで保育所が主に担ってきた地域子育て支援事業が保育所から分離するという意味で大きな転換点であったといえる。しかし、実質的にはその経緯からセンター型の8割以上は保育所が占めており、「・・・今後他の実施主体が増加する可能性はあるものの保育所がセンター型において大きな割合を占めることには変わりはない」³³ことも予想されるなど、その政策意図と現実には大きな乖離が生じていたのである。

2010年には「『少子化対策』から『子ども・子育て支援へ』」という視点を盛り込んだ「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、社会全体で子どもと子育てを支えるため、「子どもが主人公（チルドレンファースト）」「『少子化対策』から『子ども・子育て支援へ』」「生活と仕事と子育ての調和」の3つの視点が挙げられた。また、子ども・子育てビジョンに基づき、新たな次世代育成支援のための包括的、一元的なシステムの構築を行うため「子ども・子育て新システム検討会」が設置され、2012年3月には「子ども・子育て新システムの基本制度について」が発表された。そして同年8月には、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定された。なかでも「子ども・子育て支援法」（第59条第1項）では、拠点事業を「・・・地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業」³⁴である「地域子ども・子育て支援事業」の中に位置づけ、財政支援を強化しその拡充を図ることが明記されている³⁵。

その流れを受けて2013年には、これまでの拠点事業の3類型であった「ひろば型」「センター型」は「一般型」に、また「児童館型」は「連携型」へと再編された。この「一般型」では、公共施設の空きスペースや商店街の空き店舗、公民館、保育所等において、基本事業を実施することに加え、子育て親子がどこに相談したらよいかわからない、自分にとって必要な事業の内容を適切に選択できないといった問題を抱えていることケースが多いことを受けて、子育て支援に関する給付や事業の中から適切な選択ができるように、地域の身近な立場から情報の集約、提供を行う利用者支援という項目を新設しているところに特徴がある。

さらに、これまで以上に地域に対する積極的な取り組みとして、「地域機能強化型」を新設し、そのなかで親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働による支援などの地域支援を実施することとしている。これらは、これまでの地域支援活動と同様、地域における子育て親子を対象とした内容として注目に値する。しかし、

その具体的方法は明確にされておらず、どのような方法で実施していくべきか具体的に検討していくことが今後求められると考える。

2.今後の課題

本章では、非利用者の視点からこれまでの子育て支援施策を整理し、その課題を検討することを目的としていた。これまで子育て支援施策は少子化、子育てをめぐる環境や意識が大きく変化するなか、「保育に欠ける児童」から「すべての子どもと子育て家庭へ」と確実にその対象は拡大し、支援内容も多様化してきた。しかしその反面、その方法は来る人の利用を待つという支援に終始したという感は否めない。そこで、まず今後の課題について2点述べたい。

2-1. 非利用者への視点とアウトリーチ

まず課題の第1点目として事業のなかで提供されてきた様々な場を利用していない子どもとその保護者、つまり非利用者への視点を持つことの必要性が挙げられる。これまでも既存の子育てサービス利用者と非利用者の二極化現象が指摘³⁶され、非利用者への支援方法は課題とされてきた。しかしその効果的な支援方法は依然見出されていない。前述したように、これまでも事業担当者は非利用者への支援の必要性を感じていなかったわけではない。むしろ、その必要性を痛切に感じながらも手をこまねいていた状況であったといえる。

これまでも児童虐待や育児放棄といった問題が起こるたび、どうして助けられなかったのか、なぜ誰も気付かなかったのかという批判が繰り返されてきた。乳幼児を全く知らない母親が増加し、特に低年齢児とその母親が孤立しがちな現代の社会において、非利用者に眼を向け、支援していくことはまさしくそのような母親たちを「孤立から共生へ」と変化させていく可能性を保持していると考えられる。

そして、その一つの方法としてアウトリーチが挙げられる。アウトリーチとは、「地域基盤のソーシャルワーク活動あるいは福祉サービスの提供が重視されるようになり、ソーシャルワークや福祉サービスの一般的実施方法として広がってきた概念」であり、具体的には、「接近困難な人（福祉サービスの利用に不安を感じていたり、否定的あるいは拒否的感情を持っており、ソーシャルワーカーが関わるのが困難な人）に対して、当事者からの要請がない場合でも積極的に出向いていき、信頼関係を構築したり、サービス利用の動機付けを行う、あるいは直接サービスを提供するアプローチを指して使われていた」³⁷とされる。

これまでも拠点事業のセンター型においては、地域での個別支援として積極的に地域に出向き、子育て親子と信頼関係を築きながら直接サービスを提供する、アウトリーチ活動が期待されてきた。しかし、様々な理由から実施が困難であり、ほとんど具体的な効果は見られていないといえよう。1999年に小出が「今後わが国で、子育て支援サービスを考える時に学ぶべき点の一つが、アウトリーチの手法、及び思想である」³⁸と問題提起して以

来、状況はなんら変わっていないのである。今後、拠点事業における地域機能強化型の中で求められている訪問支援を形骸化させることなく着実に実施していくことが求められる。

2-2. 求められる専門性としての保育ソーシャルワーク

2点目は、担当者の専門性を改めて検討するということである。前述したように、事業担当者の資格要件は広がり、子育てに関する知識と経験という大枠のみ求められ、特定の専門知識や技術は要されていない状況にある。しかし多くの先行研究において拠点事業の担当者にはソーシャルワークの知識やコーディネート技術が必要なことが指摘されており³⁹、今後求められる利用者支援、及び地域支援の実施を担うにあたっては、より以上の力量が担当者に必要とされることは想像に難くない。拠点事業の充実を目的として担当者の専門性強化が図られているものの、具体的な内容や方法については不明瞭なままである。拠点事業の今後の更なる展開を目指すためには担当者の専門性とは何か、再検討していく必要がある。

伊藤は⁴⁰「子どもと保護者の幸福のトータルな保障に向けて・・・保護者支援・子育て支援にソーシャルワークの知識と技術・技能を応用しようとするもの」という保育ソーシャルワークの有用性について指摘し、「ソーシャルワーク論の保育への単なる適用ではなく、保育の原理や固有性を踏まえた独自の理論、実践」の重要性に言及している。保育ソーシャルワークについては、1990年代後半から注目されはじめ、近年関心が高まってきている領域である。これまでも地域子育て支援実践において、その必要性は多く指摘されてきているが、担当者の認知は乏しく実施する際の困難性も示唆されている⁴¹。

しかし、当面保育士がその任の多くを担うことが予想されている現状において⁴²、拠点事業の担当者がソーシャルワークを実施していくことは必須であろう。とするならば、担当者が研修等を通じソーシャルワークの技術の習得していくことが肝要であると考えられる。現在、養成課程においては、「保育相談支援」「児童家庭福祉」「相談援助」等の科目が新設され、保育士養成課程の見直しが行われているところである。2011年度からは新保育士養成課程が施行され、また、2007年3月には全国保育士会「保育士の研修体系－保育士の階層別に求められる専門性－」が提示され、「保育実践に必要な専門的知識・技術」に係る研修内容の1つとして、保育ソーシャルワークが挙げられている⁴³。今後はこのような取り組みをさらに充実・発展させていくこと、そして中、長期的には保育ソーシャルワークを担う人材の資格や養成を含めた検討も求められよう。

20世紀の日本は効率と進歩を求め邁進してきた。その結果、地域社会は崩壊し、人間関係の希薄化といった様々な問題が表出している。本章では、そのような問題の解決策の一つとして拠点事業を取り上げ、その変遷を概観してきた。そのなかで、拠点事業は消失したネットワークを新たに創出していく試みであるが、いまだ十分ではなく、非利用者の視点やアウトリーチの実施の必要性があることが見出された。そしてそのためには担当者の多くを占める保育士が保育ソーシャルワークを確実に実施していくことが求められていることを述べた。拠点事業は今後も地域を重視した流れにあり、すべての子どもと子育て家

庭への支援を着実に実施していくことが望まれる。

注および引用文献

- 1 ここでいう在宅育児とは、3歳未満の子どもが保育所、幼稚園のいずれにも通わず家庭で育児されていることを指す。
- 2 「今後の保育対策の推進について（意見具申）」中央児童福祉審議会（保育対策部会）資料、1988年11月。
- 3 「今後の社会福祉のあり方について（意見具申）」福祉関係3審議会合同企画分科会資料、1989年3月。
- 4 「これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書」厚相諮問機関資料、1990年1月。
- 5 「提言 あらたな『児童家庭福祉』の推進をめざして」児童家庭福祉懇談会、1989年2月。
- 6 村山祐一「3厚生省の「地域保育センター活動事業」について」、全国保育団体連絡会 保育研究所編、『1991年版 保育白書』、草土文化、1991年、122-132頁。
- 7 浦辺史「中児審保育対策部会の意見を見て」月刊保育情報、141、1988年、16頁。
- 8 菅原猛「5保育園を核としたネットワーク」全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書 1994年版』、草土文化、1994年、69頁。
- 9 「保育所地域子育て支援活動に関する調査研究報告書—平成6年度—」、社会福祉法人 日本保育協会、1995年、156-157頁。
- 10 「特別保育事業の実施について」、厚生省児童家庭局長通知、児発第445号、1995年、4月。
- 11 厚生労働省ホームページ「3 保育対策について (2) 特別保育対策について」、全国厚生関係部（局）長会議資料事項一覧 児童家庭局、<http://www1.mhlw.go.jp/topics/h10-kyoku/jidou/tp0120-6.html> (2013年11月24日閲覧)
- 12 「②特別保育事業の実施について（児発第559号及び児保15号）の通知により、改正された事項の概要」社会福祉法人 日本保育協会編『月刊 保育界』、252、1995年8月。
- 13 渡邊保博・戸田有一・神田直子ら「13 日本の子育て実態と子育て支援の課題」『月刊 保育情報』、369、2007年8月、51-53頁。
- 14 前掲注13)に同じ。
- 15 厚生労働省ホームページ「緊急保育対策等5か年事業の実績」、厚生労働省児童家庭局、www1.mhlw.go.jp/topics/hoiku/ (2013年12月2日閲覧)
- 16 水内豊和・林千津子・七木田敦「子育て支援センターを利用する母親の意識」広島大学大学院教育学部研究科付属 幼年教育研究施設『幼年教育研究年報』、22、2000年。
- 17 徳広 圭子「子育て支援事業に関する今日的課題の所在について -地域子育て支援センター利用者の意識調査より-」、岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要、36、2004年、121-136頁。
- 18 井上大樹・河野, 和枝・沢村紀子ら「子育て支援センターの機能と地域子育て協同への可能性」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』、105、2008年、111-150頁。
- 19 渡邊保博・戸田有一・神田直子ら「4 日本の子育て実態と子育て支援の課題」『月刊 保育情報』、355、2006年6月、30-34頁。
- 20 現代保育問題研究会「地域の子育て支援センターとしての保育所のあり方に関する調査研究事業報告書」平成9年度財団法人こども未来財団委託研究、1998年3月、29-30頁。
- 21 中谷奈津子「子育て支援施策の変遷 - 1980年代から次世代育成支援対策推進法案成立まで - 』『地域子育て支援と母親のエンパワメント 内発的発展の可能性』、大学教育出版、2008年、57頁。
- 22 齋藤克子（佳津子）「子育て支援施策の変遷～1990年以降の子育て支援施策を中心として～」『現代社会研究科論集』、(1)、2007年、65-77頁。

-
- 23 前掲注 22)、70 頁。
- 24 前掲注 21)、57 頁。
- 25 近藤真理子「地域の子育て支援のニーズの変化と今後の課題ー支援の充実とその内容についての一考察ー」『和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要』、22、2012年、157-166 頁。
- 26 厚生労働省「子ども・子育て応援プラン」www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai22/pdf/data.pdf (2013年12月2日閲覧)
- 27 橋本真紀「地域における子育て支援の沿革及び段階」『みんなで元気に子育て支援ー地域における子育て支援に関する調査研究報告書』、社会福祉法人日本保育協会、2009年、15-20 頁。
- 28 山縣文治「次世代育成支援と保育施策の課題ー5つのポイントに焦点をあてて」『都市問題研究』、59(4)、2007年、45-57 頁。
- 29 橋本真紀「地域子育て支援における保育所や保育士の役割ー地域子育て支援センター事業実施要綱改正の経過からー」『子ども環境学会』、15(3)、2009年、25-34 頁。
- 30 厚生労働省ホームページ「地域子育て支援拠点事業 実施のご案内」www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/gaido_10.pdf (2013年8月2日閲覧)
- 31 中谷奈津子・橋本真紀・越智紀子他「地域子育て支援拠点事業専任保育士の業務内容の定量的分析ー保育所併設型地域子育て支援センターの観察調査の試みから」『子ども家庭福祉学』、10、2011年、47-57 頁。
- 32 橋本真紀「地域を基盤とした子育て支援実践の現状と課題ー地域子育て支援拠点事業センター型実践の検証からー」『社会福祉学』、52(1)、2011年、41-54 頁。
- 33 土田美世子「第4章 地域子育て支援に求められる専門性」『保育ソーシャルワーク支援論』、明石書店、2012年、170 頁。
- 34 厚生労働省ホームページ「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」『子ども・子育て関連3法』
- 35 「資料9 地域子ども・子育て支援事業」www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo(2013年12月2日閲覧)
- 36 神田直子・山本理絵「乳幼児を持つ親の、地域子育て支援センター事業に対する意識に関する研究ー子育て支援事業参加者と非参加者の比較からー」『保育学研究』、39(2)、2001年、216-222 頁。
- 37 社団法人 日本社会福祉士養成校協会「わが国の社会福祉教育、特にソーシャルワークにおける基本用語の統一・普及に関する研究報告書」、2005年3月。
- 38 小出まみ『地域から生まれる支えあいの子育て』、ひとなる書房、1999年、136 頁。
- 39 柏女霊峰 山本真美 尾木まり 谷口和加子ら「保育所実施型地域子育て支援センターの運営及び相談活動分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』、36、1999年、29-57 頁。
- 40 伊藤良高「保育ソーシャルワークの基礎理論」伊藤良高・永野典詞・中谷彪編『保育ソーシャルワークのフロンティア』晃洋書房、2011年、13 頁。
- 41 例えば、伊藤良高、桐原誠、宮崎由紀子、香崎智郁代、永野典詞「保育ソーシャルワークの視点からの「子育て支援コーディネーター」に関する研究ー資格・資質・養成を中心にー」熊本学園大学紀要『総合科学』、19(2)、2013年、1-25 頁。
- 42 前掲注 33)に同じ。
- 43 全国保育士会 「保育士の研修体系」検討特別委員会「保育士の研修体系ー保育士の階層別に求められる専門性ー」、2007年3月。

第2章 アンケート調査からみる子育て支援施設非利用者の現状と課題

1.はじめに-問題の設定 目的

第1章では、これまでの施策を概観したうえで非利用者への支援の必要性について述べてきた。では、この非利用者はどのような人たちなのだろうか。そして、子育て支援施設をどのように捉えているのだろうか。これまで非利用者については支援の必要性は述べられてきたものの、研究対象として取り上げられることは少なかった。そこで、この章では非利用者とはどのような人たちなのか、その現状を明らかにし、支援方法の課題を検討することを目的とするものである。ここでの子育て支援施設とは、子育て支援拠点事業における地域子育て支援センター、つどいの広場、児童館を含んでいる。

本章を進める前に、非利用者の定義を行う。非利用者といっても、次の2つの形態が考えられる。1つ目は、子育て支援施設を全く利用したことがない人たち、2つ目は、以前利用していた、あるいはしたことがあるが、何らかの理由で現在は利用に至っていない人たちである。本稿ではこのいずれのケースも含め、論を進めることとする。

2. 先行研究からみる非利用者像

2-1. 利用者と非利用者の2極化現象

ここでは、まず非利用者に関するこれまでの研究を概観しながら、非利用者に迫ってみたい。

非利用者を対象にした研究は数少ない。戸田、奥村は子育て支援事業に参加しない母親の特徴について、どのような特徴を持つ母親が事業に参加しにくいのか、そしてそのような母親は支援を必要としていないのかについて探索的に研究を行っている¹。また、神田、山本らは子育て支援事業の利用者と非利用者をおいて、非利用者のほうが問題を抱えている人がいるのではないかという問題意識から、両者間の比較分析を行っている²。これらの研究から、利用者は色々な支援の場に出かけていく一方で、非利用者はどこにも行かないという二極化現象があることが指摘されてきた。すなわち、利用者は子育て支援センターだけではなく、児童館や保健センターといった他の子育て支援施設や関係機関を利用する割合が非利用者より高く、そのため、そのような場において提示されているお知らせや連絡といった子育て支援に関する情報に触れる機会が高いことが予想される。つまり、利用者は子育て支援施設に関する情報を積極的に集め利用しているが、非利用者はいずれの施設ともコンタクトをとらないという傾向にあることが示されている。

2-2.非利用者に至る要因

では、非利用者が現在ある子育て支援施設を利用しない要因は何であろうか。中谷³は、子育てに関する情報は母親の個人的なネットワークによって得ることが多いことを指摘し、情報周知のあり方を検討すべきとしている。また加藤⁴も情報周知の必要性に同様の見解を述べており、利用可能なはずの子育て支援施設であっても、認知状況によって利用が十分でないことが多いとしている。加藤の調査では、保育所や幼稚園といった地域における子育て支援機能を広く開放している場であっても、未就園の子どもを持つ親の半数はその存在を認知しておらず、周知方法を検討する必要性を強調している。また、猿渡は、子育て支援事業の中の窓口相談に焦点をあて、情報認知と利用意図の関係について研究を行っている⁵。それによると、事業についての情報を認知していた母親のほうが、認知していなかった母親より今後の利用を意図する傾向が高かったことを示しており、情報周知の重要性が窺える。

しかし、子育て支援施設の情報を得ていたとしても、それで利用に至るとは限らない。前出の神田、山本は子育て支援センターまでの所要時間と参加率について、子育て支援施設の利用とそこまでの距離に大きな関係があることを指摘している。具体的には、子育て支援センターまでの所要時間が「20分から29分」といったあたりが利用と非利用の分岐点であることを示しており、立地条件が非利用に至る要因の1つと述べている。また勝浦ら⁶も同様に、非利用に至る要因として事業内容と立地条件を挙げている。そして尾木⁷は、「親子で平日過ごすところ」を尋ねる調査を行い、子育て支援関連施設の記入があった群を利用者、記入のなかった群を非利用者として考察を行っている。そのなかで、非利用者には、利用するニーズがないグループがあることを示唆している。すなわち、利用するニーズがないグループは、家族などのソーシャルサポートがあり、外出する場所やその情報を既に持っている人たちである。そのため、子育て支援施設の情報を認知していたとしても、利用するニーズがなく、利用に至っていない人たちである。さらにその他にも利用に至らない要因として、①支援事業の情報不足、②支援施設の立地条件、③支援施設の設備の充実など外出の際の困難性、④ニーズとの非合致、⑤利用へのためらいの5つがあるのではないかと推察している。

以上の研究は、これまで対象とされていなかった非利用者に焦点をあてたという点において意義深い。しかし、非利用者の定義がされておらず、曖昧となっている。また、推察に留まっているため、要因が明確にできていないという問題がある。

その他、子育て支援施設の非利用者に関する調査として、前述した2003年の次世代育成支援対策推進法に係る行動計画に伴う自治体調査がある。これは

各自治体によって計画、実施されているものであるが、その多くが利用状況を尋ねることに留まっており、その背景となる理由については明らかになっていない⁸。また、非利用に至る理由について言及した調査も散見されるものの^{9,10}、就学前児童の保護者、あるいは小学生の保護者と大まかな区分けがなされている。子育て支援施設の利用は、家庭で子育てを行っている保護者とその子どもが主な対象と考えられることから、非利用者のなかでも未就園児を持つ保護者と就園児を持つ保護者に分けて細かな検討を行っていくことが必要と考えられる。

そこで本研究では、非利用者の現状についてのアンケート調査を行い、対象となる非利用者の子どもの就園状況の視点から検討を行う。また現在利用している遊び場についても明らかし、非利用者の遊び場状況についても検討を行う。

3.研究方法

3-1.調査対象

対象者は1歳半健康診査及び3歳児健康診査のため、保健福祉センターを訪れた保護者であった。調査は2011年8月に行った。

3-2.調査方法

調査は健康診査の待ち時間を利用し、調査者が個別に依頼した。調査者が各項目を読み上げ、調査者が記入を行った。対象地域は、A市内の保健福祉センター（3か所）であった。

調査を行ったA市は、これまで数回にわたる市域の拡大や都市化の進展により人口が増加し、現在は73万人を超える都市となっている。子育て支援事業も重点的に行っており、子育て支援施設数も年々増加している。尚、本調査時の子育て支援施設数は33件であったが、2012年現在、37件となっている。

2012年4月に政令指定都市となり現在6区に分けられている。調査を行ったのは政令指定都市成立以前であったが、調査を行った保健福祉センターは、区分けされた6区の中の3区のそれと該当する。

3-3.調査項目

調査項目は以下のようであった。

①健康診査対象児との続柄②就労状況③対象者の年齢④対象児の性別⑤就園の有無⑥普段、利用している遊び場⑦子育て支援施設の名前及び場所の認知⑧子育て支援施設の利用の有無⑨利用している子育て支援施設の改善してほしい点⑩子育て支援施設を利用しなくなった理由⑪子育て支援施設を利用しない理由⑫子育てに関する情報源⑬遊び場についての要望や意見に関する自由回答であった。

質問項目⑦においては、A市内にある地域子育て支援センター、つどいの広場、児童館の33件全てを列挙した。子育て支援施設を利用しなくなった理由、利用しない理由として、尾木らが行った親子の居場所に関する先行研究¹¹を参考にし、「家からの距離、駐車場の有無、交通の便、衛生問題、食事の可否、広さ、遊具の多少、おむつ替えスペースの有無、トイレ環境、相談の可否、既存のグループや他の利用者が気になる」などの項目を挙げた。質問項目の⑥については、選択項目からよく利用する順に最大3つまで、⑨⑩⑪についてはあてはまる理由を最大3つまで選択する複数回答式とした。また、質問項目⑧における、現在の利用の有無の「現在」の定義は期間を定めず、回答者の判断に依るものであった。

3-4.倫理的配慮

調査対象者には、調査を行う前に研究の趣旨を説明した。また、アンケートが研究を目的としたものであること、調査結果は研究以外に用いられることがないこと、研究成果についての公表は個人を特定できる情報は公表されないことを説明した上で、調査を行った。

4.結果

4-1.対象者属性

1歳半健康診査の回答者は77名、3歳児健康診査の回答者は136名の計213名であった。調査においては、事前に対象者が利用者あるいは非利用者かは認知できないため該当者すべてに調査を行い、その後非利用者を抽出した。213名中、該当回答数は1歳半健康診査52名、3歳児健康診査86名であった。そのうち回答不明瞭のもの4名を除く134名を検討対象とした。

さらに、健康診査対象児が保育園あるいは幼稚園に就園している（以下、就園児と記）か、就園していない（以下、未就園児と記）によって分けたところ、就園児を持つ回答者が85名、未就園児を持つ回答者が49名であった。次にそれぞれの属性について示す。

まず、就園児を持つ回答者は母親78名(91.8%)、父親4名(4.7%)、その他3名(3.5%)であった。就労状況については、就労中が75名(88.2%)、育休中2名(2.4%)、無職8名(9.4%)であった。また、年代は20代が16名(18.8%)、30代が60名(70.6%)、40代は6名(7.1%)、50代以上が3名(3.5%)であった。対象児は、第1子が41名(48.2%)、第2子が34名(40.0%)、第3子が8名(9.4%)、第4子が1名(1.2%)、その他が1名(1.2%)であった。また、未就園児を持つ回答者属性は、母親46名(93.9%)、父親3名(6.1%)であった。就労状況については、就労中が9名(18.4%)、育休中3名(6.1%)、無職37名(75.5%)であった。また、年代は20代が17名(34.7%)、30代が32名(65.3%)であった。対象

児は、第1子が26名(53.1%)、第2子が18名(36.7%)、第3子が5名(10.2%)であった。以上の属性を表2-1に示す。

表 2-1.非利用者の属性

対象者属性	(就園 -85名)	(未就園 -49名)
母	78名(91.8%)	46名(93.9%)
父	4名(4.7%)	3名(6.1%)
その他	3名(3.5%)	0名
就労状況	(就園)	(未就園)
就労中	75名(88.2%)	9名(18.4%)
育休中	2名(2.4%)	3名(6.1%)
無職	8名(9.4%)	37名(75.5%)
年代	(就園)	(未就園)
20代	16名(18.8%)	17名(34.7%)
30代	60名(70.6%)	32名(65.3%)
40代	6名(7.1%)	0名
50代以上	3名(3.5%)	0名
健診対象児	(就園)	(未就園)
第1子	41名(48.2%)	26名(53.1%)
第2子	34名(40.0%)	18名(36.7%)
第3子	8名(9.4%)	5名(10.2%)
第4子	1名(1.2%)	0名
その他	1名(1.2%)	0名

非利用の理由は、①以前利用していたが何らかの理由で利用しなくなった人、②一度も利用したことのない人の2つに分類することができる。また、一度も利用したことない理由として、その理由を検討したところ、子育て支援施設の存在を認知していない場合とそれ以外に大きく分けられた。そこでまず子育て支援施設の認知状況について検討を行った。

4-2.認知の有無

質問紙ではA市内にあるすべての子育て支援センター、児童館など子育て支援施設を提示し、名前並びに場所についてその認知を尋ねた。その中の1つでも知っている場合は認知しているとしたところ、認知状況は就園児の保護者では85名中69名(81.2%)、未就園児の保護者では49名中37名(75.5%)であった。就園状況によって認知のあり方に差が認められるかについてピアソン

の X² 乗検定を実施した結果、有意差は認められなかった (X²=0.6037、df=1)。それぞれの認知状況を表 2 に示す。認知状況を表 2-2 に示す。

表 2-2.子育て支援施設の認知状況

就園児の保護者	81.2%(69名/85名)
未就園児の保護者	75.5%(37名/49名)

4-3.子育て支援施設を利用しなくなった理由

以前は利用していたが、現在は利用に至っていない人たちが就園児の保護者では 49.4% (85 名中 42 名)、未就園児の保護者では 46.9% (49 名中 23 名) 存在し、その割合はほぼ同じであった。非利用になった理由として、あらかじめ調査者が設定していた回答とその他として挙げられた理由の分類わけを行った。

挙げられた理由のなかで、就園・就労など利用のニーズが変化したと考えられるものを現在のニーズに合わない「ニーズの不合致」、また、駐車場がない、遠い、利便性が悪いといった子育て支援施設の立地条件に関するものを「立地条件」、その場で食事ができない、遊具が少ないといった子育て支援施設の内容に関するものを「事業内容」、既存のグループ、人間関係を気にするといった回答を「対人関係」、「特になし」、「その他」に分けられた。

就園児の保護者においては、「ニーズの不合致」に関する回答が 67.4% と一番多く挙げられたが、未就園児の保護者においては、子育て支援施設の「立地条件」が 33.3% と一番多く、次に「事業内容」と続いた。また子育て支援施設における「対人関係」は就園児の保護者においては全く挙げられなかった。結果を図 2-1 に示す。

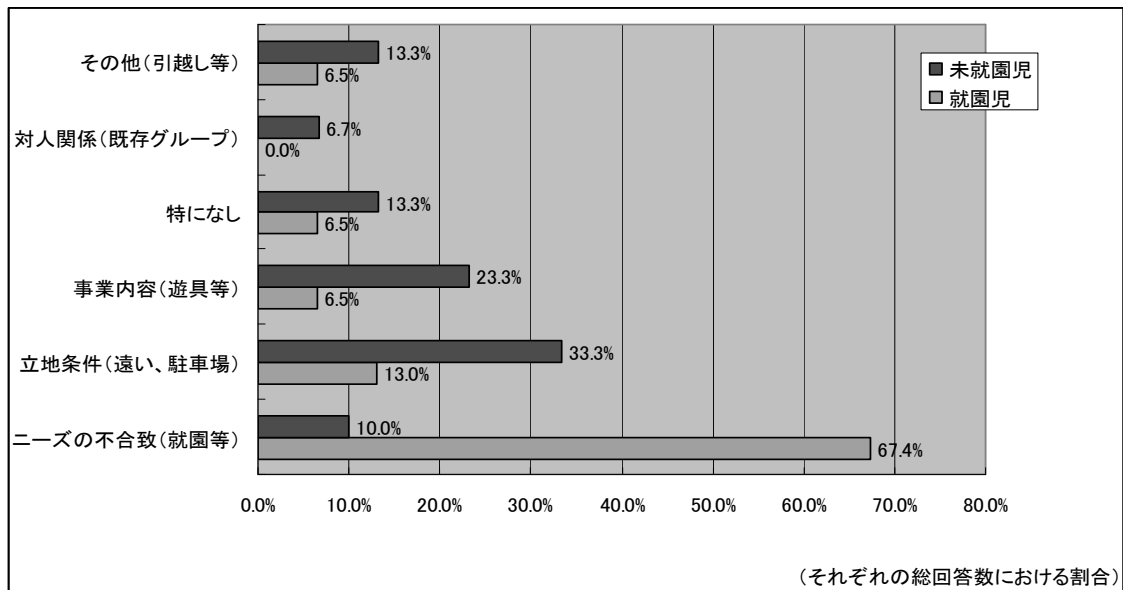


図 2-1.子育て支援施設を利用しなくなった理由

4-4.認知しているが非利用の理由

次に、認知している子育て支援施設を利用しない理由を尋ねた。あらかじめ設定していた回答、ならびにその他として挙げられた理由をまとめたところ、就労・就園のため行く時間がないという、現在の生活に合わない「ニーズの不合致」、遠い、利便性が悪いといった「立地条件」、同年代の利用が少ないといった子育て支援施設の内容に関する「事業内容」、既存のグループへの気兼ねや気にするとといった「対人関係」、また、場所や名前は認知していても「利用の方法がわからない」という利用方法に対する「情報不足」、「特になし」、「その他」に分けられた。

就園児の保護者においては、「ニーズの不合致」が 50.0%と一番多く見られた。また、未就園児の保護者においては「ニーズの不合致」、「立地条件」「対人関係」が 28.6%と同じであった。結果を図 2-2 に示す。

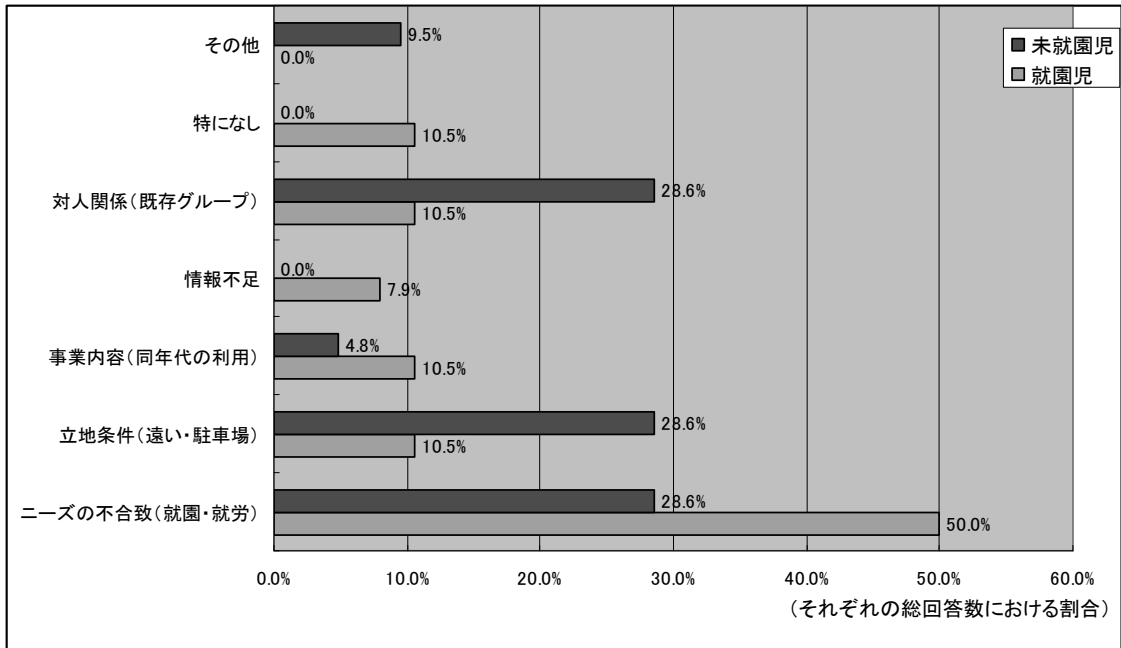


図 2-2.子育て支援施設を利用しない理由

4-5.現在利用している遊び場の状況

非利用者の親子が日常的に遊ぶ場所について最大3つ目まで尋ねたところ、就園児を持つ保護者、並びに未就園児を持つ保護者のいずれも自宅、公園、スーパーマーケットなどの商業施設の順で挙げられた。また、就園児を持つ保護者においてはサークルを挙げた人は見られなかった。結果を図 2-3 に示す。

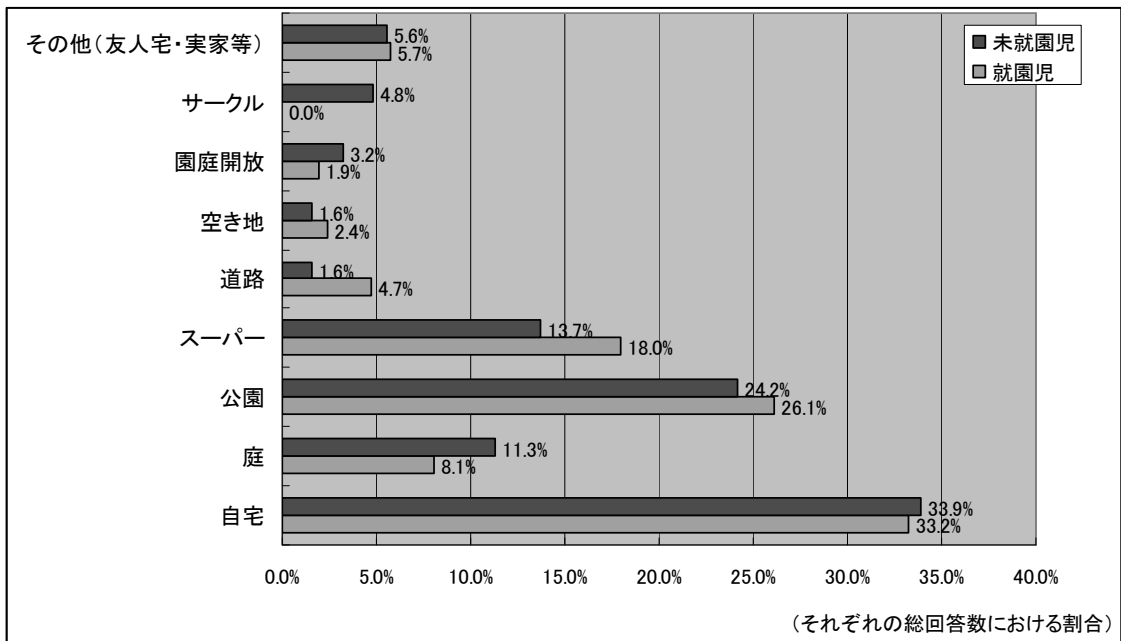


図 2-3.現在利用している遊び場の状況

5.考察

5-1. 非利用となった要因—利用を妨げる認知状況

ここでは、得られた結果を参考に非利用者の現状について考察を行っていく。

本調査において、子育て支援施設の存在を知らない、あるいはどこにあるのかわからないといった理由で非利用に至っている人たちが就園児の保護者、未就園児の保護者のいずれにおいても約 2 割存在した（表 2-2）。先行研究¹²と単純に比較することはできないが、認知が拡大してきていることは窺える。また、何割が認知していれば多い、あるいは少ないといった評価はできないが、認知状況が 8 割にとどまっていることは、以前からの課題とされていた情報周知がいまだに十分な状況ではないことが示唆された。さらに、就園児の保護者と未就園の保護者の認知度を比較した結果、有意差は見られなかった。子育て支援施設の一つである子育て支援センターはその多くが保育園併設の形態をとっていることもあり、就園児を持つ保護者のほうが認知しやすい傾向にあるのではないかと予想していた。しかし、就園児を持つ保護者であっても気づかないことが多く、情報を広く周知していくことの必要性がわかる。さらに、子育て支援施設の名前、場所自体は認知していたとしても、結果 4-4（図 2-2）でみられるように利用方法についての情報不足も挙げられており、名前や場所だけでなくその詳細についての認知も必要とされていることが窺えた。

国は、2007 年度から「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」を実施している。訪問者は保健師、助産師、看護師等であり、必ずしも子育て支援施設の職員等ではないが、訪問ガイドラインのなかで子育て支援情報の提供が求められており¹³、近隣における子育て支援施設の場所や内容などの紹介が行われている。また、各自治体や市町村の広報、ホームページにおいても情報として各子育て支援施設が取り上げられている状況にある。しかし、依然としてその認知度が 8 割にとどまっているということは、受け手である保護者が情報を受け取っていたとしてもそれを感知していないことに所以するのではないかと考えられる。本調査において、非利用者に子育てに関する情報源を尋ねたところ、市広報、情報誌や回覧板などが挙げられており、非利用者も何らかの情報源は持っていることがわかっている¹⁴。しかし、それが認知度につながっていないということは、紙面上の情報源では既存の子育て支援施設を自分に関わりのある身近な存在として感じるができないという現在の情報周知の限界の表れと考えられる。

5-2. 非利用となった要因

就園児を持つ保護者において、利用しなくなった理由として、保護者の就労、子どもの就園に伴った「ニーズの不合致」が多く挙げられ、生活形態が変化してきたという理由が多くみられた。これは、子育て支援施設に対する消極的な

イメージというよりは、ニーズが合わなくなってきたという非利用への変化だと考えられる。一方で、未就園児の保護者においては、「立地条件」や「事業内容」に関する理由が多く挙げられている。これらはニーズがあるにも関わらず利用に至っていない人たちであろう。立地条件に関しては、現在、国が推進している子育て支援施設の量の増加に伴い、すべての家庭にとって、歩いていくことのできる場所に施設ができることが問題解決の1つとなることが考えられる。また、事業内容に関しては、自由回答のなかで「時間が合えば行きたい」、「土日が開いていないので行かない」といった声も聞かれた。全国における子育て支援センターの設置体制の傾向について調査した大谷らによると、保育所や保健所といった既存施設に併設して設置されている割合が9割近くとなっている¹⁵。調査対象のA市においては、子育て支援施設の6割以上が保育園併設であり、開所日が月曜から金曜の9時から17時までとなっているケースが多くみられる。そのため、就園している保護者にとっては利用時間が全く合わないという現状があり、利用につながっていないことを示すものであろう。さらに少数ではあるが、未就園児の保護者のなかには「対人関係」を理由としているものも見られた。子育て支援施設にはそれぞれ担当の職員が配置されており、利用者への対応を行っている状況にある。その中で利用者同士の交流を促し、より良い関係を築いていくためには、担当職員の言葉かけや関わり方が影響していることから^{16・17}、職員の質を向上させていくことも必要であろう。

5-3. 利用しない要因

結果4-4で明らかになったように、就園児の保護者においては、子育て支援施設の存在、場所は知っていても、利用に至っていない理由として、就園・就労のために時間がないという「ニーズの不合致」が多く挙げられた。つまり、これは自分たちの生活形態に現在の子育て支援施設が合わないことによって利用に至っていないと考えられる。一方、未就園児の保護者においては、「ニーズの不合致」、「立地条件」、「対人関係」が同数挙げられた。立地条件については考察5-2で前述したように、昨今の子育て支援施設の数を増やしていく取り組みが解決の糸口となることが考えられるが、対人関係については、まさに「利用を待つ支援の限界」であろう。先行研究においても、非利用者は利用者と比べて、外出に対する積極性が低く、「内気」「恥ずかしがり」「引っ込み思案」といった人との関わりが苦手な人が多いことが示されている¹⁸。これらの人たちにとっては子育て支援施設の中で利用を待つことよりもむしろ、出かけていくアウトリーチ活動の必要性が示唆されている。

5-4 非利用者の選択する遊び場状況

結果4-5で示されたように、就園児、未就園児のいずれの保護者においても、自宅、公園、スーパーといった場を日常の子どもの遊び場として選択している

人が多く見られた。「自宅」の回答率の多さは子どもの遊び場の室内化が依然として多い状況にあることを示したものであり、先行研究とも一致した結果であった¹⁹。さらに公園も遊び場として多く選択されていた。本調査の自由回答において、「近くに公園が欲しい」、「大きな公園が欲しい」「芝生のある公園が欲しい」といった公園に関する要望も多く聞かれており、非利用者にとって子どもを遊ばせる場として公園が重要な位置を占めている現われであることが窺われる。

6. まとめ—非利用者に対する支援の課題

本研究では、子育て支援施設を利用していない保護者に焦点をあて、その現状を就園しているか否かという視点から検討することを試みた。

ここでは、非利用者への支援の課題として2点指摘したい。

6-1. 継続したアウトリーチ活動の必要性

本調査では、現在の情報周知の限界、また利用を待つ支援の限界が示唆された。支援事業を認知していないことは、「利用しないだけではなく、そもそもその存在を知らないという状態自体に、何らかの問題（たとえば、母親の社会的スキルや精神的健康など）が潜んでいる可能性を示唆している」²⁰こともあり、情報周知の在り方の検討が今後も必要である。現在、子育て支援施設においても地域に出向く活動として地域支援活動が義務付けられている。子育て支援施設の1つである地域子育て支援センターにおいて、全国調査を行った金子²¹によると、7割の施設が施設拠点から地域に出て行う活動、いわゆるアウトリーチ活動を行っていることを明らかにしている。しかしこの具体的活動内容を見ると、地域の啓発活動、地域へ出て行うひろば活動、ボランティアの養成・支援、地域住民の活動の支援、地域活動への参加・交流などが挙げられている。つまり、現在子育て支援センターで行われているアウトリーチ活動とは「地域に出向いて行う活動」であり、「地域にいて活動に出てこない、出てくることができない人に対して行われる活動」と決して同義ではないことがわかる。前述した乳児全戸訪問事業もアウトリーチ活動の1つであり、非利用者に対する訪問支援となり得る。しかし、全国における実施率は約7割に留まっており、今回対象となったA市のあるA県においては7割を下回っている（平成20年度実績）。また、乳児全戸訪問事業は予算上1回の訪問に限られており、事実上母親の慰問に留まっているという指摘もあり²²、実施時期も限られていることから非利用者への効果としては期待できるものではないといえよう。その他のアウトリーチ活動として、養育支援訪問事業も挙げられる。これは、市町村において養育支援が特に必要であると判断した家庭において、保健師・助産師・保育士等が家庭訪問し、養育に関する指導、助言等の適切な養育の実施を目的

として行われているものであるが、実施率は未だ全国平均で 59.5%、A 市においては 40.0%とさらに低い数字となっており²³、アウトリーチ活動はまだ十分とは言えない状況にある。

手村は、アウトリーチワーカー（助産師）が妊娠期から産後、子育て期にわたって家庭訪問を行いながら相談などに応じ、さらには子育て支援施設に同行し、共に参加することで徐々に対象者（親）を子育て支援施設に誘導していくことの効果について指摘している²⁴。非利用者はもともと外出に積極的でない傾向にある人が多く、このような継続した訪問活動は、非利用者を引き出していく一支援方法として興味深い。本研究において明らかになったように、非利用者の中でも特に、未就園児の保護者は、子育て支援施設での対人関係を気にする 경우가多く、支援の場に足を運びにくい非利用者への対応の仕方を考えていくことは必須であろう。また公的なサービス以外にも、ボランティアが継続して家庭訪問を行うホームスタートといった取り組みも始まっている。このような活動と連携した取り組みの推進も今後必要だと考えられる。

6-2.子育て支援の場としての公園

2 点目は、現在遊び場として多く利用されている公園を子育て支援の場の 1 つとして再考する必要性である。就園児の保護者、あるいは未就園児の保護者のいずれのケースにおいても子育て支援施設が生活形態にあっていないという「ニーズの不合致」が理由として多く挙げられている。子育て支援施設を利用しない非利用者にとって自宅以外の遊び場として、公園は重要であろう。公園を子育て実践共同体として捉えた堂本²⁵は「継続的・定常的な『縁側』のような地域の居場所づくりの支援がより必要となってくる」と指摘した上で、公園はまさにそのような場であると述べている。また、中谷²⁶も同様に「何かことが起こったらすぐに自宅に帰れる近所の公園」が子どもの遊び場として好まれるとしている。本調査において、子育て支援施設を利用しなくなった理由として選択された駐車場の有無や交通の便が悪いといった立地条件の問題も家の近くにある公園ならば、子どもをベビーカーに乗せて散歩がてら歩いていくことが可能となる場である。またイベントや用があるから出かけたり、9時から5時までといった時間を気にしたりすることない、常に開かれた場として選択されているのではないかと考えられる。日にちや時間が設定されている育児サークルなどについて、「設定された時間に合わせることは・・・幼い子どもを持つ母親にとっては並大抵のことではない」という指摘²⁷もあり、自宅や公園、スーパーといった場所はすぐにいつでも行くことのできる場所として選択されていることが考えられる。さらに、乳幼児を持つ親を対象にした調査²⁸において、乳幼児期に子どもに経験させたい遊びとして「土・泥あそび」や「水あそび」「花、草花、虫取り」などが多く挙げられており、これらの遊びを十分に担保

する場として公園が重要な場として指摘されている。以上のように、公園を地域における子育て支援の場として位置づけていくことは非常に重要なのではないかと考えられる。しかし、このような意見がある一方で、公園にはその不衛生さや不審者の問題、遊具の事故など、公園利用を妨げる要因が多くあるのも事実²⁹である。本調査の自由回答においても、「公園の草刈りがされておらず、遊ばせにくい」「トイレが汚くて使用できない、掃除を定期的にして欲しい」「乳幼児向けの遊具を増やして欲しい」などといった公園管理に関する要望も多く見られた。児童厚生施設の1つである児童公園について武田³⁰は「乳幼児の子育てを支援する公園としては課題が山積しており、十分な機能を果たしていない」と厳しく批判している。子育て支援施設の非利用者にとって公園は外遊び場ができる貴重な場であり、公園整備を進めることが非利用者にとっての支援方法となるのではないかと考えられた。また、乳幼児の育ちについては、家庭と保育園や幼稚園、子育て支援の場だけで支えられるものではなく、公園も単体では完結しない。以上のことから、非利用者の子どもにとって地域の中で、いかに遊び場を担保していくのかも今後検討していくことが必要であろう。

7.まとめと今後の課題

本研究では、現在の子育て支援施設を利用していない非利用者を対象としたアンケート調査を参考に、就園しているか否かという視点からその現状と今後の課題を考察してきた。約2割の親がどの子育て支援拠点施設も認知していないこと、以前利用していた保護者も生活形態が変化していくなかでニーズが合わなくなってくること、さらに未就園児の保護者は就園児の保護者と比べ、対人関係を理由に利用しなくなる人、あるいは最初から利用していない人が多いこと等が示唆された。そして、現在の情報周知の限界と利用を待つ施設の限界から、継続的な訪問事業の重要性ならびに公園を子育て支援の場として捉えなおしていく必要性を課題として提示した。

最後に本研究の限界と今後の課題について述べる。本調査はデータ収集の制約から、アンケート項目や人数が制限されたものであったため、すべての非利用者について一般化することについては限界がある。また、対象者の属性や対象児の年齢と非利用の要因の関係性について詳細な検討に及ばなかった。今後は非利用者に対する面接調査や事例調査などを通して更なる検討を進めていきたい。また、公園の利用についてはその配置や設置状況の影響があることも容易に想像できるため、非利用者の選択している公園がどのような状況にあるか、を含めて検討していくことも課題としたい。さらに、本調査では非利用の理由として、子育て支援施設の立地条件や利便性といったハード面を主に項目として取り上げた。しかし、その他にも担当の職員の働きかけや対応の仕方等非

利用に関連することも考えられる。子育て支援施設の担当者が地域に住むすべての利用者を支援していく必要性が叫ばれているなかで、担当職員の資質や知識といった子育て支援施設のソフト面も検討する必要がある。これは今後の課題としたい。

注及び引用文献

- 1 戸田まり・奥村尚子「子育て支援事業に参加しない母親の特徴」『日本発達心理学会第12回大会発表論文集』、2011年3月、277頁。
- 2 神田直子・山本理絵「乳幼児を持つ親の、地域子育て支援センター事業に対する意識に関する研究—子育て支援事業参加者と非参加者の比較から—」『保育学研究』、39(2)、2001年、216-222頁。
- 3 中谷奈津子「子育て支援事業における母親のニーズに関する研究：母親の育児不安の観点から—」愛知教育大学『幼児教育研究』、10、2001年、25-32頁。
- 4 加藤道代「地域における育児資源活用の研究」小平記念教育振興財団『家庭教育研究所紀要』、24、2002年、85-95頁。
- 5 猿渡知子「母親による育児支援サービスの利用に関する諸要因」小平記念日立教育振興財団『家庭教育研究所紀要』、26、2004年、14-26頁。
- 6 勝浦範子・福岡欣治「市街地における大型子育て支援施設の役割と限界—浜松こども館の利用者特性から—」『静岡文化芸術大学研究紀要』、9、2008年、65-72頁。
- 7 尾木まり「地域における親子の居場所に関する考察」『上智社会福祉専門学校紀要』、創刊号、2006年、25-33頁。
- 8 例えば、富山県立山町におけるニーズ調査がある。「第3章子育て支援ニーズ調査結果」〈<http://www.tateyama.toyama.jp>〉(2012年12月6日閲覧)
- 9 伊達市子育て支援部育成課「伊達市次世代育成支援に関するニーズ調査分析結果」〈<http://www.city.date.fukushima.jp>〉(2012年12月6日閲覧)
- 10 人吉市「人吉市子育て支援についての市民ニーズ調査報告書」〈<http://www.city.hitoyoshi.lg.jp>〉(2012年12月6日閲覧)
- 11 尾木まり・網野武博・三輪律江他『地域における親子の居場所とその評価構造に関する基礎研究』財団法人こども未来財団、2003年。
- 12 前掲注1) 2) に同じ
- 13 厚生労働省「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」〈<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate12/03.html>〉(2012.9.10閲覧)
- 14 質問項目⑫において、「回覧板・新聞・市広報・子育て関連の情報誌」などが挙げられた。
- 15 大谷由紀子・中山徹・瀬渡章子「全国の自治体における地域子育て支援センター事業の設置運営体制」『日本家政学会誌』、56(9)、2005年、661-672頁。
- 16 杉江栄子「子育て支援センターにおける環境構成のあり方—母親同士の関係性を構築する視点から—」『愛知教育大学幼児教育学研究』、15、2010年、25-32頁。
- 17 三井登「地域子育て支援センターの意義と課題—支援者による利用者との関係性の構築を中心に—」『帯広大谷短期大学紀要』、47、2010年、21-30頁。
- 18 前掲注4) に同じ
- 19 中谷奈津子「子どもの遊び場と母親の育児不安—母親の育児ネットワークと

-
- 定位家族体験に着目して一」『保育学研究』、44(1)、2006年、50-62頁。
- 20 前掲注3)に同じ
- 21 金子恵美「地域子育て支援拠点におけるソーシャルワーク活動—地域子育て支援センター全国調査から—」『日本事業大学研究紀要』、54、2007年、129-150頁。
- 22 来生奈巳子「こんにちは赤ちゃん事業と養育支援訪問事業」、『子どもの虐待とネグレクト』、11(3)、2009年、313-321頁。
- 23 厚生労働省「平成21年度『乳児家庭全戸訪問事業』及び『養育支援訪問事業』都道府県別実施状況」、
<<http://www.mhlw.go.jp>> (2012.2.12閲覧)
- 24 寺村ゆかの・伊藤篤「妊娠期から出産後までの女性のエンパワーメントを目指した実践的研究—相談・家庭訪問・地域資源を利用したアウトリーチの試みを通して—」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』、2(1)、2008年、115-123頁。
- 25 堂本真実子「子育て実践共同体としての『公園』の構造について—『正統的周辺参加』論による分析を通して—」『子ども社会研究』、14、2008年、75-90頁。
- 26 前掲注13)に同じ
- 27 前掲注3)に同じ
- 28 矢郷恵子「乳幼児のあそび～公園巡回活動をはじめたいきさつ～」『季刊保育問題研究』、244、2010年、104-111頁。
- 29 小泉裕子・川口和英・田爪宏二ほか「遊び場空間の現状分析とこれからの公園デザイン—地域の人々と共生するユニバーサルデザインの提案—」『鎌倉女子大学紀要』、10、2003年、11-20頁。
- 30 武田信子「乳幼児の子育てを支援する地域の公園—子と親を育てる公園のあり方について—」日本公園緑地協会『公園緑地』、68(3)、2007年、11-13頁。

第 3 章 インタビュー調査からみる地域子育て支援拠点事業(センター型)における地域支援活動の現状と課題

1.はじめに-問題の設定

本論では、非利用者への支援の必要性を提示し、なかでも拠点事業に特化した上で、担当者が拠点事業において、いかに支援していくことができるのかを検討している。非利用者への支援法の 1 つとして、拠点事業のセンター型（以下、センター型と記）における地域支援活動がある。そこで、本章は、在宅で子育てを行う子育て家庭¹への支援として、中心的な役割を持つと考えられる拠点事業のセンター型（以下、センター型と記）における地域支援活動に焦点をあてながら、その現状と課題を検討することを目的とするものである。

地域支援活動は 2007 年に再編された拠点事業において初めて明記され、センター型においてはその活動義務項目の 1 つであった。センター型における地域支援活動とは、地域全体で子育て環境の向上を図るために地域における関係機関や子育て支援活動等と連携しつつ、地域で当事者活動や個別家庭への支援を実施することであった²。具体的には、「公民館や公園等地域に職員が出向いて親子交流や子育てサークルへの援助等」の実施や、「より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応」が定められていた³。すなわち、センター型には地域において拠点事業を利用しない子ども・子育て家庭に個別的に支援を行っていく必要性が求められていたと同時に、地域支援活動はサービスの届きにくい子ども・子育て家庭につながる可能性を保持していたといえよう。2013 年 4 月の再編により、センター型の地域支援活動は消失しているが、新しい事業において地域機能強化型が創設されることが明示されており⁴、拠点事業において地域支援をさらに充実させていくことが求められている。

では、拠点事業のセンター型において、どのような地域支援活動が実施されていたのだろうか。地域支援活動を対象にした研究は少ない。そのなかでもセンター型の業務を定量的に把握分析した中谷ら⁵は、「拠点、併設園以外の場所に出かけて親子を対象としたフリースペースやプログラムを提供」する業務が見受けられているが、その割合はセンター型業務全体の約 3%にすぎず、地域住民への訪問や関わりといった地域支援活動にあたる活動は全く見られなかったことを報告している。さらに、橋本⁶は、センター型の子育て支援実践を検証した上で、地域支援活動に積極的に取り組む事業者がいる一方で、その必要性を意識しつつも実際の業務には反映できていない事業者の存在も指摘している。この背景には、地域支援活動に表される地域のネットワーク化を促進するそのような業務のあり方が、保育所保育にこれまで求められてきた知識・技術とは異なる側面を持つものであり⁷、多くのセンター型で業務を担っている保育士が持つ知識、技術と齟齬が生じていることや、それを可能にする体制の不備といった阻害要因が多様にあることが予想されている⁸。しかし、前述したように地域支援活動を対象とした先行研究がまだ少なく、その阻害要因について

具体的に明らかにされていないという問題がある。

そこで、本章ではセンター型においてどのような地域支援活動が実施されていたのかを振り返り、地域支援活動促進への阻害要因について検討し、地域機能強化型における地域支援の実施に際して、今後の展開への示唆を得たい。これは児童家庭福祉システムがすべての子育て家庭を対象として再編されつつあるなか、地域住民活動等「地域」との関係がさらに重視されてきた拠点事業に関する今後の支援実践に寄与するものと考えられる。

2.地域支援活動に関するインタビュー調査

2-1.調査対象と方法

本調査対象者は、A県内におけるセンター型において、調査当時業務に携わっていた職員10名であった。調査方法は、調査対象者への半構造化面接（インタビュー）であり、所要時間はいずれも約1時間であった。調査は2012年8月から9月に行った。

A県内は広く3つの地域（県北・県央・県南）に分かれている。その3地域に偏りのないように配慮しながら10のセンター（県北地域3箇所、県央4箇所、県南3箇所）を選択した。またインタビュー対象者においては、インタビューに十分な回答ができるように、センター業務に長く携わっており、業務に精通している担当者を選択するよう配慮を行った。

インタビューでは、職員が地域支援活動として調査時に行っていた業務、及び業務遂行に必要な知識や技術や業務における困難点等について自由に語ってもらった。調査担当者はインタビューガイドを準備し、業務内容をできるだけ幅広く聞き取れるように、適宜挿入質問を行った。インタビュー項目を表3-1に示す。インタビュー項目については、話の展開や流れを重視し対応したため、必ずしもこの順序ではなかったが全ての項目について実施した。インタビューの内容は、調査対象者の承諾を得てICレコーダーに録音し、その後逐語録を作成した。対象拠点事業及び、対象者の属性を表3-2、3-3に示す。

2-2.倫理的配慮

調査対象者には、インタビューを行う前に研究の趣旨を説明し、目的や方法等について同意を得た。また、インタビュー内容の個人情報保護されること、研究のみに使用されること、研究成果についての公表は個人を特定できる情報は公表されないことを説明した。

2-3.分析方法

本研究では、分析方法として木下が提唱する修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（Modified Grounded Theory Approach：M-GTA）⁹を採用した。M-GTAは面接型調査を前提に考えられており、データを切片化せずまとまりによって理解するため、文脈から深い意味を洞察することができる方法である¹⁰。また、この研究方法の適合性についてプロセス的な特性を持ったヒューマンサービス領域が適していることが示されている¹¹。

本研究は、地域子育て支援というヒューマンサービス領域において、地域支援活動というサービスを提供する担当者とサービスを受ける子どもと子育て家庭の相互的関係を対象

表 3-1.インタビューガイド

インタビュー項目
1.地域子育て支援拠点事業として実施している活動はどのようなものがあるか。
2.地域支援活動について
1)具体的にどのような活動を実施しているか。
2)実施回数
3)活動開始の経緯
2. 地域支援活動実施に必要な知識・力量について
1)どのような知識が必要と感じているか。
2)どのような力量が必要と考えているのか。
3.地域支援活動の評価について
1)よかったと思う事例はあるか、どのような事例だったのか。
2)困難だった事例はあるか、どのような事例だったのか。
3)困難があるならば、改善するためにはどのような取組が必要と思っているのか。
4.関係機関や地域との連携はどのように実施しているのか。
5.今後の地域支援活動についてどのように考えているか。

表 3-2. 調査対象拠点事業(センター型)の属性(N=10)

	運営主体	設置状況	設立	総数
A	民営	保育所併設	1994年	2名
B	民営	保育所併設	1993年	3名
C	公立	保育所併設	2000年	2名
D	公立	保育所併設	2004年	2名
E	民営	保育所併設	1998年	2名
F	民営	専用施設	1996年	3名
G	民営	保育所併設	2004年	2名
H	民営	専用施設	1999年	2名
I	民営	保育所併設	2007年	2名
J	公立	専用施設	2002年	5名

表 3-3. 調査対象者属性(N=10)

	年齢	保育年数	勤務年数	勤務形態	資格	取得歴
a	50代	32年	18年	常勤	保	試験
b	50代	29年	19年	常勤	保	試験
c	50代	30年	3年	常勤	保・幼	短大
d	50代	30年	3年	常勤	保・幼	短大
e	40代	27年	13年	常勤	保・幼	短大
f	40代	19年	14年	非常勤	保・幼	短大
g	20代	8年	3年	常勤	保・幼	専修学校
h	50代	12年	6年	非常勤	保・幼	短大
i	20代	6年	4年	常勤	保・幼	短大
j	30代	13年	5年	常勤	保・幼	専修学校

* 保：保育士資格 幼：幼稚園免許状 試験：保育士試験

とするものである。そして、そのサービスのなかで相互の関係がどのように展開されているのか、あるいは展開されていないのかといったプロセス的性格を保持していることから、本研究の方法として適切であると考えられる。

インタビュー後、逐語録を作成し分析を実施した。分析を行う際には、地域支援活動に対する意識と実施していくにあたっての阻害要因や困難性についての言及に着目した。分析の結果、収集したインタビューデータを概念化した。本研究では、基本的にデータ分析者は筆者のみであったが、研究結果についてはスーパーバイザーとして社会福祉研究者 1 名が確認を行った。

3.調査結果

3-1. 地域支援活動の内容

得られたインタビューデータから実施していた地域支援活動を取り上げた。健康診査（以下、健診と記）参加とは、各自治体の保健福祉センターが主体となって実施されている 3 ヶ月、8 ヶ月等に実施されている健診への参加を指すが、これは 10 あるセンターのうち、8 つのセンターが実施していた¹²。また、出前保育とは公園や公民館、保健福祉センター等、センター外の場所へ出向いて遊びを提供するものを指す。本調査においては、出向く場所は様々であったがすべてのセンターが実施していた。在宅訪問を実施していたのは、4 つのセンターのみであり、中でも公立保育園に併設していた 2 つのセンターでは全戸訪問が行われていた。関係機関や他のセンターとの会議には 8 センターが参加していたが、実際に連携した活動を行っていたのは、6 センターとなっていた。結果を表 3-4 に示す。

表 3-4. 地域支援活動の内容

	健診参加	出前保育	在宅訪問	会議へ参加	地域資源との活動
A	○	○	○	○	×
B	×	○	○	○	○
C	○	○	○	○	○
D	○	○	○	○	○
E	○	○	×	○	×
F	○	○	×	○	○
G	○	○	×	○	×
H	○	○	×	×	○
I	×	○	×	×	×
J	○	○	×	○	○

*○…活動実施 ×…活動未実施

3-2. インタビューデータの概念化とサブ・カテゴリ

インタビューデータを分析した結果、15 の概念と 7 個のサブ・カテゴリが生成された。概念はセンター担当職員が地域支援活動を実施していく際の困難性が伝わるように配慮した。この概念生成の過程は、得られた概念をより上位のカテゴリにまとめるための前段階

としている。また、インタビューデータ内の（ ）内は、内容が理解しやすいように筆者が追記したものである。さらに、得られた概念を踏まえ、生成された15個の概念から7個に統合し、サブ・カテゴリ化を行った。結果を表3-5、3-6に示す。

次に、ここでは、各サブ・カテゴリと内包されている概念についてそれぞれ説明する。以下、サブ・カテゴリを【 】、概念を< >、担当者のインタビュー内容を「 」で表す。

1. 【情報周知の不徹底】は、センター事業が地域住民や対象である子育て家庭に未だよく知られていないことを表す。調査対象であったセンターはいずれも設立から6年以上たったセンターであり、長いところで設立20年のセンターもあった。しかし、対象である子育て家庭が数年単位で変化してしまう性質を持つことから、「最初から難しかったのは広報」であり、「できるだけ案内をして」周知を図っている様子が窺えた。

2. 【訪問活動への不安】は、<訪問のしやすさ>、<ためらい>を内包しており、センター事業としての訪問活動を知られていないことからくる活動への不安を指している。全戸訪問が周知されている保健師と違い、「保育士ですっていわれたところで受け入れられるかな」というためらいを感じていた。

3. 【資質・知識の重要性】は、<職員の資質>、<地域に関する知識>、<保育に関する知識・技術>を内包しており、担当者の資質や地域に関する知識、子どもの発達段階、遊びに関する知識の重要と感じていることを表している。「一番大事なのは本人の持つ明るさとか、その人の持つもの」という個人の資質や活動の場である地域や子どもと触れ合うときに必要な「手遊び、触れ合い、外なら外での遊び」の知識が重要と感じていた。

4. 【職員体制の問題】は、<在宅訪問の限界>、<仕事量の多さ>を内包しており、担当している仕事の量が多く、活動を実施していくためには現在の職員数では限界があることを表している。「職員のスタッフがたりなくなっちゃって」「そこまで手が回らないっていうのが現状」といった言葉が示された。

5. 【関係機関との連携の難しさ】は、<保健師・児童委員とのつながり>、<日程調整>、<連携機会がない>、<連携継続の難しさ>を内包しており、関係機関との連携の必要性を感じているものの、「（日程が）うまく合わない」ことや「会議も顔をあわせる機会もない」ことから連携をとることを困難に感じていることが示された。

6. 【方法に対する困惑】は、出てこない人たちへの働きかけが大事とは感じながらも、現状では、「それをどうやって掘り起こそうか」と検討している段階にあり、手の届かない理想として考えていることが示された。

7. 【活動の制限】は、<場の確保>、<在宅訪問をする際の個人情報入手の難しさ>を内包しており、出向く場として「公園が汚いんですよね、安心して遊べない」状況であり、訪問活動の対象となる「情報とは場所とか教えてくれない」ことが示された。

表 3-5.インタビューデータから生成された概念

概念	インタビューデータ
①周知不足	①最初から難しかったのは広報なんですよ。
②訪問しやすさ	②一応センターに家庭訪問も柱としてあるけど、なかなか周知されていない部分もあるので ④母子推進員さんと保健師さんが…間に入ってもらってます
③ためらい	①怪訝そうな顔される。一応身分証をつけていくんですけど⑦保健師さんっていうことで訪問されるのは素直に受け入れられる。保育士ですっていわれたところで受け入れられるかな
④職員の資質	②私としては勇気がないというだけかもしれないけど・・・③… 一番大事なのは本人の持つ明るさとか、その人の持つものがあるので・・・
⑤地域に関する知識	②最初は手探り状態だった③公立なのでいたるところに勤めている、色んなところに色んな人たちを知ってる。⑨小さいお子さんでも安全に遊べそうなどころって行って一応選びます
⑥保育に関する知識・技術	②待ち時間に手遊びしたり、こういう触れ合い遊びがありますよといって保育支援をする⑨手遊び、触れ合い、外なら外での遊びとか、⑩発達に応じた遊びを提供できるように
⑦在宅訪問の限界	①在宅訪問っていつでも限りがある。⑦なかなかこっちから積極的には体制的に動きにくい
⑧仕事量の多さ	⑤保健師さんできちんと把握をされてるんで、そこは任せていいかなって。⑨一人でやっている感じなので、そこまで手が回らないっていうのが現状ですね。したいなどは思うけど
⑨保健師・児童委員等とのつながり	② 最初保健センターとはうまくいかなかった⑤保健師さんが異動しなざるごつなつた…⑦その方（保健師）が異動で市役所に行かれたときにはちょっと保健センターとの距離が…
⑩日程調整	②向こうは向こうのプログラムがあるし、…うまく合わないで⑥いろんな行事と重なったりとか、いろんなのがあって、ショッピングセンターも催しものがあったりするんで…
⑪連携機会がない	②よその機関と保育園との連携はできてるんですけど、支援センターがその中に入っていない⑨会議も顔をあわせる機会もない
⑫連携継続の難しさ	②交流が出てきたんですけど途中ぶつぷつ消えていく⑩（サークル）開催自体が危ぶまれたりするところもあって、主任児童委員さんがいなくて、そういうところには毎月いたり
⑬場の確保	②公園が汚いんですよ、安心して遊べない⑥場所とかああいいう環境面、なかなかできずに
⑭在宅訪問をする際の個人情報入手の難しさ	⑧保健師さんは市の職員さんであるけど、私たちは一保育園の一保育士で公的な立場のものではないので⑨個人情報ですから、勝手にするっていうのはできないそう
⑮出てこない人の掘り起こし	②出向いて行ってそこにいる人はいいけど、関わらない人がいる⑦積極的に出向けたらいいんでしょうけど

表 3-6.サブ・カテゴリの統合

サブ・カテゴリ	概念
1. 情報周知の不徹底	①周知不足
2. 訪問活動への不安	②訪問しやすさ ③ためらい
3. 資質・知識の重要性	④職員の資質⑤地域に関する知識⑥保育に関する知識・技術
4. 職員体制の問題	⑦在宅訪問の限界⑧仕事量の多さ
5. 関係機関との連携の難しさ	⑨保健師・児童委員等とのつながり⑩日程調整⑪連携機会がない⑫連携継続の難しさ
6. 方法に対する困惑	⑬出てこない人の掘り起こし
7. 活動の制限	⑬場の確保⑭在宅訪問をする際の個人情報入手の難しさ

3-3.カテゴリの統合

さらに、統合された7つのカテゴリを3個のコア・カテゴリに統合した。結果を表3-7に示す。

表 3-7.コア・カテゴリ

コア・カテゴリ	サブ・カテゴリ	定義
情報周知不足・不安感	1. 情報周知の不徹底 2. 訪問活動への不安	センターの活動内容が知られておらず、訪問活動事業も一般的に知られていないため、行きにくいと感じている。
職員の力量	3. 資質・知識の重要性 5. 関係機関との連携の難しさ 6. 方法に対する困惑	保育の知識や技術、及び地域の実情の知識も必要と感じている。また、地域の機関との連携方法や効果的な活動方法が見出せず困っている。
外的要因	4. 職員体制の問題 7. 活動の制限	活動の場の確保や個人情報入手といった活動の前提条件ともなる体制が整っていない。

ここでは、各コア・カテゴリとそれぞれに内包されているサブ・カテゴリ、及びその定義について説明する。サブ・カテゴリを【 】で示す。

3-3-1.コア・カテゴリⅠ「情報周知不足・不安感」

1. 【情報周知の不徹底】

センターの場所や活動内容、センター担当職員の業務が地域住民に知られていないと感

じていることを指している。これは、広報を行ってはいないものの、年々対象となる保護者
が変化することから継続的な広報が必要と感じていることから理解できる。

2. 【訪問活動への不安】

これはセンター業務が明確に地域住民に知られていないため、訪問活動を実施したとし
ても、地域住民に受け入れられないのではないかという不安を指している。一方で、保健
師の訪問活動の際にセンター担当者が訪問を行うことを周知することで、訪問しやすさ
を感じている。

サブカテゴリ 1.2. は、いずれもセンターの活動内容やセンター担当者の業務について、
地域住民への周知が徹底されていないことからくる、不安やためらいであると考えられた。
そのため、これら2つのサブカテゴリを内包するコア・カテゴリ I は、「情報周知不足・不
安感」とした。

3-3-2.コア・カテゴリⅡ「職員の力量」

3. 【資質・知識の重要性】

手遊びや触れ合い遊び、その時季に応じた製作等、保育における知識や技術だけでなく、
その地域に関する知識が必要と感じている。また同時に、センターの外に出て行くこと
を苦にしないような職員の資質も必要とされていることが窺えた。

5. 【関係機関との連携の難しさ】

保健師や児童委員との連携状況は各センターにより差がみられた。また、地域内の団体
と連携するにあたって日程調整に困難があることや継続的に連携していくことが難しいこ
とが表れていた。

6. 【方法に関する困惑】

センターを利用しない保護者とコンタクトをとり、利用へと促していくことの必要性に
ついては感じているものの、その方法が見出せずにいることが表れていた。

サブカテゴリ 3.5.6. は、いずれも業務を支える知識や技術、資質といった職員の力量に
関することがらであるため、これら3つのサブカテゴリを内包するコア・カテゴリⅡは「職
員の力量」とした。

3-3-3.コア・カテゴリⅢ「外的要因」

4. 【職員体制の問題】

今回調査したセンターの多くが2名体制をとっていたが、なかには1名体制や2名のう
ち1名は非常勤職員といったように、業務体制に制限がみられた。そのため、センター外
での活動に制限があったり、業務そのものが多く、センター外での活動が困難になっ
ていたりする様子が表れていた。

7. 【活動の制限】

本調査では、センター外で活動を行うための場としての公園やその他の適切な場所が限
られており、訪問活動を行っていくための情報も入手困難な状況にあることが表れて
いた。これらは、活動の実施にあたって外的な要因からくる困難性と考えることができ
る。そこ

でこの2つのサブカテゴリを内包するコア・カテゴリⅢは「外的要因」とした。

4. 考察

本章では、現在地域支援活動として実施されている活動形態を振り返り、その阻害要因を検討することを目的としていた。そこで、本調査において見出された結果をもとに、地域支援活動と地域支援活動促進への阻害要因について考察を行う。

4-1.地域支援活動の形態

本調査では、地域支援活動として、保健所等での健診への参加、公園や公民館での出前保育、対象となる子育て家庭への在宅訪問、市役所等の関係機関との会議へ参加、地域資源との活動の5つの形態が見出されたが、すべての形態を実施しているセンターは10センターのうち2つに留まっていた。前述したように、先行研究においては地域支援活動にあたる活動はほとんど実施されていない。その点から鑑みるとA県内のセンターにおいては活動内容に差異はあるものの限られた資源の中で努力している様子が窺える。しかし、地域支援を更に重視してきている現在、より多くのセンターが訪問支援や地域の関係機関との連携を図っていくことが求められており、今後も活動を推進していくことが必要である。

次に、結果で得られた3つの阻害要因についてそれぞれ考察を行う。

4-2.情報周知不足・不安感

第1は、「情報周知不足・不安感」である。活動の情報周知の必要性については、先行研究¹³¹⁴¹⁵においても多く指摘されているところである。先行研究では、利用者の子育て支援事業に対する認知状況が不十分であることが明らかになっているが、本調査においては、担当者もセンターに関する情報周知が十分ではなく、継続して周知を図っていく必要性を感じていることが明らかになった。

現在、各自治体において広報誌やホームページを活用した情報提供がなされているが、センターの名前や場所について知っていたとしても、活動の詳細は利用者に届いていないという報告もある¹⁶。2013年4月に再編された拠点事業において、利用者主体が明示され利用者に必要な情報提供を届けていくことがさらに重視されることになっている現状において、届きにくい子育て家庭への効果的な情報提供のあり方を検討していくことは課題であると考えられた。

4-3.職員の力量

第2は、「職員の力量」である。地域支援活動は結果3-1で示したように、地域の各機関との連携やセンター外での活動が中心になっている。このセンター外での活動とは、支援の届きにくい子どもや子育て家庭というに対して、要請がない場合でも積極的に出向いていき、信頼関係を構築やサービス利用の動機付けを行うというアウトリーチ活動であり¹⁷、ソーシャルワークの技術が必要とされていることがわかる。これまでもセンター型の機能にはソーシャルワークの知識や技術が必要である点については多くの先行研究¹⁸¹⁹²⁰で指摘されているところであるが、本調査においては、さらに保育の知識や技術の必要性が同

様に表出されていることから保育をベースとしたソーシャルワークの力量²¹が求められているといえよう。しかし、センターの担当者の多くである保育士は新たに求められる機能に対する意識は必ずしも高くない²²ことや、地域福祉の観点が弱いことも報告されており²³、その実践には課題が多いことも示唆されている²⁴。センター担当者のソーシャルワークに関する認知の有無について検討した先行研究²⁵においても、ほとんどの担当者がソーシャルワークを認知していなかったことが明らかになっており、今後も継続した研修を通してソーシャルワークの知識、技術を培っていくことの必要性が求められているといえよう。

現在、NPO や各自治体を中心として様々な研修が実施されている²⁶。しかし、実際の問題として、日常業務が忙しく園内研修にも参加できないという声が聞かれるなかで、いかにしてその機会を担保していくかは重要な問題である。当面、現任者を対象とした研修を充実させていくことが重要であるが、中・長期的にはリカレント教育も視野に入れた教育システムを構築していくことが必要となってくるであろう。

4-4.外的要因

第3は、「外的要因」である。担当者が地域支援活動の必要性やその効果を実感していることは本調査でも述べられていた。しかし、同時に活動の場の確保や人数不足、個人情報入手が難しいといった地域支援活動を支える体制の不備が困難性として表れていた。地域支援活動のようにセンター外で実施する活動では、中津ら²⁷が指摘するように「どのようにして活動の場所、人員を確保するか」といった点が課題とされており、本調査においてもその点は追認されたといえる。それに加え、訪問活動を展開していくためには個人情報はどうやって入手していくのかという点が阻害要因として示唆された。

2003年に「個人情報の保護に関する法律」が施行されたが、本調査においても「行政でしかできないこと、公立ならではできる全戸訪問」という言葉に見られるように、行政との個人情報の共有は難しくなったといえる。拠点事業の再編により拠点事業の事業者は今後益々多様になっていくことが予想されるなかにおいて、地域支援を充実させていくためには、拠点事業を再度位置づけていくことが急務であると考えられた。

5.まとめと今後の課題

ここでは、本研究のまとめと今後の課題について述べる。本研究は、M-GTAを用いてインタビューデータの分析を行った。その結果、センターにより実施の差異はあったものの地域支援活動として5つの形態が挙げられた。そして、センター職員が地域支援活動を実施していくにあたっての阻害要因として3つのカテゴリが生成された。これらから、センターが制限された環境の中で選択しながら活動を実施していること、また今後地域支援活動を促進させていくためには、3つの阻害要因を解決するための手立てを検討していくことが重要であるという具体的示唆が得られたと考えられる。この点において、本調査は意義があったといえる。

しかし、本調査はA県内のセンター担当職員が対象であった。拠点事業は、その性質か

ら地域間の差異が多く見られるため、担当者の背景は異なることが予想される。そのため、本研究の結果を広く一般化することには限界があることは否めない。また、調査対象者が10名という限られた数ということもあり、理論的飽和には達していない。他自治体における調査を実施していき、カテゴリの図式化並びに、仮説の一般性を高めていくことは今後の課題としたい。

注及び引用文献

- 1 ここでいう在宅での子育てとは、幼稚園、保育園に通わず、家庭において育児を行っていることを指す。
- 2 子ども・子育て支援法要綱 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomo3houan/index.html> (2013年3月3日閲覧)
- 3 「地域子育て支援拠点事業実施要綱」、雇児発第0507002号、2007年。
- 4 厚生労働省「地域子育て支援拠点事業について 地域子育て支援拠点事業とは(概要)」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dl/kosodate_sien.pdf (2013年5月22日閲覧)
- 5 中谷奈津子・橋本真紀・越智紀子他「地域子育て支援拠点事業専任保育士の業務内容の定量的分析—保育所併設型地域子育て支援センターの観察調査の試みから」『子ども家庭福祉学』、10、2011年、47-57頁。
- 6 橋本真紀「地域を基盤とした子育て支援実践の現状と課題—地域子育て支援拠点事業センター型実践の検証から—」『社会福祉学』、52(1)、2011年、41-54頁。
- 7 前掲注5)に同じ。
- 8 橋本真紀「地域を基盤とした子育て支援実践の検討—地域子育て支援拠点事業センター型の実践理論の構築に向けて—」『子ども家庭福祉学』、12、2012年、23-33頁。
- 9 木下康仁「ライブ講義実践的質的研究法—修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ—」、弘文堂、2007年、89-91頁。
- 10 木下康仁「グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い」、弘文堂、2003年。
- 11 木下康仁「修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(M-GTA)の分析技法」『富山大学看護学会誌』、6(2)、2007年。
- 12 健康診査の中には、医療機関で実施するものもあるが、本調査においてセンター担当者が参加していたのはいずれも保健福祉センター内で実施されていたものであった。
- 13 中谷奈津子「子育て支援事業における母親のニーズに関する研究—母親の育児不安の観点から—」愛知教育大学『幼児教育研究』、10、2001年、25-32頁。
- 14 加藤道代「地域における育児資源活用の研究」小平記念教育振興財団『家庭教育研究所紀要』、24、2002年、85-95頁。
- 15 猿渡知子「母親による育児支援サービスの利用に関する諸要因」小平記念日立教育振興財団『家庭教育研究所紀要』、26、2004年、14-26頁。
- 16 香崎智郁代「子育て支援施設非利用者の現状と支援の課題に関する一考察—非利用者を対象にしたアンケートを参考に—」『社会関係研究』、第18巻第1号、2012年、19-45頁。
- 17 社団法人 日本社会福祉士養成校協会「わが国の社会福祉教育、特にソーシャルワークにおける基本用語の統一・普及に関する研究 報告書」、2005年、8頁。
- 18 柏女霊峰・山本真美・尾木まり他「保育所実施型地域子育て支援センターの運営及び相談活動分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』、36、1999年、29-57頁。
- 19 山本真美「保育所機能の多様化とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』、26(3)、

2000年、193-200頁。

²⁰ 前掲注5)に同じ。

²¹ 例えば、子どもや子育て家庭の視点に立ってニーズを捉え、子どもの発達段階も考慮しながら子育て家庭の生活問題を各関係機関と連携し、支援していくといったコミュニティワークが挙げられる。

²² 石田慎二「保育所の子育て支援に対する意識とソーシャルワーク機能に関する考察」『社会福祉士』、13、2006年、109-115頁。

²³ 金子恵美「地域子育て支援拠点におけるソーシャルワーク活動ー地域子育て支援センター全国調査からー」『日本事業大学研究紀要』、54、2007年、129-150頁。

²⁴ 前掲注6)に同じ。

²⁵ 伊藤良高・香崎智郁代・永野典詞他「保育現場に親和性のある保育ソーシャルワークの理論と実践モデルに関する一考察」『熊本学園大学論集総合科学』、19(1)、2012年、1-21頁。

²⁶ 例えば、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が実施している地域子育て拠点事業研修事業や各自治体において子育て支援拠点事業担当者向けの研修が実施されている。

²⁷ 中津愛子・宮原松代・渡辺二美子「地域子育て支援センターの現状と課題」『山口短期大学研究紀要』、29、2009年、34-40頁。

第4章 事例調査からみる地域子育て支援拠点事業(一般型)における地域支援活動実施の現状と課題

1. はじめに一問題の設定

本論は、非利用者への支援の必要性を提示し、拠点事業に特化した上で、拠点事業担当者がいかにして非利用者を支援していくことができるのかについて検討をしている。そのなかで、拠点事業には非利用者を対象にした支援法として、地域支援活動が実施されていた。しかし、第3章で、拠点事業の担当者が地域支援活動を実施するにあたっての困難性を検討した結果、3つの困難要因が見出された。すなわち、1点目は情報周知不足、不安感であり、2つ目は職員の力量、3つ目に外的要因であった。しかし、第3章の課題としても提示したように3つの要因は仮説に留まっていることは否めない。

そこで本章では、地域支援活動における事例を検討することにより、3要因について検証したいと考える。

2. 調査概要

2-1. 調査対象と方法

調査対象者はX市の拠点事業(一般型)として活動している地域子育て支援センター2か所(センターA・センターB)の担当者3名であった。センターAは、1994年に地域子育て支援センター事業が設立された当初から事業を実施しているセンターであり、地域に出向く活動である地域支援活動として、在宅訪問や出前保育、健診への参加等幅広く実施している。また、調査対象者であった担当者も設立当初から担当者として活動している。

センターBは2002年に設立されて以降、地域支援活動として健診への参加、出前保育、各機関との連携を目的とした会議や児童委員や民生委員といった地域資源との連携を実施しており、X市において拠点事業の中心として位置づけられているセンターである。調査対象者は、地域支援活動の主担当者とセンター長の2名であった。

調査対象のセンター、ならびに調査対象者はいずれも多様な地域支援活動を実施しており、幅広い事例を検討することができるのではないかと考えたのが選定の理由であった。対象拠点事業、調査対象者の属性を表4-1、4-2に示す。

インタビューでは、1、職員が地域支援活動のなかで実施している活動はどのようなものがあるか。2、地域支援活動において、実際に関わっている子どもとその保護者に対応する際の困難点はどのようなものがあるかという2点について、事例を挙げながら自由に語ってもらうよう依頼した。調査担当者は前述した2点を中心に尋ねながら、第3章において得られた3つの要因についても幅広く聞き取れるように、適宜挿入質問を行った。

インタビューの内容は、調査対象者の承諾を得てICレコーダーに録音し、その後逐語録を作成した。調査時間はいずれも約1~2時間であり、調査期間は2013年1月~2月であった。

表 4-1. 調査対象者属性

対象者	職位	年代	経験年数	センター年数	保持資格	勤務形態
a	保育士	50代	33年	18年	保育士	常勤
b	保育士	40代	16年	3年	保育士・幼免	常勤
c	センター長	60代	38年	5年	保育士・幼免	常勤

表 4-2. 調査対象センター属性

センター	設立主体	設立年	センター人数体制
A	私立	1994年	2名
B	公立	2002年	6名
B	公立	2002年	6名

2-2. 倫理的配慮

調査対象者には、インタビューを行う前に研究の趣旨を説明し、目的や方法等について同意を得た。また、インタビュー内容の個人情報保護は保護されること、研究のみに使用されること、研究成果についての公表は個人を特定できる情報は公表されないことを説明した。

2-3. 分析方法

得られたデータは逐語録を作成したのち、質的研究法である、木下の提唱する M-GTA（修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ）¹により分析を行った。M-GTA を採用したのは次の3点の理由からである。すなわち、1点目は、M-GTA は質的研究の分析方法として明確であること。2点目は、拠点事業における担当者の地域支援活動は M-GTA が適しているとされる、対人援助過程における相互作用といえること。そして3点目は、実践的活用を促すことを重視した M-GTA の理念が本研究の目的と合致していることである。

M-GTA は、分析テーマと分析焦点者を念頭に置きながらデータを見ることに着目している。そのため本調査においては、分析テーマを地域支援活動実施において感じる困難性の分析とし、また、分析焦点者は拠点事業担当者とした。

分析手順は以下のようである。①逐語録化したデータを、本調査の課題である活動を実施する際に担当者が感じている困難性を念頭に置きながら、繰り返し目を通した（手順①）。②先行研究によって得られた概念、サブカテゴリ・コア・カテゴリを基に、本調査で語られた内容を適切に表現するか否かの検討を行い、より良い概念名と定義付けを再設定した（手順②）。③概念間で同様の意味を持つと考えられたものを上位のサブカテゴリ、最上位のコア・カテゴリを生成した（手順③）。そして、生成された概念、カテゴリの関係を結果図およびストーリーラインで表した（手順④）。

3. 調査結果

ここでは、まずインタビューの中で挙げられた事例の概要について示し、その中で得られた結果について説明を行う。本調査におけるインタビューでは地域支援活動として、在宅訪問、サークル活動の支援、公民館等における出前保育の3つであり、概要は以下のようであった。

<在宅訪問の事例① 概要>

双子（男の子と女の子）（以下、Aくん Bちゃん）とその母親が支援の対象であった。Aくん Bちゃんの健康診査の際に「気になる親子なので、関わりを持ってほしい」という保健師からの申し出があり、訪問支援を実施することになる。健康診査時から保健師は発達に何らかの障害があるのではないかと感じており、担当者も子どもに関わるなかで同様に感じるようになる。訪問活動を始めた当初、母親の家には使用できる車がなく、センターまで自分で来ることができずにいたため、担当者が併設保育園のバスにて送迎をしていた。その後、車の手配ができ母親が自分で車を運転しセンターへ来所するようになる。現在は幼稚園に入園しており来所していない状態であった。

<サークルへの支援事例② 概要>

サークル運営を実施する主任児童委員が支援の対象であった。X市においてはサークルの運営は主任児童委員が中心となって実施されている。支援対象であったサークルでは、担当の主任児童委員がいたものの、約10年間サークルが実施されていない状況にあった。主任児童委員側からサークル再開に向けて相談に乗って欲しいという申し出があり、数回の会議を経て再開されることになった。

<公民館へのお出前保育での事例③ 概要>

公民館で実施されていた出前保育に来館する母親とその子どもが支援の対象であった。健康診査参加の際においても、対象者及び対象児との顔合わせはしていた。その後、対象者がX市で実施されていたNP（Nobody's perfect/完璧な親なんて誰もいない）プログラムに参加し、そこで知り合った友人と連れ立って、対象児が1歳になった頃から出前保育に参加するようになる。対象児が成長するにつれて、その友人の子どもと対象児との発達段階の差を対象者が気にするようになり、発達障害等の質問を受けるようになる。

3-1. 生成された概念と定義

前述した手順②より、分析の結果、13の概念が生成された。結果を表4-3に示す。尚、先行調査と比較し、新しく生成された概念を斜字で表している。

表 4-3. 得られた概念と定義

概念	定義
①周知不足	活動が知られていないことから対象者が少ない
②活動のしやすさ	活動をあらかじめ知らせてもらえることにより行きやすさを感じる
③ためらい	活動が知られていないため実施にためらいがある
④職員の資質	求められる資質と自らの資質との違いから戸惑いを感じる
⑤地域に関する知識	地域の概要、人を知っている
⑥保育に関する知識・技術	遊びや発達段階の知識を使った活動が可能と感じる
⑦業務量に合った人数	活動に必要な人数体制があり、在宅訪問に限界がある
⑧保健師・児童委員等とのつながり	お互いの意思疎通を図っていくことが難しい
⑨連携機会がない	連携をとる場がなくつながりをつくることができない
⑩連携継続の難しさ	関係を作っていくためには継続した関係構築が必要とされる
⑪場の確保	活動を実施するための適した場所を地域のなかで設定していくことも必要とされる
⑫個人情報入手の難しさ	情報収集の難しく、入手できても訪問まで至らない
⑬出て来ない人の掘り起こし	出てこられない人への対応方法が難しい

先行調査の結果では、職員の仕事量の多く（＜仕事量の多さ＞）、人数体制の問題から、＜在宅訪問の限界＞があること、そして、関係機関や地域資源と＜日程調整＞を図ることの困難性が示されていた。しかし、本調査では、職員の業務量が多く、その業務を実施していくためには必要な人数体制があることが示されていたため、それに合う概念名を、＜⑦業務量にあった人数＞とし、定義を「活動に必要な人数体制があり、在宅訪問に限界がある」と改めた。

3-2. サブカテゴリとコア・カテゴリ

次に、手順③より得られた概念を上位のサブカテゴリに統合し、さらにコア・カテゴリを得た。結果を表 4-4 に示す。尚、先行調査と比較し、新しく統合されたサブカテゴリを斜字で表している。

表 4-4. サブカテゴリとコア・カテゴリの統合

コア・カテゴリ	サブカテゴリ	概念
職員の力量	求められる知識	⑤地域に関する知識
		⑥保育に関する知識・技術
		⑬出て来ない人の掘り起こし
	求められる資質	④職員の資質
		⑧保健師・児童委員等とのつながり
外的要因	知られていないことからの不安	①周知不足
		②活動のしやすさ
		③ためらい
	活動の制限	⑫個人情報入手の難しさ
		⑪場の確保
	職員体制の問題	⑦業務量に合った人数
	連携の難しさ	⑨連携機会がない
		⑩連携継続の難しさ

本調査では【職員の力量】と【外的要因】の2つのコア・カテゴリが見出された。先行調査では、【情報周知不足・不安感】【職員の力量】【外的要因】の3つのコア・カテゴリが示されていたが、本調査では、＜①周知不足＞＜②活動のしやすさ＞＜③ためらい＞という3つの概念は対象者に対して活動が知られてないことからくる不安感であり、この不安感をもたらす情報周知不足は活動実施の外的要因に内包されると考えられた。

また保健師、児童委員等に対して、うまくつながりをつくりお互いの意思疎通を図っていくことは、コミュニケーションをとる力であり、【職員の力量】であると考えられた。

そして、保健師や児童委員、その他の地域資源との＜⑨連携の機会がない＞ことや継続した連携をとっていくこと（＜⑩連携継続の難しさ＞）は、職員を取り巻く体制の困難性であると考えられたため、新たに外的要因として統合した。

3-3. 結果図とストーリーライン

それぞれの事例から得られた13の概念と7つのサブカテゴリ、及び2つのコア・カテゴリの結果図を図4-1に示す。図4-1は、拠点事業担当者が地域支援活動を実施していく際の困難要因を示している。以下、< >は概念名、[]はサブカテゴリ名、【 】はコア・カテゴリ名である。また→は変化、⇄は影響を表している。

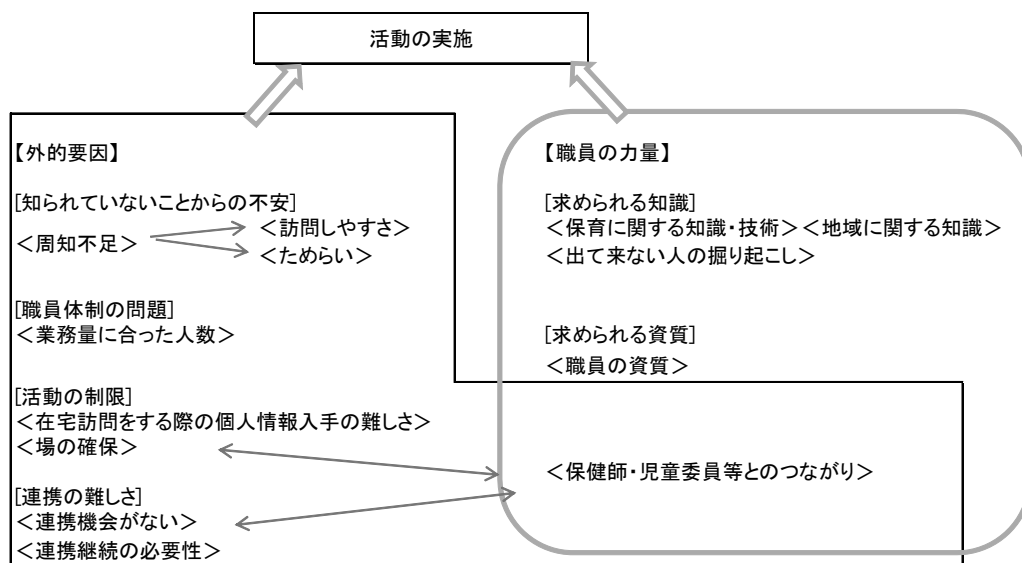


図4-1. 地域支援活動を実施する際の困難要因

まず地域支援活動を実施していく困難性のカテゴリとして、【職員の力量】があった。このカテゴリは、[求められる知識]と[求められる資質]から構成されていた。[求められる知識]として、対象者（子どもとその保護者）に関わる際には発達段階や遊びといった子どもに関わる<保育に関する知識・技術>や活動の場としての<地域に関する知識>、活動に<出てこない人を掘り起こす>ための方法を知っておく必要があった。

また、[求められる資質]としては、活動を実施していくためには、これまでの保育所といった限られた空間での人間関係だけでなく、新しい人たちの前で話すといった<職員の資質>や、お互いが持っている対象者の情報共有やお互いの要望をうまく伝えていくための<保健師、児童委員等とのつながり>をつくる力が必要であることが示された。

もう1つのカテゴリは、【外的要因】である。活動を実施していく前提として<周知不足>があり、この<周知不足>から<訪問への不安>や<ためらい>が引き起こされていた。そして、活動実施には仕事量が多く、<業務量に合った人数>が必要という[職員体制の問題]も見出された。さらに、[活動の制限]として、訪問活動では<在宅訪問する際の個人情報入手の難しさ>や<保健師や児童委員等とも相談しながら（<保健師、児童委員等とのつながり>）、地域の中で活動に適した場を提供していく（<場の確保>）ことが必要とさ

れていた。並行して、地域の小学校、保育所、幼稚園、保健師、その他の地域資源と＜連携機会がない＞ことから対象者への情報共有に難しさを感じていた。この＜連携機会がない＞ことは＜保健師・児童委員等とのつながり＞にも影響しており、連携機会があったとしても活動を実施していくためには＜連携継続の必要性＞があった。

以下、各カテゴリを構成する概念について具体例をあげながら説明する。尚、文中「 」の斜体字が各担当者の語りであり、「 」内の数字は前述した事例のそれと該当する。また、（ ）は文意がわかりやすいように筆者が加筆したものである。

3-4. コア・カテゴリⅠ「職員の力量」

【職員の力量】は、[求められる知識]と[求められる資質]から構成されていた。

[求められる知識]として、「①・・・やっぱ成長されるにつれて、ちょっと多動だったりとかの課題が見えてきたので・・・男の子のほうの元気のいい子どもをお母さんがみてまわられて、女の子のほうのブランコを押してあげるとかって・・・」といった発達段階およびそれに応じた遊びや「③・・・やっぱり（対象児が）発達（障害）を持ってるかもしれないってことで、相談を・・・どうやっていったら援助をうけられるかとか、どういう風に対応しいたら成長っていうか、ゆっくりでもいいけん成長していけるかなって・・・（相談を受けていた）」という発達障害や関連する制度といった＜保育に関する知識＞が必要とされていることがわかる。また、地域支援活動が地域という場で実施されていることから、「③地域の区長さんに頼んで・・・」と地域における人との関わりの必要性も示された。さらに、「②・・・家にいて出て来ないお母さんもいらっしゃる・・・でかけるのが初めてって、言う人」への支援が必要であることは感じていながらも、「②どこまで私たちがはいっていいのか」と対応に戸惑いを感じている様子がみえる。

[求められる資質]では、決められた保護者と子どもへの支援だけでなく、保健師、主任児童委員等とコミュニケーションを図りながら、お互いに情報共有したり、大勢の前で話をしたりすることが求められているが、「③苦手なんです、人前で話すのが・・・先生別人っていうんです。ていうくらい緊張する」「②・・・こういうのにしたいっていうのをいっていただくとそれに対してのお手伝いはしたいと思うんですけど、来てもらってしてもらって（だけでは）」といった難しさが示された。

3-5. コア・カテゴリⅡ「外的要因」

【外的要因】には、[知られていないことからの不安]、[職員体制の問題]、[活動の制限]、[連携の難しさ]の4つのサブカテゴリを内包していた。まず、活動を実施していく上で、活動自体を保護者に知らせる必要が示された。しかし、「③情報をどうやって伝達していくかっていうのが問題」であり、「③知らない方も多い」という前提があった。そのため、例えば、訪問活動においては職員が在宅訪問をすることが周知されている場合は、「①保健師さんからのご紹介できましたっていうことでいったんで、怪しい人物とは思われなかった」という＜訪問のしやすさ＞がある一方で、＜情報不足＞で保護者に知られていない場合は、「②突然知らない人がきたらびっくりしますよね」という訪問への＜ためらい＞が示され

た。

【職員体制の問題】としては、地域支援活動はセンター内での活動と並行した活動であるため、数名の職員がいたからこそ、「①おくるからねって。園児バスで。(2名体制だから)できたこと」であることが示された。しかし、在宅訪問にあっては、個人情報の入手方法が難しく、「①行こうと思うんですけど、アパートはね、わからない」現状や「②小学校の空き教室をつかったりもしてた。・・・ここなら〇〇校区の方も利用されているだろうということで。調べてみたら 30 何組か利用されていて (開催の場所を決定した)」といった活動に適した場を設定することも求められていた。

さらに、地域の保護者に対する支援を実施していくためには、担当者だけではなく、保健師や地域で保護者支援を実施している団体、保育園、幼稚園といった各機関と連携しながら対応していくことが求められるものの、「①保育士なんで (幼稚園とは) 派閥がある」と感じており、「①連携の活動も年に 1 回あるかどうか」であり、<連携機会がない>ことが示された。また、連携した関係を築いていくためには、「②1 回だけ行って校区の方をなかなかそこだけでは校区の方はわからない・・・関係って一遍にはできない」ことから、<連携継続の必要性>が示された。さらに、継続して連携をとることは、「①保健師さんがここ何年か変わってらっしゃらないので、だからちょっと話やすい」といった<保健師・児童委員等とのつながり>にも影響していることが明らかになった。

4. 考察

本調査は、拠点事業担当者が地域支援活動を実施していく際の困難要因について検討を行うことが目的であり、結果 2 つの困難要因があることが示された。そこで、ここでは得られた 2 つの要因について考察を行う。

4-1. 職員の力量

前述したように、本調査から 13 の概念、7 つサブカテゴリ、2 つのコア・カテゴリが示された。コア・カテゴリの 1 つ目は【職員の力量】であった。この【職員の力量】は先行調査においても提示されたコア・カテゴリの 1 つである。本調査において事例として挙げられた地域支援の活動は、在宅訪問、公民館への出前保育、そしてサークル支援の 3 つであった。そして、その支援の対象は子どもとその保護者だけでなく、民生委員や主任児童委員も含まれていた。そのなかにあって、子どもの発達段階や障害に関する知識や技術を駆使しながら、保健師や主任児童委員とコミュニケーションを図り、連絡や調整をしながら連携した活動を実施していく力や、出て来ない人の掘り起こしをどうやって行っていくかという、いわゆるアウトリーチ活動も実施していく力が求められていた。すなわち、これらの力は保育をベースとしたソーシャルワークの力量であると考えられ、先行調査の結果²を支持するものであった。

センター及び拠点事業におけるソーシャルワークの必要性については、これまでも多く述べられてきたこと³⁴であり、本調査においても同様の結果であったといえる。しかし、

それと同時に職員の保育ソーシャルワークの力量が困難要因として示されたことは、未だ職員の保育ソーシャルワークの力量が課題であることが示されたといえる。

2013年に拠点事業の形態が「センター型」「ひろば型」「児童館型」の3類型から「一般型」「連携型」の2類型へと変更され、そのなかで「利用者支援機能」と「地域支援機能」を付加した「地域機能強化型」が創設されることが示された。この地域機能強化型では、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働などを実施し、地域での子育て支援の基盤の構築・再生を目的とした地域支援が目指されている。そして、2013年度は都市部を中心に約1100か所において実施されることが整備目標⁵とされており、担当職員の専門性の質の確保のため、専門性の強化対策が望まれているところであるが、未だその具体化はみられていない。毎日の業務に忙殺されている職員が現状においてその力量を高めていくためには養成課程も視野に入れた研修システム等を担保していくことが切に望まれる。

さらに、本調査の中で、ある職員が「副園長とか主任とかが勉強されてるんで、本当に助かりました。いろいろ相談して・・・。」と述べるように、担当職員だけですべてのケースに対して対応していくことは難しいことが容易に予想できる。主任、園長クラスの職員や専門機関の職員等がスーパーバイザーとして、困難なケースに対してはスーパービジョンを行っていく体制を検討していくことも今後必要であろう。

4-2.外的要因.

2つ目のコア・カテゴリは【外的要因】であった。これは、地域支援の活動を支えるための体制に不備があることが困難要因となっていることを表していた。すなわち、センターの情報が子どもとその保護者に十分周知されていないことからくる活動実施への不安や、職員体制の問題、活動の場の確保や関係機関との連携をとることの難しさといった、職員の活動実施を支える体制の不備を指している。

これまでも拠点事業における人数体制の問題は課題とされてきた⁶⁷。また、センター担当者を対象にした肥後らの調査⁸においても、担当人数を増やすことや関係機関との連携、センターを広く周知させていくこと等が課題であることが示されており、本調査においても同様の結果が得られたといえる。

1995年に拠点事業の前身である地域子育て支援センター事業が創設され、既に約20年が経過し、その支援対象もセンターに来る子どもとその保護者だけでなく、地域に住むすべての子どもとその保護者へと大きくひろがり、求められる機能も拡大してきた。担当職員の努力に負うだけでなく、活動しやすい体制を整備していく取り組みが求められよう。

5. まとめと今後の課題

本調査は、先の調査で示された地域支援活動実施の困難要因をさらに検討することを目的とし、地域支援の活動事例に関するインタビューを実施した。得られたデータはM-GTAを用い、文脈を重視しながら概念、カテゴリを生成した。そして、得られた概念、カテゴリを基にモデルを提示した。これらのプロセスによって妥当性が高められたといえる。しか

し、データの分析にあたっては、筆者の判断に委ねられるためバイアスがあることは避けられない。また、センターの活動は地域により差異があり、それと同時に地域支援の活動内容も異なってくるのが考えられるため、困難要因も本調査で示された以外の要因が表出してくる可能性は否めない。しかし、地域支援の活動が今後益々必要とされている現状において、その実施困難要因の一つのモデルを示すことができたのは意義があるといえよう。さらに多くのデータを集めながらモデルを再検討していくことは今後の課題である。

注及び引用文献

- 1 木下康仁「ライブ講義実践的質的研究法 - 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ -」、弘文堂、2007年、89-91頁。
- 2 香崎智郁代「地域子育て支援拠点事業（センター型）における地域支援活動の現状と課題に関する一考察」『第14回日本子ども家庭福祉学会全国大会』、2013年6月。
- 3 伊藤良高・香崎智郁代・永野典詞他「保育現場に親和性のある保育ソーシャルワークの理論と実践モデルに関する一考察」『熊本学園大学論集総合科学』、19(1)、2012年、1-12頁。
- 4 橋本真紀「地域を基盤とした子育て支援実践の現状と課題：地域子育て支援拠点事業センター型実践の検証から」『社会福祉学』、52(1)、2011年、41-54頁。
- 5 「地域子ども・子育て支援の再生」『厚生労働省ホームページ』
<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/13syokan/d1/07-07.pdf> (2014年5月25日閲覧)。
- 6 小堀智恵子「次世代育成支援地域行動計画と保育所—地域子育て支援事業に見る現状と課題—」『佛教大学大学院紀要 社会福祉学研究科篇』、38、2010年、1-18頁。
- 7 中津愛子・宮原松代・渡辺二美子「地域子育て支援センターの現状と課題」『山口短期大学研究紀要』、29、2009年、34-40頁。
- 8 肥後祥治・宇都宮絢子「熊本県内の地域子育て支援センターの現状と課題—障害児とその保護者の支援の観点から—」『熊本大学教育学部紀要 人文科学』、57、2008年、113-120頁。

第5章 アンケート調査・インタビュー調査からみる地域子育て支援拠点事業(センター型)に求められる専門性

1-1. はじめに一問題の設定 目的

本論は、非利用者への支援の必要性を提示し、拠点事業に特化した上で、拠点事業担当者が保育ソーシャルワークを実施することでいかにして、非利用者への支援を可能にしていくことができるか検討している。

これまで、第3章、第4章において、拠点事業の地域にいる子どもと子育て家庭を対象としたアウトリーチ活動として地域支援活動が実施されており、実施にあたっては困難要因があることを指摘してきた。さらに、活動実施においては保育ソーシャルワークの実施が必須であることについても検討してきた。

しかし、担当者は地域支援活動以外にも様々な業務を行っている。そこで第5章第1節では、地域子育て支援拠点事業担当者が実施している業務において必要とされている力量と保育ソーシャルワークの関係について検討する。次に第2節では、担当者のソーシャルワークに関する意識について議論する。

これまで多くの先行研究^{1,2,3,4}において、担当者に求められる力量と保育士のそれとは乖離していることが指摘されてきた。例えば、橋本⁵は担当者を対象にしたインタビュー調査からカウンセリング、グループワーク、ファシリテーションの技術や知識が必要であることを指摘している。また、松本⁶は地域子育て支援において、相談援助業務を実施するにあたってソーシャルワークは欠かせないとしながらも、保育所保育士にとってその専門性や力量には難しい問題があると述べている。また土田⁷も「・・・地域子育て支援センターにとってコミュニティワークを含むソーシャルワークは、実践が必要でありながら実際としては踏み込むことが困難な領域」であり、「地域子育て支援センターに対して期待されているソーシャルワーク支援は、保育所スタッフ（地域子育て支援センタースタッフ）にとっては課題となっている」（括弧内筆者加筆）と述べており、担当者にとってグループワークやソーシャルワークが課題とされている現状にある。

一方で、これまでも保育士の役割にはソーシャルワーカー的な要素は含まれており⁸、子どものニーズや保護者からの相談への対応など、日常的にソーシャルワークを実践してきたことが指摘される⁹など、一定程度ソーシャルワーク的活動が実施されてきたと考えられる¹⁰。しかし拠点事業における担当者の業務内容を検討したものは少なく¹¹、未だソーシャルワークとの関係についても明らかになっていない。

そこで、本研究では担当者の業務内容をインタビュー調査から把握し、実際の業務において必要とされているソーシャルワークとはどのようなものかを検討することを目的とする。

1-2. 調査概要

1-2-1. 調査対象者

本調査対象者は、A県内におけるセンター型において、その業務に主として携わっている職員であった。調査を実施したA県内は広く3つの地域（県北・県央・県南）に分かれている。その3地域に偏りのないよう配慮しながら10のセンター（県北地域3箇所、県央4箇所、県南3箇所）を選択した。またインタビュー対象者においては、インタビューに十分な回答ができるように、センター業務に長く携わっており、業務に精通している担当者を選択するよう配慮を行った。対象施設は10ヶ所であったが、施設の中で、担当業務が細かく分かれているケース（センターJ）もあり、調査対象者数は11名であった。センターの詳細を表5-1、調査対象者属性を表5-2に示す。

1-2-2.倫理的配慮

調査対象者には、インタビューを行う前に研究の趣旨を説明し、目的や方法等について同意を得た。また、インタビュー内容の個人情報保護は保護されること、研究のみに使用されること、研究成果についての公表は個人を特定できる情報は公表されないことを説明した。

1-2-3.調査方法

調査方法は、調査対象者への半構造化面接（インタビュー）であった。所要時間はいずれも約1時間であり、調査は、2012年8月から9月に行った。インタビューでは、センターの職員が現在、どのような業務内容を行っているのかを幅広く聞くために、該当の子育て支援センターの事業内容とそれぞれの事業内容における職員の関わり方を中心に、自由に語ってもらった。調査担当者はインタビューガイドを準備し、センター職員の仕事内容できるだけ幅広く聞き取れるように挿入質問を行った。内容は、調査対象者の承諾を得て、ICレコーダーに録音した。

表 5-1. 調査対象センターの属性(N=10)

	運営主体	設置状況	設立	総数
A	民営	保育所併設	1994年	2名
B	民営	保育所併設	1993年	3名
C	公立	保育所併設	2000年	2名
D	公立	保育所併設	2004年	2名
E	民営	保育所併設	1998年	2名
F	民営	専用施設	1996年	3名
G	民営	保育所併設	2004年	2名
H	民営	専用施設	1999年	2名
I	民営	保育所併設	2007年	2名
J	公立	専用施設	2002年	5名

表 5-2. 調査対象者属性(N=11)

	年齢	保育年数	勤務年数	勤務形態	資格	取得歴
a	50代	32年	18年	常勤	保	試験
b	50代	29年	19年	常勤	保	試験
c	50代	30年	3年	常勤	保・幼	短大
d	50代	30年	3年	常勤	保・幼	短大
e	40代	27年	13年	常勤	保・幼	短大
f	40代	19年	14年	非常勤	保・幼	短大
g	20代	8年	3年	常勤	保・幼	専修学校
h	50代	12年	6年	非常勤	保・幼	短大
i	20代	6年	4年	常勤	保・幼	短大
j1	50代	36年	1年	常勤	保・幼	専修学校
j2	30代	13年	5年	常勤	保・幼	専修学校

試験：保育士試験 保：保育士資格 幼：幼稚園免許

1-3. 結果と考察

レコーダーに録音したインタビュー内容は、逐語録としてデータ化した。その後、業務ごとに分け、各業務に必要とされている技術や知識と考えられるものを類型化し検討を行った。以下に結果を示す。

現在、センターでは①ひろばの提供、②情報提供、③相談援助、④サークルの支援、⑤地域支援活動の5つを行うことが必須とされている。そのため各センターにおいて形態は異なるもののそれら5つの業務を実施している現状にあった。今回得られたインタビューにおいて、各業務の実施に必要とされる知識や技術と考えられるものについて類型化を行い、検討を行った結果、次の4点が見出された。すなわち、第1に「保育に関する知識・技術」、第2に「利用者ニーズを的確に把握する技術」、第3に「必要に応じた情報提供を行う技術」、第4に「関係機関との連携を行う技術」であった。

以下に例を示しながら説明していく。

尚、文中（ ）内は、わかりやすいよう筆者が加筆したものである。

① 「保育に関する知識・技術」

<aさん>…ひろばはね、親子あそびが基本なんですよ、お母さんが楽しくるところではない、と私は思うんですよ。親が子どもとどうやって遊んでいいかっていうのを提供っていうか、ああ、こ
うやって遊べばいいんだって…。

<fさん>…(あそびの広場で)手遊びとか触れ合い遊びを豊富に持っているのは大事な。ひ
きつけるためには、それは保育園と同じ。あとは気さくに話せる、話しかけやすい雰囲気みたいな。
ざっくばらんな。支援センターはお母さんも一緒なのでお母さんたちとのコミュニケーションは大事
ですよ。でも保育園でも一緒。伝えるって、お母さんたちに自信を持たせるように話すって
いう…。

<gさん>…子どもとの遊びかたがわからないって方も多いので遊びを提供して、こういう遊び
があるよとかこうすれば子どもも1人で遊べますよって。お母さんたちが話すときもあるので、その
ときは子どもと遊んで…。子どもの病気の知識とか障害とか、成長発達段階とか、食事とかそう
いうのは必ず頭の中に入れとかないといけないですよ。保育の中でわかっているのもそういう
のをうまくつけてですね…。

<hさん>…やっぱり保育士としての専門性を問われますよね、年齢の発達に応じた遊びって
いう専門性が問われますよね。…経験不足っていう、今のお母さんは子育ての経験、出産の前
に子どもと接する経験をもった方って少ない、関わりかたをお母さんに教えたり、私たちが関わる
ことでそれを見て学んでもらうみたいな…。

<j1さん>…まあ子どもの成長発達を抑えた支援を心がけてはいますが、子どもさんや親御
さんにさりげなく関わるようにしています…。

上記から、あそびの広場の中で保護者とその子どもを前にしたとき、担当者は保育のな

かで培った知識や経験といった専門性を利用しながら対応していることが見て取れる。ひろばに来所する子どもの発達段階に応じた手遊びや触れ合い遊び等を通して対応し、保護者からの相談にも答えている様子が窺える。

②「利用者ニーズの把握」

さらに、ひろばでの対応を通して、保護者のニーズを把握しようとしている様子が窺える。次に一例を示す。

<a さん>(講座に関して)・・・お母さんたちにお尋ねして、一応どんなことをしたいかなと聞きます、ただお母さんたちは経験したことしかいわないから、これがよかったからこれしてくださいとかは言われるんですけど・・・。

<dさん>(サークルに関して)・・・〇〇サークルっていうのがあって手作りの好きなママたちがあつまって 月1回のサークルなんですけど、その場所を借りるまでして。なんかしたいな～ってことでお母さんたちが・・・。センターを核にしてここで集まって。ここでませんか? って形で・・・。

<i さん>・・・(保護者のニーズに関して・・・)・・・会話のなかからとかサークルの中とかお母さんと話しているなかで、あれまた入れてくださいよ～とか、あれよかったですよとか。うちは活動が終わったら必ず感想を書いてもらうんですけど、そこからの声とか・・・。

表明される保護者のニーズはセンターの事業内容に関するものであったり、各個人の希望であったり、と様々である。その多様なニーズをひろばでの会話や活動後の感想文等を通して、把握しようと努力している様子が窺える。さらに、ここでいう「利用者」には保護者だけでなく子どもも含まれる。未就園という低年齢の子どもの利用が多いセンターで、親が子どものニーズをうまく把握できていない場合もみられる。

そうしたなか、例えば、センター担当者<a さん>が述べているように、保護者に伝わっていない子どものニーズを担当者が把握することでうまく保護者に伝えてあげるという役割も果たしている様子が窺える。

<a さん>親子が遊んでますよね、でもうまい具合にかみ合わないっていう、なんとかかんとかでしょってお母さんがいいだす、それをなんとかして遊びたいんだよね、こう思っているかもしれないよってこどもの気持ちをうまい具合に伝えてあげるとか・・・

③「必要に応じた情報提供」

センター担当者は各自のニーズを把握した上で、必要に応じて情報提供を行っている。今回インタビューを行った全センターにおいて、内容について多少の差は見られるものの、子育て情報や地域の子育てに関する施設、イベント等の情報について提供(ホームページ・掲示板・通信等)を行っていた。さらに、通信としてだけでなくひろばでの利用者との関わりの中で、各親子に必要な情報提供を行っている様子が窺えた。以下に一例を示す

<a さん>…来ている子どもが 2 歳児なんだけど、お母さんほとんど困っていて(相談があった)…ものすごく我が強いんですよ。…この時期こういう時期なんですよってわかっていただく、

あの時期なんとか君もこうだったですよね…子どもを介して言ってあげる…

<dさん>…予防接種の質問とかが多いので、そういうのは必要だなんて、赤ちゃんの身体の成長に合わせての遊びかたとか、寝返りとか…

<e さん>…公園の遊具、あれすごいのできたね、いってみようかっていって遊んでみてここ危ないよってセンターの担当者はいうわけ…。この滑り台この子どもたちには無理よねっていうのを、してから大怪我してこの遊具撤去ってなるんじゃない、お母さんたちに気づいてもらう…。

④「必要に応じた関係機関との連携」

何らかの問題を抱えた利用者に対して、その問題に応じてセンター担当者が各関係機関と連携しながら問題を解決していく取組がみられた。ほとんどのセンターがそれぞれの地域の保健センターで実施されている健康診査に参加していることや自治体関係者も交えた関係機関の会議等を通して、関係づくりを行っている。そのため、子どもの発達や親の悩み等の相談を受けた上で、専門機関との連携が必要とされた場合はお互いに連絡を取りながら対応している様子が窺える。以下に一例を示す。

<a さん>…健診で随時子どもさんをみながら、保健師さんからこのお母さん援助してあげてください、声掛けしてそのお手伝いをしたり、それを在宅訪問につなげたり、ですね。…ここでも遊びに来られているお母さんでちょっと親子の関係とか子どもさんの成長に気になるところがあるといふときには保健師さんに声をかけたり…。

<bさん>…ちょっと問題が大きかったりすると、保健センターの保健師さんに尋ねて、健診のときどうだったですかってみたいなところで、ちょっといってみましょうかになったときはこちらから保健師さんと一緒にですね…。

<hさん>…場合にもよるけど発達面で心配がある場合は保健センターと連携とってますので、保健センターに連絡して健診等々で専門の先生にみてもらう…。

以上のように、センター職員は遊びのひろばを提供しながら、保護者への対応を行っている。そのなかで生起するニーズ把握や必要な情報提供、必要な関係機関への連絡、連携といった事柄を実施しており、そのための知識や技術といったものが必要とされていると考えることができる。しかし、同時に業務を行う上での困難点、課題も存在する。次に、センター職員がどのような点を課題としているのか、その課題についてどのように考えているのか、例を挙げながら考察していく。

まず、課題の 1 点目として「援助技術向上」の必要性がある。業務を実施していく上でセンター担当者は、主に保護者から様々な相談を受けている。今回の調査対象であるセンタ

一担当者は全て保育士の資格を持ち、保育園に勤務していた経験を持つ人たちであった。保育士として保育に関する知識は持ちえているものの、相談の内容は多岐にわたり、必ずしも子どもに関することに限定されるわけではない。そのため、相談の受け方や各機関への連携の仕方などに苦慮している様子が窺えた。次に一例を示す。

<dさん>…私のほうがわからなくなって、受け止め切れなくて…。私のほうが専門の方に相談したんですね、そういうのもありました。このお母さんの相談があって、そのお母さんが別の人に相談してその人がまた私に相談して…。みたいな全部私のところにきたんですね。

<gさん>…こっちの範囲と違う相談で…親からの相談でどこに相談すればいいかわからないよねって、こちらもうまく専門のほうにつなげられなくて、相談所のほうにもいったけどそれで親の気持ちも子どもの気持ちを解決できたかなって悩んだことはありましたね。…一応話は聞いたけどここで受け止められる範囲ではなくてうまく専門のほうにつなげられたかなって…。

また、課題の2点目として「関係機関との連携強化」の必要性も挙げられた。現在において、センターの担当者は各保健センターで実施されている健康診査への参加や各会議への参加を通して、関係機関との連携を図っているところである。しかし、未だその連携は十分でない点もある。次に一例を示す。

<bさん>今はできてないんですけど、保育園と小学校との連携とかはできてるんですけど支援センターがその中に入っていないんですよ。活動としては支援センターはかやの外になっている。校区の会議に支援センターもいれてもらったりとか会議にいれてもらったりしたらいいと思う。一度老人会にはいっていきいきサロンとのつながりもあったんですけど、会長も代わるから消えていくんですよ…。

<hさん>…〇〇市は連携ができていないんですよ、各保育園がセンターをやっているって状況なので、ちょっと遅れております…。月1回子育て支援という名前でされているところもあるし、ばらばらです〇〇市は。

上記のように、地域によっては未だセンター同士の連携も遅れているところも見られた。また、連携ができていない地域であっても、センターとして継続的に各機関とつながり続けていくことの困難さが窺えた。

1-4.まとめと今後の課題

本調査では、担当者を対象としたインタビューを行い、業務に必要とされる知識や資質とはどのようなものかを検討した。その結果、①保育の専門的知識・技術、②的確にニーズを把握する技術、③的確な専門的知識とその情報提供を行う技術、④的確な関係機関の専門的知識と連携していく技術の必要性、また業務を行っていく上で①援助技術向上の必要性和②関係機関との連携強化の必要性が示唆された。次にこれらの結果を踏まえて考察を行っていく。

今回の結果において明らかになったように、センター担当者はひろばの中で利用者である保護者や子どもに対応しながら、利用者のニーズの把握、情報提供、関係機関と連携を行っていた。ここで見られたニーズの把握や情報提供、関係機関との連携といった内容はソーシャルワークの知識・技術であり、センター担当者はまさにソーシャルワークの技法を使用した支援を実施している状況にあるといえる。さらに、インタビューでも見られたが、これらのソーシャルワークの技法を使用するひろばにおける利用者の対応には保育に関する知識や技術といったものが必要とされている。つまり、センターにおける利用者支援には保育の知識をベースとしたソーシャルワークの技術が必要とされていると考えられよう。先行研究においてもセンター型の機能としてソーシャルワークが指摘されているところである^{12,13}。しかし、結果でもみられたように、その技術や知識については未だ十分ではない状況にある。今回のインタビューにおいてもソーシャルワークの必要の有無について尋ねたところ、その必要性を明言した担当者はみられなかった。

センターの職員が子育て支援コーディネーターとしての役割を果たしている地域が多くあることから考えても、保育に関する知識と同様にソーシャルワーク技術の知識、技術向上のための研修や体制づくりを改めて見直していくことが求められているといえよう。

2-1.はじめにー問題の設定

これまで、担当者が業務を行うにあたって保育ソーシャルワークを実施していく必要性について述べてきた。そこで本節では、担当者のソーシャルワークへの認知、理解を検討することとする。

拠点事業（センター型）の前身は、その多くが保育所に併設された地域子育て支援センター事業であった。拠点事業になってからの全国調査が実施されていないため、拠点事業の前身である地域子育て支援センター当時の数字であるが、地域子育て支援実践において9割の自治体が既存施設にセンターを設置しており、担当者には保育士以外の専門職の配置はほとんど見られない¹⁴。つまり、現在においても保育所保育士が配置転換などでその任にあたっていることが窺える。

しかし、先行研究において、センター事業の業務については従来の子どもを対象にした保育業務とは明らかに異なる部分があり¹⁵、センター職員を対象にした研究において職員が保育業務とのギャップや戸惑い、不安を感じていることなどが報告されている¹⁶。これらは現場における職員が日々の支援活動において困難を感じていることを如実に表したものであり、それに対して職員を対象とした研修の充実や他の専門職と連携し、統合的にソーシャルワークを実施していくためのシステムづくりなどの重要性が指摘されている¹⁷。しかし、実際には福川が「担当保育士が個人的努力によって行う、経験的素人療法である」¹⁸という指摘するように、未だこれまでの保育において培われた経験と勘に頼っているという印象はぬぐえない。

「保育士が家族支援の基本理論・技術を意識して実践を積み重ねることにより、よりよ

い子育て支援が構築される」と増田¹⁹がいうように、経験値だけではない、意識したソーシャルワーク実践が必要である。そして、そのためにはセンター職員へのソーシャルワークの理解を図っていくことが重要である。このような問題意識のもとに、支援センターで働く職員を対象にソーシャルワークについての認知とその実施状況をアンケート調査から明らかにすることを試みた。

2-2. 調査概要

2-2-1. 調査対象者

K 県内には地域子育て支援拠点事業を実施している園が加盟する支援センター連絡会がある。本調査はその連絡会に加盟している支援センター勤務の職員が対象であった。尚、この支援センター連絡会に加盟している園は 60 園であり、調査を実施した研修会には 36 園の参加があった（参加率：60%）。

2-2-2. 倫理的配慮

調査用紙には、調査の趣旨とともに調査結果は研究以外の目的には使用しないこと、回答者の情報が外部に漏れることはないことを明記し、調査時に口頭でも説明した上、協力を依頼した。

2-2-3. 調査方法

連絡会が主催する担当者対象の研修会において、アンケート調査票を配布し回収を行った（回収率 100%）。回答数は 36、有効回答は 31 であった。調査内容は、回答者の属性（年齢・保育の経験年数・子育て支援担当年数・職位・所有する資格・免許）、勤務先の設置主体、子育て支援担当者数、ソーシャルワーク認知の有無、ソーシャルワークと思う機能、ソーシャルワークが必要な場面の有無、日々の支援活動について必要な機能、望まれる研修内容だった。調査は 2011 年 9 月に行った。

2-3. 調査結果

以下、調査結果について示す。

調査対象者の属性は表 1 のようであった。20 代が 3 名（9.7%）、30 代 5 名（16.1%）、40 代 10 名（32.3%）50 代 10 名（32.3%）、60 代 3 名の（9.7%）であり、いずれも保育士資格を保持していた。保育経験年数は、5～14 年が 29.0%、15～24 年が 22.6%、25～34 年が 32.3%、34 年以上が 16.1%であった。調査対象者の属性を表 5-3 に示す。

2-3-1. ソーシャルワークの認知・必要性

ソーシャルワークという言葉についての認知を尋ねたところ、「言葉のみ知っている」と答えた担当者が 17 名（54.8%）、「内容も知っている」が 12 名（38.7%）、「知らない」が 2 名（6.5%）であり、9 割以上の対象者はソーシャルワークを認知しているという結果であった。結果を表 5-4 に示す。次に、ソーシャルワークという言葉を知っている担当者に、ソーシャルワークの必要性を尋ねたところ、ソーシャルワークが必要な場面があると答えた担当者は 8 名（27.6%）と 3 割にも満たなかった。また、必要ないと答えたのは 4 名（13.8%）であり、無回答は 17 名（58.6%）であった。結果を図 5-1 に示す。

表 5-3. 対象者属性

年齢	(n=31)(人)	(%)	担当年数	(n=31)(人)	(%)
20代	3人	9.7%	3年未満	8人	25.8%
30代	5人	16.1%	3～7年	13人	41.9%
40代	10人	32.3%	8～12年	3人	9.7%
50代	10人	32.3%	13～17年	5人	16.1%
60代以上	3人	9.7%	不明	2人	6.5%
職位			保育経験年数		
非常勤	10人	32.3%	5～14年	9人	29.0%
常勤	18人	58.1%	15～24年	7人	22.6%
施設長	2人	6.5%	25～34年	10人	32.3%
無回答	1人	3.2%	34年以上	5人	16.1%
保持資格・免許					
保育士・幼免	20人	64.5%			
保育士資格	11人	35.5%			

表 5-4. ソーシャルワークの認知について

聞いたことがある・内容を知っている	29(93.5%)
知らない	2(6.5%)

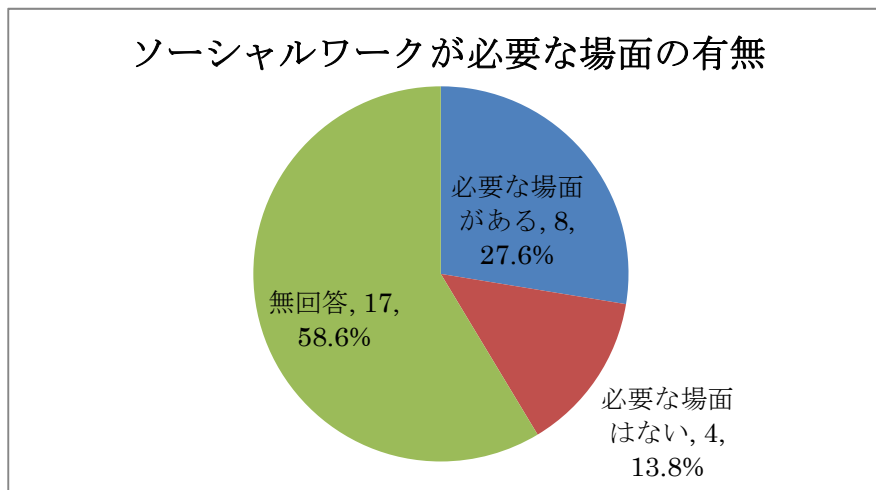


図 5-1. ソーシャルワークが必要な場面の有無

2-3-2. ソーシャルワークと思う機能・内容について

ソーシャルワークを認知している担当者に対し、ソーシャルワークと思う内容・機能について、支援活動における例をあげて説明した²⁰うえで、ソーシャルワークの内容・機能と思うものを選択するよう求めた。その結果を内容・機能ごとにX²乗検定を用いて検定した

ところ、「仲介機能」、「代弁・弁護機能」(p<.05)、「調停機能」、「保護機能」、「組織機能」、「管理機能」、「社会変革機能」(p<.01)において、有意差が見られた。つまり、対象者がソーシャルワークと捉えているのは、仲介機能のみであり、代弁・弁護機能や調停機能、虐待保護機能、組織機能、管理機能、社会変革機能はソーシャルワークと捉えていないことが示された。結果を表 5-5 に示す。

表 5-5. ソーシャルワークと認知している機能・内容

内容・機能	認知有	認知無
仲介機能	20*	9*
代弁・弁護機能	9*	20*
連携機能	17	12
調停機能	7**	22**
処遇機能	14	15
相談援助機能	19	10
教育機能	17	12
保護機能	4**	25**
組織機能	4**	25**
ケースマネージャー機能	10	19
支援者機能	11	18
管理機能	5**	24**
社会変革機能	5**	24**

(*p<0.05 **p<0.01)

③ 日々の支援活動において必要だと思う内容

すべての担当者に対して、日々の支援活動において必要だと思う内容について必要の有無について回答を求めた。X²乗検定を用いて検定した結果、「サークル等への支援」を除くすべての項目において有意差が示された。つまり、「サークル等への支援」を除くすべてにおいて担当者は日々の支援では必要な内容と考えていることが示された。結果を表 5-6 に示す。

④ 日々の支援活動において必要不可欠と思われる研修

すべての担当者に対して、支援活動において必要と思う研修について、項目を挙げて回答を求めた。X²乗検定を用いて検定した結果、「発達や障害児についての知識・対応」、及び「遊びなどの実技」において有意差が示された p<.05)。つまり、担当者は「発達や障害児についての知識・対応」と「遊びなどの実技」に関する知識について必要不可欠であると感じていることが示された。結果を表 5-7 に示す。

表 5-6. 日々の支援活動について必要と思う内容

支援内容	必要有	必要無
保育に関する指導	25**	6**
相談・助言	27**	4**
情報提供	26**	5**
関係機関等の紹介・連携	26**	5**
サークル等への支援	19	12
家庭の問題解決への援助	24**	7**
地域保育ニーズへの対応	24**	7**
家族・地域住民との連携	26**	5**
子ども同士等の関係調整	24**	7**
センターの運営管理	21*	10*
行事開催	25**	6**

(*p<0.05 **p<0.01)

表 5-7. 日々の支援活動において必要不可欠と思われる研修

必要な研修内容	必要有	必要無
遊びなどの実技	21*	10*
発達や障害児についての知識・対応	22*	9*
保護者との関係づくりや対応	18	13
相談のための面接技法	13	18
他機関との連携の仕方	19	12
実際の事例について専門家からの指導	13	18
SWについての専門的知識・技術指導	12	19

(*p<0.05)

2-4. 考察

2-4-1. 支援センター職員のソーシャルワークの認知とその必要性

ソーシャルワークという言葉については、9割以上の担当者が認知しているという結果が得られたが、その必要性を感じている担当者は3割にも満たなかった。また、図3に示した通り、日々の子育て支援活動においては、「サークル等への支援」を除く、「保育に関する指導」、「相談助言」、「情報提供」、「家族・地域住民との連携」といったすべての項目において高い必要性が示されていた。次にこれらの結果から考察を行っていく。

ソーシャルワークの機能・役割と保育士との関係性についてまとめた鶴²¹は、保育・子育て支援における様々な情報提供は「仲介機能」や「教育機能」、他の専門機関との連絡・調整は「ケースマネージャー機能」、さらに地域の保育ニーズへの対応は「代弁・弁護機能」、子育てサークルの結成は「組織機能」、といったように保育・子育て支援における様々な活

動をソーシャルワークの機能と照らし合わせ、捉え直しを行っている。それを援用すると、今回の研究において職員が日々の支援において必要だと感じている内容はまさにソーシャルワークであったといえる。図 2 からわかるように、本調査においては現場の担当者が捉えるソーシャルワークとは「仲介機能」のみであり、「社会変革機能」、「管理機能」、「組織機能」、「保護機能」、「調停機能」、「代弁・弁護機能」についてはソーシャルワークと捉えておらず、担当者のソーシャルワークへの理解が偏っていることがわかる。つまり、現場の職員はその内容について十分な理解ができていないためソーシャルワークという言葉だけを聞くと、その必要性は感じていない。しかし実際にはソーシャルワークの内容は必要だと感じていると考えられる。すなわち、ソーシャルワーク機能の不十分な理解がこのような結果を生みだした根底にあるのではないだろうかと考えられる。

2001 年、児童福祉法が改正された前後から保育の分野においてソーシャルワークが重要視されはじめた。2002 年 4 月からは指定保育士養成施設における履修科目に「社会福祉援助技術(演習)」や「家庭援助論」などの科目が導入されており、さらにその後も「保育相談支援」「児童家庭福祉」「相談援助」など関連する科目を充実させた新保育士養成課程が 2011 年度から施行されている。しかし今回の調査で明らかになったように、支援担当者の多くは改訂前の養成課程で養成された職員であるためか、あるいは履修した職員であってもソーシャルワークの理解が未だ不十分であるといえる。

鶴²²は今から 30 年以上前の大塚ら²³の事例から、保育士によるソーシャルワークは日々の保育の中でソーシャルワークを意識することで可能になると指摘している。また、保育ソーシャルワークの展開のためには、保育実践の中でソーシャルワークの目的と機能を持たせることを意識的に行うことの重要性について言及した今堀²⁴の指摘からわかるように、まずは支援にあたっている現場の職員が自らの支援をソーシャルワークとして捉え、理解することが求められる。

2-4-2.支援センター職員の研修の必要性

本調査においては、保育士の実践の主ともいえる「遊びなどの実技」と「発達や障害児についての知識・対応」などといったケアワークに関する研修の必要性が示された。しかし、「他機関との連携の仕方」や「保護者との関係づくりや対応」、さらに「ソーシャルワークについての専門的知識・技術指導」について望む声は少数であった。これは前述したように、ソーシャルワークの内容についての理解が不十分であったことが原因ではないかと考えられる。保育におけるソーシャルワークの主体を誰にするのか、必要な資格などについては様々な議論がされているが、2011 年度現在、実際の子育て支援においてはほぼ保育士がその任を担っている。そのことから考えてもソーシャルワークに関する研修は必須である。現在も職員を対象にした研修が各地で開催されているが、「ケアワーカーとして勤務してきた保育士が、数回の研修のみでソーシャルワーカー的視点を獲得することは期待しにくい」²⁵ことや、「(支援活動の中で求められるソーシャルワークの)専門的知識・技術は継続的なトレーニングやスーパービジョンが必要とされる」²⁶ものであり、体系的な保育ソ

ーシャルワークの継続した研修を行っていくことが重要である。また、保育士養成課程においてソーシャルワークに関する科目を履修した保育士であってもその理解においては不十分などころがあるということは、逆説的に言えば、これまでの養成課程における数年間の履修だけでは体系的なソーシャルワークの理解を図るには不十分ではないかともいえる。

これまで経験と勘に頼ってきた支援の現場に親和性のある保育ソーシャルワーク論の確立とともに保育士養成課程においても現場とつながるソーシャルワークの履修のあり方が求められている。

注および引用文献

- 1 柏女霊峰 山本真美 尾木まり他「子ども家庭サービスの供給システムのあり方に関する研究(3) 保育所実施型地域子育て支援センターの運営及び相談活動分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』、36、1999年、29-57頁。
- 2 橋本真紀「地域子育て支援センター職員の専門性に関する考察(2)」『聖和大学論集教育学系』、31、2003年、1-13頁。
- 3 西村真美「保育所における地域子育て支援事業の今後の展開に関する考察Ⅰ」『奈良佐保短期大学研究紀要』、13、2005年、9-18頁。
- 4 鶴 宏史「2章 保育制度の変遷」『保育ソーシャルワーク論 社会福祉専門職としてのアイデンティティ』、2009年、あいり出版、38頁。
- 5 橋本真紀「地域子育て支援センター職員の専門性に関する考察Ⅱ」『聖和大学論集』、31、2003年、1-13頁。
- 6 松本しのぶ「保育士に求められるソーシャルワークとその教育の課題ー地域子育て支援をめぐる動向からー」『奈良佐保短期大学紀要』、15、2007年、65-75頁。
- 7 土田美世子「第4章 地域子育て支援に求められる専門性」『保育ソーシャルワーク支援論』、明石書店、2012年、174-175頁。
- 8 蘇 珍伊「保育所におけるソーシャルワークの機能に関する研究ー保育士の役割に焦点を当てた質的内容分析ー」『現代教育学研究紀要』、1、2008年、79-88頁。
- 9 守本友美「社会福祉援助技術」『近畿大学豊岡短期大学』、1999年、65-79頁。
- 10 井上寿美 笹倉千佳弘「地域子育て支援におけるソーシャルワーク的な実践に関する研究ー「保育ソーシャルワーク論」の構築に向けてー」『関西福祉大学附置地域社会福祉政策研究所報告書』、2008年、15-20頁。
- 11 例えば、中谷奈津子 橋本真紀 越智紀子ら「地域子育て支援拠点事業専任保育士の業務内容の定量的分析ー保育所併設型地域子育て支援センター観察調査の試みから」『子ども家庭福祉学』、10、2011年、47-57頁、などはある。
- 12 前掲注1)に同じ。
- 13 鈴田泰子「子育て支援におけるソーシャルワークのあり方に関する研究ー主として子育て支援サービス利用者の事例研究を通してー」『東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻紀要』、2、2004年、98-115頁。
- 14 大谷由紀子 中山徹 渡瀬章子「全国の自治体における地域子育て支援センター事業の設置運営体制」『日本家政学会誌』、56(9)、661-672頁。
- 15 前掲注11)に同じ。
- 16 前掲注5)に同じ。
- 17 伊藤利恵 渡辺俊之「保育ソーシャルワークの展望」『高崎健康福祉大学研究所紀要』、4(1)、2007年、29-40頁。

-
- 18 福川須美「ファミリーサポートのためのスタッフ養成」『駒沢女子短期大学研究紀要』、33、2000年、9-17頁。
- 19 増田まゆみ「これからの保育士に期待する専門性と倫理」全国保育協議会編『保育年報』、2004年、52-62頁。
- 20 例えば、仲介機能の例として、「家庭に問題や課題があるとき、保護者に代わり関係機関と交渉し適切な機関を紹介する」、代弁・弁護機能の例として、「子どもに代わって、その保護者に子どもの気持ちを伝える」、調停機能の例として、「家庭に何らかの問題や課題があるとき、解決案を示して問題解決に導く」、保護機能の例として、「虐待からの保護などを行う」、組織機能の例として、「子育てサークルの結成や保育所での行事開催などを行い、フォーマル・インフォーマルな活動や団体を組織する」、管理機能の例として、「支援センターの方針や計画を示し、維持・調整・管理を行う」、社会変革機能の例として、「地域の意識や制度などを捉え、改善していくようはたらきかける」等の説明をしている。
- 21 前掲注4)、74頁。
- 22 前掲注4)、44頁。
- 23 大塚達雄編著「社会福祉の専門技術」ミネルヴァ書房、1975年。
- 24 今堀美樹「保育ソーシャルワーク研究—保育士の専門性をめぐる保育内容と援助技術の問題から—」『神学と人文 大阪キリスト教短期大学』、42、2002年、189-191頁。
- 25 前掲注5)に同じ。
- 26 前掲注17)に同じ。

第 6 章 地域子育て支援拠点事業者による保育ソーシャルワーク実践の可能性と展望

1. はじめに一問題の背景と所在

本論では、第 2 章において地域子育て支援拠点事業（センター型）を利用していない子どもと子育て家庭を非利用者と定義し、非利用者に対する支援の必要性を検討し、支援をするにあたっては拠点事業者の担当者が拠点となっているセンターから外に出向いていく活動としてのアウトリーチ活動、及び地域支援活動の重要性を明らかにしてきた。しかし、第 3 章、第 4 章において地域支援活動実施にあたっては担当者の保育ソーシャルワークに関する力量不足、及びそれを支える体制の不備があり実施が難しい現状にあることも示された。また、第 5 章においては、ソーシャルワークの知識や認識不足も確認された。そこで、本章では、いかにして担当者が求められる力量を身につけ、実施していくことができるのか、その可能性と限界について議論していくことにする。

1960 年以降、我が国における子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきた。それに伴い子育て支援サービスも多様化し、量的拡大も図られている。2008 年には児童福祉法が一部改正され、子育て支援拠点事業を法律上位置づけることで質の確保された事業の普及促進が目指されている。また 2009 年の社会保障審議会少子化対策特別部会第 1 次報告書では、すべての子育て家庭に対する支援の強化が必要とされるなど、各種子育て支援事業の保証強化が示されている¹。これらの取り組みは家庭に身近なサービスを拡充することで、安心して子育てを行うことができるようにすると同時に、これまで支援の届きにくかった子どもとその保護者に対する支援の強化であり、これまでの利用者中心の支援²から一歩進んだ、家庭に出向くアウトサービス等を含んでいる。

しかし、支援に必要な家庭ほど支援から遠い実態がこれまでも懸念されているなか、支援サービスの拡充だけで問題解決に至ることは難しい。すなわち、金子³が指摘するように「子どもと家庭に身近な子育て支援を提供する場で、ニーズへのアクセス、モニタリング、さらには必要な介入までの一連の流れをマネジメントできる人材」の育成が急務と考える。

我が国では、2003 年の「児童福祉法の一部を改正する法律」に伴い、地域子育て支援拠点事業が法定化され、「子育て支援総合コーディネート事業」が創設された。子育て支援総合コーディネート事業では、地域にある様々な子育て支援サービスと子育て家庭をつなぐ役割が求められおり、その任は子育て支援の現場の中に社会福祉士といったソーシャルワークの専門性をもった職を導入することが示唆されているものの、いまだ議論は十分ではなくその目的を十分に果たせていない状態にある⁴。

一方で、これまで保育所保育士は地域における子育て支援推進の中心的な役割を果たすことが期待されてきた。すなわち、厚生労働省「保育所保育指針」⁵において、「保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性をいかした子育て支援の役割

は特に重要なものである。」とされ、同解説書においては「保育所においては、子育て等に関する相談や助言など、子育て支援のため、保育士や他の専門性を有する職員が相応にソーシャルワーク機能を果たすことも必要になります、その機能は、現状では主として保育士が担う」と述べられている。さらに、拠点事業が保育所中心に成り立ってきている現状から考えると、保育士が担当者としてソーシャルワークを実施していかざる得ない状況がある。

2012年制定の子ども・子育て支援法第59条第1項において、子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けることが明示され、拠点事業において地域に住む子どもと子育て家庭への支援としての地域支援強化が目指されている今日、まずは拠点事業担当者がその力量形成を図っていくことは喫緊の課題であろう。そこで本章ではいかにして担当者としての保育士が必要とされる力量を形成していくことができるかについて提案したい。

2. 拠点事業担当者の保育ソーシャルワーク実施への展開

これまで先行研究⁶においても、保育士の専門性を高めるためには保育、教育、子育て支援の専門性を連動させて高めていくことが重要であり、幅広い他職種と連携することができる素養や柔軟性が求められると示され、様々な研修が実施されてきた。そこで、まず本節では現状における担当者の研修のあり方について検討する。

2-1. 保育士の研修体制から

研修については、これまでも保育士が自分の保育を見直し自己研鑽を怠らないためにも重要であると考えられてきており、保育園内外を含み数多く実施されてきた⁷⁸。1994年にエンゼルプラン・緊急保育対策5カ年事が策定され、保育所の多機能化が図られるにつれ、保育士の資質の向上が求められるようになったことも受け、1995年からは主任保育士と中堅保育士とを分け、様々な角度からの研修も計画され実施されてきた⁹。

2004年度には、全国保育士会において研修内容の見直しが検討され¹⁰、2007年には社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育士会による「保育士の研修体系」検討特別委員会報告書「保育士の研修体系—保育士の階層別に求められる専門性—」において、保育所長以外の保育士を「初任者」、「中堅職員」、「リーダー的職員」、「主任保育士」の4段階に分けた研修体系が示された。その他、2008年に改訂された保育所保育指針では、「保育士は常に研修などを通して、自ら、人間性と専門性の向上に努める必要」があり、施設長の責務として研修を計画的に実施することが明記されるなど研修充実への動きがみられている。

なかでも特に保育士を対象としたソーシャルワークの研修に注目すると、この「保育士の研修体系」において必要な専門的知識・技術として、ソーシャルワークの構造理解や保育ソーシャルワークの展開が項目として挙げられ、全国保育士会によるソーシャルワークの理論に基づいた「保育スーパーバイザー養成研修」¹¹や各自治体、社会福祉協議会等の民間団体による研修会¹²が実施されている状況にある。

しかし、センター職員を対象にした調査¹³によると、社会福祉関係の研修を受講している職員は数すくなく、本研究における調査¹⁴からみても担当職員のソーシャルワークへの理解が不十分であることは明らかであろう。さらに、必要とされる力量を習得していくためにはある程度の期間が必要であり、数回の研修のみでソーシャルワークの視点を得ることは期待しにくいという指摘もあることから¹⁵、体系的な研修の重要性が窺える。

鈴木ら¹⁶は調査結果から、現職研修よりも研究論文を作成する研修形態が重要であることを示しており、金子¹⁷も同様に保育士の専門性を高め、子育て支援等の広い活動を実施していくためには、スーパーバイザーの指導による個別課題研究、すなわち研究法についての講義や演習を導入した大学院でのリカレント教育が求められていることを指摘している。先行研究においても、体系化した学びの必要性が求められており、担当職員のリカレント教育¹⁸を推進していくことは1つの課題であると考えられる。

そもそもリカレントとは、「回帰する」「還流する」といった意味であり、社会人が必要に応じて学校へ戻って再教育を受ける、循環、反復型の教育体制のことを指すとされ、子育て支援の現場においてもリカレント教育の必要性は注目されている。例えば、保育士の子育て支援に関するリカレント教育へのニーズについて調査した川池によると、保育士は子育て支援に関する研修を望んでいることが明らかとなっており¹⁹、「学問と実践とのたえまない行き来をする」というリカレント教育は専門性の確立に必要不可欠である²⁰と述べている。また、杉原は19世紀末から20世紀初頭ドイツにおいて、社会福祉職養成に熱心に取り組んでいたアリス・ゾロモンに着目し、概して実践教育に傾きがちな社会福祉専門職養成だが、質の高い専門職養成のためには、「理論と実践の往還」が必要であり、体系的なカリキュラムが求められていることについて指摘している²¹。つまり、保育士が質の高いソーシャルワークの実践を担っていくためには、単発の研修だけで終わることなく、体系的な学びの場が必須であるといえよう。

2-2.カナダのファミリーソーシャルワーカー養成からの検討

我が国における拠点事業と同様の取り組みとしてカナダにおけるファミリーリソースセンターの取り組みがある。ファミリーリソースセンターは、カナダのトロントにおける家庭支援のセンターであり、地元の大学機関と連携しながら地域の子育て支援の中心的役割を果たしているとされている²²。1970年代半ばに創設されたこのセンターでは、ドロップインと呼ばれる親子がちょっと立ち寄って遊びに来ることのできる場所の提供や緊急の短期預かり保育、子育てに関する情報提供、親支援のためのプログラムとして我が国でも昨今導入されている Nobody's perfect プログラム、アウトリーチ活動等、様々な支援が提供されている²³。

自身の体験からその業務内容について紹介した土田²⁴は、ファミリーリソースセンターの業務内容を5つのカテゴリーに分けて説明している。すなわち、1つは運営の資金調達のための文書依頼や結果報告書作成といったアドミニストレーション、2つに実施するプログラムの運営計画とその運営を支えるというプログラムマネジメントとファシリテーター、3つ

に利用者への個別対応、4つにファミリーリソースセンターで実習をしている学生やボランティアへのスーパーバイズ、そして最後に家族支援を効果的に実施していくための関係機関等とのネットワーク会議への参加といったネットワーキングである。そして、これらの業務を担当する職員には「アドミニストレーター、ファシリテーター、ソーシャルワーカー、プログラスマネージャー及び実施者、エデュケーター、スーパーバイザー、ネットワークカー等、多方面の技能が求められる」²⁵、とされる。

ファミリーリソースセンターにおいても、これらの業務を担当する職員は、我が国の幼稚園教諭、保育士にあたる人たちが多くとされるという点で、拠点事業のそれと共通している。しかし、職員の専門性向上という点において大きな違いがみられる。すなわち、前述したように、ファミリーリソースセンターは地元の大学機関と連携しながら運営を行っている。その中で、トロント市内にあるライアソン大学生涯教育学部の家庭支援職資格認定課程においては、ファミリーリソースセンターの職員等を対象として、幼児教育や家族研究、ソーシャルワーク、社会学といった数多くの科目をグループでの討論やレポート提出といった幅広い形式で実施するという現職教育が実施されている。また、履修期間も2年間～2年半という長期にわたるものとされている²⁶。我が国において拠点事業を担当している保育士と簡単に比較することはできないが、同様の力量が求められる点から考えると、保育士の研修内容、及び方法を再検討していく必要があることは明らかであろう。

しかし、一度現場に目を向けると、正規職員ではない嘱託やパートといった非常勤保育士が研修を受ける機会は必ずしも保障されてはおらず²⁷、あったとしても日常の業務に追われ「・・・現場に入ってしまうと専門の学びの場が少なく、(いつも園から研修に出られるとは限らない)・・・」²⁸、「・・・自分のために必要なこととはわかるが、抱えている他の仕事、自分の時間を削って行うことに負担を感じている」²⁹という声が聞かれるのが常である現状において、研修の意義は認めつつも、時間的制約の中で負担を感じている保育士がいることも明らかである。求められている質の高い専門性を担保していくためには、大学院をも視野に入れながらも、まずは現場研修を確実に受講できるような体制を国レベルで検討していくことが急務であると考えられる。

3. 保育ソーシャルワーカー養成の可能性

第2節において、担当職員の現場研修ならびにリカレント教育について検討し、その重要性について述べた。ソーシャルワークとケアワークの関係についてケアワーカーの中でも介護福祉士と保育士について検討した橋本³⁰は、保育士は子どもの発達について敏感であり、子どもそのものについて焦点をあてて見るあまりに、社会福祉士のみならず介護福祉士に比べ視野が狭くなる傾向があり、後にソーシャルワークの実習等を付加したとしても、児童虐待以外の問題では有意な変化は見られなかったことを明らかにしている。すなわち、これは養成課程のなかで保育ソーシャルワークの力量を持った学生を養成していく必要性を示しているといえよう。そこで、本節では今後の養成課程を展望したい。

3-1.地域子育て支援に関わる保育ソーシャルワーカー養成に向けて

これまでも保育士養成課程は家族の養育機能の脆弱化や不安や課題を抱えた保護者、気になる子どもの増加といった社会背景を受けて改訂を重ねてきた。例えば、2001年の厚生労働省告示第135号「児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」では、従来の「社会福祉Ⅰ」「社会福祉Ⅱ」の科目がそれぞれ「社会福祉」「社会福祉援助技術」と変更され、それと同時に「家族援助論」が必修科目として設置された。これらの変更はソーシャルワークの原則についてより実践的に学習することを目的としたものであり³¹、ソーシャルワーク的な機能の充実がかなり意識されていた³²とされる。さらにその後の2011年には、「社会福祉援助技術」が「相談援助」「保育相談支援」に再編され、演習を中心とした内容を取り込んだものとなるなど、これらは「いわば「保育ソーシャルワーク」を実践できる保育士養成が期待」³³されたたものであり、その期待が養成課程に反映されていることを示したものであろう。

これらの改訂に伴い、保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育のあり方についての議論もみられる^{34,35}。なかでも、安藤³⁶はソーシャルワークのアプローチ方法等を学ぶ機会を増やしてきたこれまでの改訂を認めつつ、「2年制の養成課程では、ソーシャルワーク的な機能を学習する機会が増やすことはできるであろうが、習得するレベルまでには達しない」と危惧しており、同様に守本³⁷も2年制課程では知識・技術ともに基礎的なものに留まらざるをえないことを指摘している。すなわち、より高度な専門性を獲得していくためには4年制課程の保育士養成、そしてそれに伴った4年制保育士資格の創設が求められているのである。4年制保育士については、例えば「保育サービスの質に関する調査・研究」³⁸のなかで検討され、保育士資格2年間養成を基盤とする単一資格でなく、幼稚園教諭免許のように二種（短期大学等）・一種（大学等）・専修（大学院）のように資格の段階化を図り、あるいは2年制養成を基礎資格としながら、4年制養成資格の創設とそのことに伴うステップアップの仕組みを創設するといった案が出されている。これについては2012年の保育士養成課程等検討会³⁹においても検討課題とされている。

従来、保育士資格は専門学校や短大での取得が主流となっていたが、昨今その様相が変化している。例えば、2013年度4月の時点における指定保育士養成施設は4年制大学が244校（40.6%）、短大が240校（39.9%）、専門学校等が117校（19.5%）であり⁴⁰、2010年度と比較しても4年制大学の割合が多くなっている⁴¹。つまり、4年制大学での保育士養成が徐々にその中心に位置付けられるようになってきているのである。このような流れは歓迎すべきものであるが、現行の保育士資格は2年間養成の単一資格であり、4年制であっても2年制保育士養成と何ら変わりはない。そこで専門性を高める内容を提供するか否かについては各養成校に任されているのが現状である⁴²。すなわち、現状においては必ずしも2年制と4年制の差異化がなされているわけではなく、また、そこでソーシャルワーク教育が十分なされているかといえ、必ずしもそうではないのである。多様な子どもとその保護者のニーズ、すなわち本論において課題とされてきた非利用者への支援を実施していくため

には、4年制保育士養成課程における実践可能なソーシャルワーク技術の修得していくことが必要である。今後の4年制課程養成資格の創設とともに、ソーシャルワーク、及び保育に関する科目をどのように充実させていくべきか検討していくことが求められている。前向きな展開を期待したい。

3-2. 社会福祉士をベースとした保育ソーシャルワーカー養成

3-1では、保育士養成課程においてソーシャルワークの知識・技術を修得していくために4年制保育士養成課程の創設とその科目の整備の必要性について述べた。しかし一方で今後の展開として現状においてソーシャルワークを担う社会福祉士をベースとした保育ソーシャルワーク養成の検討も必要であろう。

イギリスでは、2007年に子ども・学校・家庭省が新設され、福祉、教育、保健医療の分野から児童が独立し、これまでの高齢者や障害者等を対象とした大人を対象とした保健福祉と子どもを対象とした総合政策が区分され、同年、子どもの成長環境をより良くするためとして子どもプランが発表された。子どもプランのなかでは、イギリスを「世界で最良の子どもが成長する地域」にすることが目標とされ、「子ども、保護者、保育士、ソーシャルワーカー、医師、教師」といった子ども支援に関わるすべての分野の関係者から、目標達成のために必要と考えられる点について聞き取り調査を実施し、その調査結果がプランに反映されている⁴³。また、これまでジェネリックな側面を強化したソーシャルワーカーが養成されてきたが、新たに子どもに関わる専門性を積み重ねたアドバンスコースが創設される⁴⁴など、にわかに子どもの領域を対象とするソーシャルワーカー養成の機運が高まっている。

我が国においては、社会福祉士資格が高齢社会への対応策として創設されたという背景もあり、これまで子ども及び児童に関わる側面は限りなく少ない⁴⁵。しかし、2008年の日本学術会議、社会学委員会社会福祉学分科会が「社会福祉士をジェネリックな基礎資格と位置付け、スペシフィックな領域に対応する認定ソーシャルワーカーを養成するとともに、時代の要請に応えた機能別の認定制度を創設」⁴⁶し、その具体案として社会福祉士をベースにした認定児童ソーシャルワーカーを創設していくことを提案している。すなわち、これは社会福祉士に求められる理念、原理、知識、技術をベースとしながら、子どもの最善の利益を図るために必要とされる子ども領域に関する知識や技術の修得を求めるものであり、今後、社会福祉士養成のなかで保育に関わる知識や技術を取り扱う科目を増加していくことが求められる。

また現状では、いくつかの福祉系大学において、社会福祉士及び保育士の資格を同時取得するところも散見できる。しかし社会福祉士と保育士間には養成教育課程における整合性が図られていないことから、実質同時取得する学生数は少ないとされ⁴⁷、未だ拠点事業においても社会福祉士資格保持者は少ないことが予想される。この背景には、第1章で概観したように拠点事業の成り立ちが保育所から始まっており、その担当者が保育所職員である保育士が務めていたことという経緯があることに他ならない。

さらに、社会福祉系大学においては、保育に関する内容と社会福祉に関する内容を同時に学ぶことには難しさも見られる。例えば、社会福祉系大学をベースとしながらも保育の専門である保育士資格を取得できる大学の1つに日本社会事業大学がある。ここでは、入所施設などでの子どもの問題に対応できる専門性、保育所をベースとした地域の相談に応じる専門性、社会的教育に留まらず、家庭・地域等現代社会の子どもを取り巻く様々な問題へのソーシャルワークに関する専門性を持ったソーシャルワーカーを育成することが目的とされており、カリキュラムも組まれている。しかしそれをみると、保育に関する科目が「児童の健全育成（講義）」、「発達心理学Ⅰ（講義）」、「子どもの臨床教育心理学（講義）」、「乳幼児精神保健（講義）」と数少なくなっている。実際、先の大学における4年制保育従事者養成に関するアンケート⁴⁸によると、4年制大学卒の方が短大卒等よりも、折り紙や手遊びといった即実践に結びつくような経験が不足している、あるいは現場での戸惑いがあるといった回答をしていることがわかっており、子どもの遊び、保育に関する知識や技術が不十分であることが窺える。つまり、社会福祉系の大学においては保育に関する科目等を充実させていく必要があることも示されているのである。

第5章において、拠点事業担当者の業務内容を検討した結果、子どもの発達段階に応じた遊びや発達障害、病気といった保育に関する知識や技術といった専門性を利用しながら業務を実施していることが明らかになっている。今後、ジェネリック・ソーシャルワーカーとしての社会福祉士が保育、すなわち子どもとその保護者に特化したスペシフィックソーシャルワークを実践していくためには、アドバンスコースを視野にいれ、さらに保育の知識や技術の修得をしていくことが求められよう⁴⁹。

4. 保育ソーシャルワーク実施への体制整備に向けて

これまで拠点事業担当者が保育ソーシャルワークを実施していくための力量をいかに形成していくかについて検討してきた。しかし、保育ソーシャルワーク実施にあたってはその力量形成だけではままならない。すなわち、その実施を支えるための体制が必要とされる。第3章、4章において拠点事業担当者が外に向けて行う支援活動である地域支援活動、すなわちアウトリーチを阻害する要因として外的要因があることが指摘してきた。担当職員の人数体制の問題やアウトリーチしていくにあたっての個人情報入手の難しさといったことがこれにあたる。では、このような活動を支えていくための体制はどのように整備していくことが考えられるだろうか。まず現状における課題を示した上で今後の展望を検討したい。

これまで述べてきたように、現在拠点事業の多くは保育所併設であるものがその多くを占め、保育所の保育士がその担当者として任を担ってきた。求められる人数として一般型では2名以上とされており、本論のなかで調査対象としてきた拠点事業においてもその多くは2名体制であった。しかし、なかには1名体制の拠点事業もみられている。その反面、求められる業務内容は膨大であり、いかに事業を展開したいと担当者が望んだとしてもそ

れが不可能となっているケースもあった。つまり、2名体制という人員配置では求められる業務内容を十分に実施していくには困難であるということである。さらに、1名体制の拠点事業においては、多忙を極める保育所職員の勤務形態のなかで、拠点事業にまで十分人員を配置できない状況にあることが容易に予想される。そのためまずは、1名体制でどこまでできるのか、さらには求められている業務を実施していくためにはどの程度の人数が必要とされるのかを検討し、整理していく必要がある。

次に、外に出向いて行う活動の実施にあたっては、どのような子どもとその保護者が地域のなかにいるのかを把握する必要がある。現状においては、担当者が健康診査の際に直接尋ねることにより、情報を入手するといった策がとられているケースが多くみられた。しかし、個人情報入手し訪問することができたとしても、担当者の業務内容がほとんど知られていないことからくる訪問のしにくさも見受けられた。これらは拠点事業に求められているアウトリーチ活動が広く周知されていないこと、さらには昨今の個人情報保護の管理に関する問題がある。本論におけるインタビューのなかでも「・・・個人情報ですから、(住所を聞いて訪問活動をするのは)〇〇保育園が勝手にするっていうのはできないそうなんですよね・・・」(括弧内筆者加筆)とあるように、関係機関との間においても、拠点事業に求められている業務、そのための方法、あるいは業務を支えるための体制が理解されていない状況がみてとれる。

これらの課題を克服していくためには、まず短期的には拠点事業の業務内容に見合った体制を整備していくことが求められよう。すなわち、1名体制の拠点においてはできるだけ2名に増やしていくこと、そして、そのための財政的支援を国レベルで実施していくことが求められる。また、関係機関や地域の子どもの保護者に対して、拠点事業からもアウトリーチといった地域に出向いて行う支援活動を実施していることを継続して周知しながら、関係機関とさらなる連携を図っていくことが必要であろう。

さらに、長期的には拠点事業の内容とあり方を改めて再整備していくことが求められるのではないだろうか。すなわち、中学校区に1つ設置するという目的で量的拡大を図ってきた拠点事業であるが、そこに求める事業内容に必要な制度を改めて検討していくということである。例えば、前述したイギリスにおいては、日本における拠点事業とよく似た事業として、チルドレンセンター⁵⁰がある。ここで論を進めるためにイギリスの取り組みについて若干紹介したい。

イギリスでは就学前教育の施設について、保育や教育、幼児や家族の保健、保育情報、子育て支援、雇用情報等といった多角的なサービスを実施する施設として2003年にチルドレンセンターが導入されている⁵¹。この背景には、1999年からの「シュア・スタート」と呼ばれる最も困難な状況に置かれた地域に住む家庭や児童の環境を向上させ、子どもの高い貧困率を低減させていくという取り組みがあった。チルドレンセンターはシュア・スタートにおいて提供されていたプログラムを一部の家族に対してだけでなく、すべての家族を対象に提供されるべきであると認識され、現在、3,600か所に設置されている状況にある

52. 提供されているプログラムは、各センターによって若干異なるとされるが、①終日保育（1日10時間以上）、②有資格教員の配置、③マタニティサービスも含んだ子どもや家庭への保健サービス、④親・家庭支援、⑤託児員のネットワーク、⑥特別支援教育のニーズへの対応、⑦雇用支援センターとの連携による雇用や訓練を希望する親への支援等とされている⁵³。また、そのなかで家庭支援プログラムとしてチルドレンセンターに来ることのできない家庭ほど援助を必要としているという認識から、要支援家庭に出向くというアウトリーチ活動として、子どもへの関わり方への指導やサービス、学習機会の提供も実施している。上記のような様々なプログラムを実施していくために、チルドレンセンターには多領域にわたる専門スタッフ⁵⁴が配置されているとされ、その数は数十名となることもある⁵⁵。評価としては、参加している親子双方により影響があることが示されている一方で⁵⁶、アウトリーチに関してはなかには抵抗を感じる保護者もいることから難しさもあることが明らかになっている。

以上、簡単ではあるがイギリスの取り組みを見てきた。このような取り組みは、イギリスと我が国の文化や歴史的、社会的背景等が異なることから、必ずしも簡単に比較することができるというものではないことは言うまでもない。保育所併設が主流となって進んできた拠点事業は我が国の特徴であり、本論で述べてきたようにその傾向は変わらないことが予想されている。しかし、地域の拠点としてすべての家庭を対象にして実施されている事業のなかで、様々なプログラムを実施し効果をあげていくためにはそれだけの人数体制や多領域の専門スタッフの配置などが必要とされているといった点において、ひとつの重要な示唆を与えてくれるものではないだろうか⁵⁷。今後、拠点事業の目的を真に達成していくためには、その体制をどのように整備していくかは大きな検討課題である。

5. 今後の課題

本章では、拠点事業担当者が保育ソーシャルワークの力量をいかにして身につけ、発揮していくことができるか、そのための体制整備について検討した。まず、現状の担当者を念頭に、保育士の研修体制からリカレント教育の必要性について述べた。さらに、保育士養成課程において、4年制保育士養成課程とそれに伴う資格構築の必要性について述べた。また、一方で社会福祉士資格をベースとして持つものがアドバンスコースとして保育の力量を備えることの必要性についても触れた。そして、拠点事業において担当者が保育ソーシャルワークを実施していくために必要な体制整備についても触れてきた。

拠点事業担当者は保育の知識や技術といった専門性を駆使し、また現状では不十分ではありながらもソーシャルワークの知識や技術も求められている現状があり、保育ソーシャルワークの必要性も多く議論されるようになってきている。しかし、一度養成課程に目を向けると、保育ソーシャルワーク及び保育ソーシャルワーカーへの取り組みはほとんど無いといってよいのではないだろうか。そのため、まずは保育ソーシャルワークをそのものとして認知していくことが求められよう。そして、保育ソーシャルワーカー養成を目指した教

育の内容及び方法の具体化といったカリキュラムの構想については実践可能性に関わる点であり、更なる検討が求められる。また、担当者が保育ソーシャルワークを実践していくためにはそれを支える体制整備が必須である。これらについては今後の課題としたい。

注および引用文献

- 1 厚生労働省「すべての子育て家庭への支援について」第28回社会保障審議会少子化対策特別部会資料3-1 平成21年10月。
- 2 ここでいう利用者中心のサービスとは本研究で述べている、拠点事業を自ら利用する子どもとその保護者を指している。
- 3 金子恵美「第6章 子どもに家庭に関わる専門職の今後」藤岡孝志監修 日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程編『これからの子ども家庭ソーシャルワーカー スペシャリスト養成の実践』、ミネルヴァ書房、2010年、62頁。
- 4 伊藤良高、桐原誠、宮崎由紀子、香崎智郁代、永野典詞「保育ソーシャルワークの視点からの「子育て支援コーディネーター」に関する研究 -資格・資質・養成を中心に-」熊本学園大学論集『総合科学』、19(2)、2013年、1-25頁。
- 5 厚生労働省「保育所保育指針」『厚生労働省告示第141号』、2008年。
- 6 大津泰子「保育士の専門性を高めるための課題—保育士養成の動向から—」『近畿大学九州短期大学研究紀要』、40、2010年、13-26頁。
- 7 奥泉敦司・小田倉泉・首藤敏元・志村洋子「現職保育士・幼稚園教諭の研修に関する考察」『埼玉大学教育学部教育総合実践センター紀要』、12、2013年、99-106頁。
- 8 保育士の力量形成について研修のあり方を検討した金子（金子智栄子「保育者の力量形成に関する新構想—保育者養成と現職研修の連携を求めて—」『文京学院大学人間学部研究紀要』、13、2013年、192頁。）によると、「園長・設置者研修、主任保育者研修、特別支援教育研修など受講に職務や受講者の課題に応じたものがある」、また、自治体によっては、経験年数別に区分され実施されている研修もあるとされる。
- 9 亀谷美代子・信田和子「主任（中間管理職）保育士に対する研修の取り組みについて」『横浜女子短期大学紀要』、21、2006年、65-84頁。
- 10 全国保育士会ホームページ「保育士の資質向上と保育内容の充実強化に向けた取り組み」（http://www.z-hoikushikai.com/donna/ayumi_02.htm 2014年3月12日閲覧）
- 11 例えば、「主任保育士特別講座修了生のためのリカレント研修第9回「保育スーパーバイザー」養成研修会」（<http://www.z-hoikushikai.com/kikansi/siryoy09supervisor.pdf> 2014年3月12日閲覧）などがある。
- 12 例えば、北海道ホームページ「施設職員などの研修」（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/jinzai/jinzkens.htm> 2014年3月12日閲覧）や厚生労働省 社会福祉法人日本保育協会主催の「平成17年度地域子育て支援センター担当者研修会A型—保育ソーシャルワーク研修会—」（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/09/d1/s0912-8g.pdf> 2014年3月12日閲覧）等がある。
- 13 橋本真紀「地域子育て支援センター職員の養成に関する考察I」『日本保育学会大会発表論文集』、56、2003年、146-147頁。
- 14 本研究の第5章参照。
- 15 前掲注13)に同じ。
- 16 鈴木朋子・日比野雅彦・小泉善茂「保育士現職教育についての意識調査—愛知県保育大学校研究課程修了生の実態をとおして—」『保育士養成研究』、18、2000年、57-70頁。

-
- 17 金子智恵子「リーダー的保育士の養成における一考察—4年制大学及び大学院修士課程における保育士養成課程について—」『保育士養成研究』、20、2002年、139-147頁。
- 18 リカレント教育はユネスコ（UNESCO）のポールラングラン（Paul Lengrand）が1965年に提唱した概念であり、生涯学習（生涯教育）が取り上げられ発展した歴史がある。保育者養成においては、職務能力向上のための現任者研修を意味合いで指すことが多く、先行研究の中にはカリキュラムを伴った研修だけではなく、同僚間での助言やベテランと呼ばれる保育士の技術の観察といった学習機会といった、よりインフォーマルな学習機会も含むものも見られるが、本研究では、カリキュラムを伴ったフォーマルな学習機会をリカレント教育としている。
- 19 川池智子「保育者の「子育て支援」に関わる専門性とリカレント教育（その1）—山梨県内の保育士への調査結果をてがかりとして—」『山梨県立大学人間福祉学部紀要』、3、2008年、19-32頁。
- 20 川池智子「保育者の「子育て支援」に関わる専門性とリカレント教育（その3）—まとめと考察：D.A.ショーンの「省察的実践家」モデルを手がかりにして—」『山梨県立大学人間福祉学部紀要』、6、2011年、21-31頁。
- 21 杉原薫「専門職養成教育における理論と実践の往還について - 20世紀初頭ドイツにおける社会福祉専門職養成を中心に - 」『広島大学大学院教育学研究科紀要』、60、2011年、47-54頁。
- 22 井口祥子「日本の子育て支援が抱える課題について—トロントの子育て支援施設を視察して—」内閣府所管公益財団法人 日本教育文化研究財団『研究紀要 特集：乳幼児期の探求Ⅱ』、37、2008年。
(http://www.jfecr.or.jp/publication/pub-data/kiyou/h20_37/t1-3.html 2014年3月17日 閲覧)
- 23 落合正行「家庭、学校、地域社会の連携による子どもの育児・教育—子育て支援に関する日本とトロント市との比較—」『追手門学院大学地域支援心理研究センター紀要』、1、2004年、50-65頁。
- 24 土田美世子「カナダのファミリーリソースセンターの職務とその専門性—トロント ペアレント・リソースーズの実践を通じて—」『京都光華女子大学研究紀要』、42、2004年、191-205頁。
- 25 前掲注24)、200頁。
- 26 福川須美「ファミリー・サポートのためのスタッフ養成—ライオン大学における家庭支援職資格認定課程について—」『駒沢女子短期大学研究紀要』、33、2000年、9-17頁。
- 27 前掲注7)に同じ。
- 28 山下由紀恵・三島みどり・名和田清子「しまね子育て支援専門職カンファレンスにおける研修ニーズの調査の分析」『島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要』、50、2012年、63-74頁。
- 29 成田朋子「保育所保育指針の改定と保育士の園内研修へのとりくみについて」『名古屋柳城短期大学研究紀要』、30、2008年、73-89頁。
- 30 橋本勇人「ソーシャルワークとケアワークの共通性を基盤としたソーシャルワーク教育の探求」『平成18・19年度科学研究費補助金（基盤研究（C））研究成果報告書』、31、2008年。
- 31 中原大介「保育士養成課程における「社会福祉援助技術」導入の経過と教育実践に関する研究」『大阪健康福祉短期大学紀要』、9、2013年、93-102頁。
- 32 前掲注6)、15頁。
- 33 松木宏史「子どもの貧困」と保育士養成—保育士のソーシャルワーク機能をめぐって—

『滋賀短期大学研究紀要』、38、2013年、106頁。

- 34 上村千尋「保育士養成課程におけるソーシャルワーク教授法（1） - 学生主体（learner-centered）の演習プログラムの展開 -」『山口芸術短期大学研究紀要』、37、2005年、43-60頁。
- 35 多田琴子・三宅茂夫「「子育て支援」に関する力量形成を目指した保育者養成の試み-子育て広場「あいあい」を通して学生が体感した語りから考察する-」『神戸女子大学文学部紀要』、44、2011年、117-137頁。
- 36 安藤健一「保育士養成課程における保育ソーシャルワークの可能性-生活場面面接への展開過程-」『清泉女学院短期大学研究紀要』、28、2010年、8頁。
- 37 守本友美「保育士養成課程におけるソーシャルワーク教育のあり方」『近畿大学豊岡短期大学紀要』、29、2001年、42頁。
- 38 研究代表者 大嶋恭二「保育サービスの質に関する調査研究」『厚生労働科学研究報告書』、2006年-2008年。
- 39 平成22年保育士養成課程等検討会「保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）」
(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/dl/s0324-6a_0001.pdf 2014年3月28日閲覧)
- 40 厚生労働省『指定保育士養成施設一覧（平成25年4月1日時点） 都道府県、指定都市、中核市別』http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku_youseikou.pdf（2014年5月9日閲覧）
- 41 後藤範子「4年制大学における保育士養成教育と資質能力向上に関する一考察」『東京家政学院大学紀要』、51、2011年、25頁。
- 42 丹羽さかの「保育士養成課程の課題に関する一考察-4年制大学における保育士養成課程の課題について-」『白梅学園大学・短期大学教育・福祉研究センター研究年報』、16、2011年、26-38頁。
- 43 栄留里美「第4章 イギリスにおける子ども虐待対応と子どもアドボケート」堀正嗣・栄留里美著『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』、明石書店、96頁。
- 44 前掲注3)、64頁。
- 45 平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号によると、子どもに関する科目は「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の1科目のみである。
- 46 日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会「提言 近未来の社会福祉教育のあり方について -ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて-」、2008年、iii頁。
- 47 前掲注3)、66頁。
- 48 高橋利一「第1章 子ども家庭領域における人材育成」『これからの子ども家庭ソーシャルワーカー スペシャリスト養成の実践』、ミネルヴァ書房、2010年、16頁。
- 49 現在、保育並びにソーシャルワークの知識、技術を持った専門職がスーパーバイザーとして、拠点事業を巡回し、相談にのっているケースも見受けられることから、担当者が保育ソーシャルワークに関する力量を形成していくことを目指しながらも、そのような外部機関との連携も求められよう。
- 50 チルドレンセンターはチルドレンズ・センターと表記される場合もあるが、本論においてはチルドレンセンターと記す。
- 51 内閣府ホームページ「資料1 諸外国の幼保統合施設」
www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/.../k_3/.../s1.pdf（2014年6月1日閲覧）
- 52 原田恒恵「チルドレンズ・センターにおける子どもと家族への支援」『教育福祉研究』、17、2011年、109頁。
- 53 前掲注51)に同じ。
- 54 各センターによっても異なるが、カウンセラーやソーシャルワーカー、幼稚園教諭等といった専門スタッフが配置されている。

55 各センタにーによって人数配置は異なるが、その数は20名～30名程度である。

56 埋橋玲子「第2章 シュア・スタートとイギリスの乳幼児・家族支援」岩重佳治 埋橋玲子 フランベネット 中嶋哲彦著『イギリスに学ぶ子どもの貧困解決』、かもがわ出版、2011年、52頁。

57 日本においては、イギリスのチルドレンセンターと似た取り組みとして、東京における子ども家庭支援センターがある。子ども家庭支援センターは、東京都が独自の政策で1995年10月に開始し、順次各市町村に設置してきたものである。そこでは、全ての子どもと家庭を対象に、子どもと家庭のあらゆる相談、問題への適切な対応、地域の子育て支援活動を推進、子どもと家庭支援のネットワークの構築を目的に福祉・保健・医療・教育等の各分野の関係機関と連携した取り組みが目指されている。しかし、これは東京都のみの取り組みであり、他の地域においては見られていない。また、先行研究（金子恵美「地域における子ども家庭支援ネットワークの展開に関する研究 - 東京都子ども家庭支援センターとイングランドのファミリーセンター等の比較 -」『子ども家庭福祉学』、9、2009年、15-25頁。）では、子ども家庭支援センターでの取り組みはチルドレンセンターのそれと比較すると、プログラムの多彩さや専門性、アウトリーチ先といった点において、限定的であることが示されている。

1. 総括

本論では、地域子育て支援拠点事業において担当者の多くを占める保育士が実施するソーシャルワークを保育ソーシャルワークと定義し、拠点事業を利用していない子どもと子育て家庭（以下、非利用者）に焦点をあて、現状において担当者である保育士が保育ソーシャルワークを実施していく必要性和実施の可能性について検討してきた。母親の孤立化や家族形態の変化を受けて地域が変貌し、拠点事業の重要性が高まりつつあるなか、利用者だけでなく非利用者にも支援を実施していくといった担当者の役割を確認することは急務であると考ええる。

まず、第1章では拠点事業に焦点をあて、これまでの地域子育て支援に関する施策を振り返り、保育所が通所する子どもとその保護者だけでなく、保育所を利用しない地域に住む子どもや子育て家庭も視野に入れた支援が求められてきたことを確認した。しかし、在宅育児を含む子どもへの支援はその必要性が随時唱えられながらもこれまでおきざりにされてきたことを確認した。そしてすべての子どもと子育て家庭への支援のためには、非利用者に焦点をあて、担当者が保育ソーシャルワークを実施しアウトリーチしていく必要性を述べた。

第2章では、非利用者に焦点をあて、非利用者にアンケート調査を実施することで非利用者の現状と課題について検討した。そこでは、非利用の要因として拠点事業の情報がいまだすべての子育て家庭に対して認知されていないことが明らかになった。また、拠点事業を認知している人たちであっても利用につながっていないことも明らかになり、担当者が継続して、アウトリーチを実施していく必要性を指摘した。

第3章では、現在のアウトリーチ活動の1つとして拠点事業のセンター型における地域支援活動を取り上げ、インタビュー調査からその現状と課題を検討した。そこで、地域支援活動を阻害する要因として第1に情報不足、不安感、第2に担当者の力量不足、第3に外的要因の3要因があることを仮説として提示した。

第4章では、第3章で提示した仮説を、拠点事業担当者へのインタビューのなかで提示された事例を基に検討した。担当者には、地域支援活動を実施していく際の困難性について事例を中心に語ってもらい、その結果をM-GTAによって分析した。分析した結果、「職員の力量」と「外的要因」の2つの要因が見出された。「職員の力量」は第3章で得られたものであり、その結果を支持するものであったといえる。また、「外的要因」は、第3章における「情報不足・不安感」を内包する要因として考えられた。またこの2つの要因を通してモデルを提示した。しかし、拠点事業そのものがそれぞれの地域を基盤とした事業であることからその事業内容の多様性は容易に想像することができ、それに伴った困難性も見出されてくる可能性は否めない。インタビューを継続し、モデルを再考していくことが課題として示された。

第 5 章では、拠点事業における事業内容を担当者からのインタビュー調査から分析し、事業実施において求められている力量について検討を行った。そこで、事業実施にあたっては、保育の知識や力量以外にソーシャルワークの力量が求められていることが明らかになった。また、担当者のソーシャルワークの認知についてアンケート調査より検討した。そこで言葉としては浸透しているものも、具体的な内容や方法は習得できていないことについて言及した。

第 6 章では、これまでの調査結果を踏まえ、担当者がソーシャルワークを実施していくための可能性として現在の研修システムのあり方を捉え検討した。現状の担当者に対する研修としては、カナダの例を紹介し、リカレント教育も視野に入れた研修体制の整備の必要性について提示した。また、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士資格と保育の専門職である保育士資格の両方を合わせ持つことの必要性について触れ、現在の我が国の状況として両方の資格を併せ持つ人数が少ないことを示し、今後の養成には大学だけでなく、アドバンスコースを設定した上で養成にあたることの重要性について述べた。そして、担当者が保育ソーシャルワークを実施していくためには、それを支える体制を整備していく必要性を提示した。短期的には人数配置を全ての拠点事業において 1 名から 2 名に増加させていくこと、そして拠点事業の事業内容を関係機関、地域住民にも幅広く周知させていくことより、地域に出向いた活動を実施しやすくするようにしていくことの必要性について述べた。さらに長期的には拠点事業に求められる事業内容を改めて検討しなおし、そのために必要な体制を再整備していくことの必要性について述べた。

さて、本論は拠点事業を利用していない非利用者に焦点をあて、非利用者にとっての支援とはどのようにしてなされ得るかという問いをたてて検討を行ってきた。また、そのための具体的課題として次の 4 点を挙げていた。すなわち 1 点目は、拠点事業を中心に非利用者の視点から地域子育て支援施策を振り返り、どのような問題点が表出しているのかを検討する。2 点目は、非利用者の視点から拠点事業の現状と課題を明らかにする。3 点目は非利用者への支援を実施していくにあたっての困難性や課題を明らかにする。4 点目は非利用者への支援を今後さらに提供していくために必要な提言を行うことであった。次にこれらの 4 つの課題に対する結果をまとめる。

まず 1 点目については、第 1 章における国の施策、答申、報告書を中心とした拠点事業に関する地域子育て支援策の振り返りのなかで、これまでにも事業担当者は非利用者への支援を重視しているながらも、実現できていない状況であることを指摘し、非利用者への支援のためには担当者がアウトリーチを実施していく必要があるということ述べた。そして、アウトリーチ実施にあたってはソーシャルワークの知識や技術を習得していくことが求められる点についても指摘した。つまり、そこには非利用者への支援方法が必要とされながらも、現在の担当者の力量及び体制では困難であるという現状における問題が明らかになった。2 点目の課題であった非利用者の視点からの拠点事業の現状と課題については、第 2 章において、拠点事業非利用者へのアンケート調査を実施した結果、まず、拠点事業

を認知していないことから非利用に至っている人たちの存在が明らかになり、継続した広報活動を実施していくことが課題であることについて指摘した。また、様々な要因から拠点事業の利用に至っていない非利用者の存在が明らかになり、非利用者の支援のためには彼らが利用している 1 つの場所として公園を取り上げ、公園を支援の場として捉え、そこに出向くアウトリーチ活動の実施、並びに在宅訪問していくアウトリーチ活動の実施を課題として提示した。次に 3 点目については、3、4、5 章において、拠点事業担当者を対象としたインタビュー調査、アンケート調査を実施して、その困難性と課題を検討した。その結果、担当者は非利用者への支援としての地域支援活動を実施していく必要性は感じていたものの、同様に困難性も感じていた。困難性としては、保育に関する知識やソーシャルワークに関する知識といった担当者の力量不足と体制の不整備があることを提示した。つまり、担当者が保育ソーシャルワークの力量を保持していないため、活動が難しく感じていることが明らかになった。そして、最後に 4 点目の課題についてであるが、第 6 章において、保育ソーシャルワーカー養成と保育ソーシャルワークを実施していくための体制整備について展望した。現状ではソーシャルワークの知識が不十分であることが分かっているため、まずは現任担当者のソーシャルワークへの理解を深めるために研修を実施していくことを提示した。しかし、研修ではソーシャルワーク実施に問題があることが指摘されていることもあり、養成課程が必要であることを展望した。そして、担当者が保育ソーシャルワークを実施していくことで非利用者への支援の一端が担えるのではないかと提言した。そして体制整備については、現状では絶対的な仕事量に対する人数配置の少なさや拠点事業の内容が関係機関に詳細に伝わっていないこと等から希望を持っていたとしても非利用者に支援していけない状況があった。そのためまず短期的には拠点事業で求められている事業内容をさらに地域や関係機関に広く周知していくことや人数をできるだけ配置できるように国レベルで予算措置を実施していくこと、さらに長期的には拠点事業で求められている内容を再度検討しなおし、それに見合った体制を外国等のケースも参考にしながら再整備していくことを提言した。

本論では、地域における非利用者への支援のためには、拠点事業担当者の保育ソーシャルワーク実施が必要であり、いかにして保育ソーシャルワーク実施ができるのかという観点から検討を行ってきた。では最後に、この問いについて検討を行いたい。

非利用者はなんらかの理由によって拠点事業の利用に至っていない子どもとその保護者である。その理由については第 2 章において検討をしてきたが、拠点事業そのものについて認知していないというケースや利用したいと考えていても交通の利便性や拠点施設まで遠いといった立地条件から利用できていないグループ、また拠点施設における対人関係を気にするあまり利用できていないグループが理由として見られた。本論のインタビューにおいても、「(担当者が訪問してくれたことに対して) 3 回目に先生に会わなかったら、自分はどうつになってたって。・・・でも (センターに) 行くのに勇気がいったって、すぐ近くなんですけどね。」と担当者が話すように、利用する気持ちがあつたとしても利用に至ってい

ない人たちが存在し、それらの人たちにとっては、担当者が家を訪問することで外部と繋がっていく契機になっていくと考えられる。つまり、アウトリーチという支援が非利用者にとって1つの重要な支援のあり方になっているのではないだろうか。

しかし一方で、すべての非利用者に対してアウトリーチを実施し、支援していくことができるとは言えない状況にあることは否めない。つまり、その支援を受け入れない保護者がいることは想像に難くない。そしてさらにアウトリーチをしたからといってそれがすべて非利用者への支援につながる事が難しいことは言うまでもない。そこには非利用者である子どもとその保護者に働きかけ、状態を適切にアセスメントし、その両者のニーズを把握し、支援につなげていく保育ソーシャルワークの力量が必要となろう。もちろん非利用者には拠点事業の担当者だけではなく、保健師や民生児童委員等、多様な人々に関わる可能性がある。そのため、他の関係機関で得ている情報を交換し、連携した支援のあり方を検討するためにもソーシャルワークの力量は欠かせないとする。すなわち、担当者が保育ソーシャルワークの力量を保持することは、ひいては地域全体で非利用者を支援していくことにつながるのではないだろうか。

そして、担当者の保育ソーシャルワークの力量形成については第6章において前述しており、ここで繰り返すまでもないが、近年保育ソーシャルワークに対する関心が高まってきており、保育ソーシャルワーカーと名のる実践者¹もいることから、保育ソーシャルワークの必要性は研究だけでなく、現場においても高まっていることが窺える。まずは広く保育ソーシャルワークへの認識を高め、実践へとつなげていくことが求められよう。

2. 本論の限界

以下に本論の課題を4点示す。

まず1点目として、拠点事業が現在進行形の事業であり、本論執筆途中に枠組みや名称等が変更してしまったことから、表記に齟齬が生じてしまった点は否めない。また、調査もそれぞれの時点で実施されたものであり、2013年の枠組み変更に伴い、拠点事業（センター型）がそれまでのひろば型と統合され一般型となったものの、本論では一般型のみの考察に留まってしまった点も本論の限界である。

2点に、2013年の枠組み変更に伴い、拠点事業はこれまでのひろば型とセンター型を含む一般型と連携型が生じている問題である。ひろば型においては、その成り立ちが草の根運動的に広がってきた民間主導であったことからの影響を受け、担当者も保育士である場合は数少ない。しかし、一般型として今後益々同様の効果を求められることから考えると、そこにおいても保育ソーシャルワークの実施は必須であろう。ここにおいて、どのようにその専門性を担保し、効果を発揮していくのかについては今後の大きな検討課題である。

そして、3点には養成課程における保育ソーシャルワーカー養成のカリキュラム構想には言及できなかった問題がある。現在、保育士養成課程においてはソーシャルワーク科目の充実が度々図られてきており、社会福祉系大学においては同時に保育士資格を取得できる

ところも散見されてきている。しかし、現状においてはいずれにおいても保育ソーシャルワーカーと標榜できるほどのものには至っていない状況にある。保育ソーシャルワークを実施していくためのカリキュラム構想をどのようにしていくかは更なる検討が必要である。

最後に体制整備の問題がある。拠点事業は先述してきたように保育所に併設される形で開始されたセンター型がその前身であったため、現在もその形態が多く、保育所の職員がなんとかその任を担っている状態にある。しかし求められている事業内容から考えるとその体制整備は必須であろう。今後どのような体制を構築していくかについては今後検討していきたい。

3. 謝辞

本研究は、子育て支援の現場で働いていたときの、「本当に私は支援なんてできているのだろうか」という不安な気持ちと、自らが子育てをしていくなかで「誰とも話す機会がない、みんなどうやって子育てしているんだろう」という戸惑いから始まったものである。そのなかで、多くの方々にお世話になった。この場を借りて深く御礼申し上げたい。

主査である伊藤良高先生は、子育て支援の研究をしてみたいという私の漠然とした思いを快く引きうけてくださり、時には叱咤激励してここまで導いてくださった。副査である豊田謙二先生、堀正嗣先生には私の足りない点を的確にご指導いただき、視野を広げていただいた。永野典詞先生は研究室の仲間でもあり、その都度重要な示唆を与えてくださった。また、ご多忙ながら調査にその都度快く応じてくださった拠点事業の担当者の先生方、保護者の方々、そして裏で常に支えてくれた研究室の仲間と家族にも心からお礼を申し上げます。

まだ本研究ではクリアできていない点もあり、多くの課題が残されている。今後もこれまでの体験を生かし、子育て支援の動向を見つめ深めていきたい。

注および引用文献

¹ 例えば、保育ソーシャルワーカーとして保育現場において、保護者支援や保育相談支援のあり方等の研修、講演会活動を実施している者が見られる。

参考文献

- ・独立行政法人国立女性教育会館（編）『家庭教育・次世代育成支援のためのプログラムに関する調査研究 参考資料 子育て支援におけるアウトリーチの取り組み—地域の人材を活かして支援を届けるしくみづくり—』2008年。
- ・原田正文『子育て支援とNPO』、朱鷺書房、2002年。
- ・橋本好市 直島正樹編著『保育実践に求められるソーシャルワーク 子どもと保護者のための相談援助・保育相談支援』、ミネルヴァ書房、2012年。
- ・堀 正嗣編著『イギリスの子どもアドボカシー その政策と実践』、明石書店、2011年。
- ・ジーン・レイヴ・エティエンヌ・ウェンガー（著）/佐伯胖（訳）『状況に埋め込まれた学習 正統的周辺参加』、産業図書、1993年。
- ・片川智子「<子育て支援>事業の課題を探る」『保育の実践と研究』、8（1）、2003年、46-54頁。
- ・小伊藤亜希子 室崎生子（編）『子どもが育つ生活空間をつくる』、かもがわ出版、2009年
- ・小宮信夫（編）『子育て支援シリーズ4 安全・安心の環境づくり 地域で守る・自分で守る』、ぎょうせい、2008年。
- ・松永愛子『地域の子育て支援センターのエスノグラフィー—「親子の居場所」創出の可能性—』、風間書房、2012年。
- ・丸木恵祐・本名信行（訳）『ゴッフマンの社会学4—新しい日常行動論を求めて』、誠心書房、1980年。
- ・松田博雄 山本真美 熊井利廣『三鷹市の子ども家庭支援ネットワーク 地域における子育て支援の取り組み』、ミネルヴァ書房2003年。
- ・宮坂靖子「育児不安と育児ネットワーク—「公園づきあい」の視点から—」『家族研究論叢』、6、2000年、55-75頁。
- ・中板育美「切れ目のない子育て支援 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業」『月刊地域保健』、40(7)、2009年、21-31頁。
- ・中板育美「こんにちは赤ちゃん事業・養育支援訪問事業成功のポイント 子どもにも親にも地域にも、やさしくあたたかいサービスとして根づきますように」『保健師ジャーナル』、65(5)、2009年、370-374頁。
- ・NPO法人ホームスタート・ジャパン（編）『家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」実践ガイド』、明石書店、2011年。
- ・大日向雅美（編）『子育て支援シリーズ3 地域の子育て環境づくり』、ぎょうせい、2008年。
- ・大豆生田啓友『支え合い、育ち合いの子育て支援 保育所・幼稚園・ひろば型支援施設における子育て支援実践論』、関東学院大学出版会、2006年。
- ・大豆生田啓友編著『子育て支援&子育てネットワーク』、フレーベル館、2007年。
- ・労務研究所「内閣府 少子化社会対策会議「子ども・子育て応援プラン」を決定」『旬刊福利厚生』、1861、2005年、50-52頁。
- ・佐藤毅・折橋徹彦（訳）『ゴッフマンの社会学2 出会い—相互行為の社会学』、誠心書房、1985年。
- ・仙田満「子どもの成育環境と遊環構造」『Civil engineering consultant』、244、2009年、20-23頁。
- ・芝野松次郎 小野セレストア摩耶 平田祐子『ソーシャルワークとしての子育て支援コーディネート』、関西学院大学出版会、2013年。
- ・新堀嘉代子「地域で求められる保健師活動 自治体におけるこどもの地域支援活動」『公衆衛生』、74(7)、2010年、580-583頁。
- ・新福綾乃・十代田朗・津々見崇「乳幼児を伴う外出行動の実態に関する研究—東京・自

由が丘及び代官山におけるケーススタディー」『(社) 日本都市計画学会 都市計画論文集』、44 (3)、2009年、367-372頁。

・杉山千佳(編)『現代のエスプリ子どものいる場所 今、子どもたちはどこにいるか』、志文堂、2005年。

・杉山千佳(編)『現代のエスプリ 21世紀の子育てのあり方』、志文堂、2001年。

・杉山千佳『はじめよう!子育て支援・次世代育成支援』、日本評論社、2009年。

・杉山千佳『はじめよう!子育て支援!次世代育成支援』、日本評論社、2009年。

・高橋勝(編著)『子ども・若者の自己形成空間—教育人間学の視線から』、東信堂、2011年。

・高橋重宏 山縣文治 才村純編『子ども家庭福祉とソーシャルワーク』、有斐閣、2002年。

・寺村ゆかの「早期からのドロップイン・サービス利用を促進させる一手法としてのペリネイタル・アウトリ-チ・サービス」『子ども家庭福祉学』、9、2010年、71-78頁。

・矢島洋子・鈴木陽子「子どもの「居場所」からみた家族・社会」『UFJ Institute REPORT』、9(1)、2003年、73-91頁。

・安田誠人 立花直樹編『保育における相談援助・相談支援』、晃洋書房、2011年。

・吉田ゆり「まちづくり法とその施行にみる子育て・子育てへの視点—公共空間における移動、子育てバリアフリーについての一考察—」『鹿児島純心女子大学国際人間学部紀要』、16、2010年、117-131頁。